

平成 30 年 11 月 13 日

一般社団法人 日本病院会  
会員病院 各位

一般社団法人 日 本 病 院 会

## 消費税の軽減税率制度に関するQ&A等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2019年10月1日より消費税の軽減税率制度が実施されるにあたり、厚生労働省医政局地域医療計画課から、国税庁の軽減税率制度に関するQ&A集等の改訂がなされたとの連絡がございました。

つきましては、下記資料を添付いたしますので、何卒、ご高覧いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

### 記

- 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する  
Q&A（平成30年11月改訂） P2 ～ P94
- 消費税の軽減税率制度に関するQ&A（制度概要編）（平成30年1月改訂） P95 ～ P128
- 消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）（平成30年11月改訂） P129 ～ P216
- （参考）軽減税率制度に関するQ&A等追加内容（抜粋） P217

以上

## 消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関するQ&A

平成35年（2023年）10月1日から消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式が導入されます。

この「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」は、事業者の皆様が、平成31年（2019年）10月1日に実施される消費税の軽減税率制度への対応とともに適格請求書等保存方式への対応もご検討いただけるよう、適格請求書等保存方式について、わかりやすく解説したものです。

また、今後、寄せられた質問や頂いた疑問点を踏まえて、随時、追加や掲載内容の改訂を行っていく予定です。

平成30年6月  
（平成30年11月改訂）  
国税庁消費税軽減税率制度対応室

## 凡例

○ 文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりです。

28年改正法…… 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）

改正令…… 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）

消法…… 28年改正法による改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）

新消法…… 28年改正法及び所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）  
による改正後の消費税法

消令…… 改正令による改正前の消費税法施行令（昭和63年政令第360号）

新消令…… 改正令による改正後の消費税法施行令

新消規…… 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第18号）  
による改正後の消費税法施行規則（昭和63年大蔵省令第53号）

電帳法…… 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関  
する法律（平成10年法律第25号）

電帳規…… 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関  
する法律施行規則（平成10年大蔵省令第43号）

基通…… 消費税法基本通達（平成7年12月25日付課消2-25ほか4課共同「消費  
税法基本通達の制定について」通達の別冊）

インボイス通達 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通  
達（平成30年6月6日付課軽2-8ほか5課共同「消費税の仕入税額控除  
制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について」通  
達の別冊）

○ 和暦・西暦対照表

平成31年…… 2019年

平成37年…… 2025年

平成32年…… 2020年

平成38年…… 2026年

平成33年…… 2021年

平成39年…… 2027年

平成34年…… 2022年

平成40年…… 2028年

平成35年…… 2023年

平成41年…… 2029年

平成36年…… 2024年

平成42年…… 2030年

## 《 目 次 》

### I 適格請求書等保存方式の概要

(適格請求書等保存方式の概要)

問1 平成35年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式」の概要を教えてください。…………… 1

### II 適格請求書発行事業者の登録制度

#### 1 登録手続

(登録の手続)

問2 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。…………… 4

(登録の効力)

問3 適格請求書発行事業者の登録の効力は、いつから発生するのですか。…………… 4

(登録に係る経過措置)

問4 登録申請書の提出は、平成33年10月1日から行うことができるとのことですが、適格請求書等保存方式が導入される平成35年10月1日に登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。…………… 5

(免税事業者が平成35年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合)

問5 免税事業者が平成35年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録に当たり、課税選択届出書の提出は不要とのことですが、この場合、いつから課税事業者となりますか。…………… 6

(登録の任意性)

問6 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。…………… 7

(新設法人等の登録時期の特例)

問7 新設法人が事業開始(設立)と同時に適格請求書発行事業者の登録を受けることはできますか。…………… 7

(登録の拒否)

問8 適格請求書発行事業者の登録を申請した場合に、登録を拒否される場合はありますか。…………… 8

(登録の取りやめ)

問 9 適格請求書発行事業者の登録を取りやめたいのですが、どのような手順が必要ですか。…………… 8

(登録の取消し)

問 10 適格請求書発行事業者の登録が取り消される場合はありますか。…………… 9

(適格請求書発行事業者が免税事業者となる場合)

問 11 当社は、適格請求書発行事業者の登録を受けています。翌課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下ですが、当社は、免税事業者となりますか。…………… 10

(登録番号の構成)

問 12 登録番号は、どのような構成ですか。…………… 10

## 2 公表等

(適格請求書発行事業者登録簿の登載事項等の公表方法)

問 13 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項は、どのような方法で公表されますか。… 11

(インターネットを利用した公表事項の閲覧)

問 14 適格請求書発行事業者についての公表事項の閲覧方法を教えてください。…………… 11

### Ⅲ 適格請求書発行事業者の義務等

#### 1 総論

(適格請求書発行事業者の適格請求書の交付義務)

問 15 適格請求書発行事業者は、どのような場合に適格請求書の交付義務が課されるのですか。  
また、交付義務が課されない場合はあるのですか。…………… 12

(適格簡易請求書の交付ができる事業)

問 16 適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付できるのは、どのような場合ですか。・ 12

(適格請求書の様式)

問 17 適格請求書の様式は、法令又は通達等で定められていますか。…………… 13

(手書きの領収書)

問 18 当店は、現在、顧客に手書きの領収書を交付しています。適格請求書等保存方式の導入  
後においても、その手書きの領収書を適格請求書として交付することはできますか。… 13

(適格返還請求書の交付義務)

問 19 返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格請求書発行事業者は、何  
か対応が必要ですか。…………… 14

(適格請求書に係る電磁的記録による提供)

問 20 当社は、請求書を取引先にインターネットを通じて電子データにより提供してしま  
すが、この請求書データを適格請求書とすることができますか。…………… 14

(適格請求書の記載事項に誤りがあった場合)

問 21 交付した適格請求書の記載事項に誤りがあった場合、何か対応が必要ですか。…………… 15

(登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い)

問 22 適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者に対しては、その旨が書面で通知されるそ  
うですが、登録日から通知を受けるまでの間の取引については、既に請求書（区分記載請  
求書の記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」を記載してお  
り、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載はありません。）を交付しています。改め  
て、適格請求書の記載事項を満たした書類を交付しなければいけませんか。…………… 15

#### 2 交付義務の免除

(適格請求書の交付義務が免除される取引)

問 23 適格請求書の交付が困難な取引として、交付義務が免除される取引にはどのようなもの  
がありますか。…………… 16

(公共交通機関特例の対象)

問 24 公共交通機関特例の対象となる公共交通機関の行う旅客の運送とは、具体的にはどのようなものですか。…………… 16

(公共交通機関特例の3万円未満の判定単位)

問 25 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、どのような単位で判定するのですか。…………… 17

(特急料金・入場料金)

問 26 特急列車に乗車するために支払う特急料金や駅構内に入場するために支払う入場料金は、公共交通機関特例の対象になりますか。…………… 17

(卸売市場を通じた委託販売)

問 27 卸売市場を通じた生鮮食料品等の委託販売は、出荷者の適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的には、どのような取引が対象となりますか。…………… 17

(農協等を通じた委託販売)

問 28 農業協同組合等を通じた農林水産物の委託販売は、組合員等の適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的には、どのような取引が対象となりますか。…………… 18

(自動販売機及び自動サービス機の範囲)

問 29 3万円未満の自動販売機や自動サービス機による商品の販売等は、適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的にはどのようなものが該当しますか。…………… 19

### 3 適格請求書の交付方法

(媒介者交付特例)

問 30 当社(委託者)は、取引先(受託者)に商品の販売を委託し、委託販売を行っています。これまで、販売した商品の納品書は取引先から購入者に交付していましたが、この納品書を適格請求書として交付することはできますか。なお、当社と取引先はいずれも適格請求書発行事業者です。…………… 20

(複数の委託者から委託を受けた場合の媒介者交付特例の適用)

問 31 当社(受託者)は、複数の取引先(委託者)から委託を受けて、受託販売を行っています。一の売上先に対して、複数の取引先の商品の販売を行うことがあり、その場合、媒介者交付特例により、当社が一括して適格請求書を交付することは可能でしょうか。【平成30年11月追加】…………… 22

(任意組合等に係る事業の適格請求書の交付)

問 32 当社は、取引先数社と任意組合であるJVを組成し、建設工事を行っています。このような任意組合により事業を行う場合、取引の相手方に対し、どのように適格請求書を交付すればよいですか。…………… 24

(適格請求書発行事業者とそれ以外の事業者の共有資産の譲渡等)

問 33 当社は、適格請求書発行事業者です。適格請求書発行事業者でない事業者と共有している建物を売却することになりましたが、適格請求書はどのように交付すればよいですか。…………… 24

#### 4 適格請求書の記載事項

(適格請求書に記載が必要な事項)

問 34 当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。これまで(軽減税率制度の実施前)、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次の請求書を取引先に交付していました。今後(軽減税率制度の実施後)、平成35年10月からの適格請求書等保存方式の導入を踏まえ、適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような対応が必要ですか。…………… 25

(屋号による記載)

問 35 現在、当社は、請求書を交付する際に記載する名称について、屋号を使用しています。適格請求書に記載する名称も屋号で認められますか。…………… 27

(記号、番号による適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号の記載)

問 36 現在、当社は、名称に代えて、取引先と共有する取引先コード(取引先コード表により当社の名称等の情報を共有しています。)を請求書に記載しています。取引先コードの内容に登録番号を追加することにより、適格請求書の記載事項を満たすことになりませんか。 28

(適格請求書に記載する消費税額等の端数処理)

問 37 適格請求書には、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要となるそうですが、消費税額等を計算する際の1円未満の端数処理はどのように行えばよいですか。…………… 28

(適格簡易請求書の記載事項)

問 38 当社は、小売業(スーパーマーケット)を営む事業者です。これまで(軽減税率制度の実施前)、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次のレシートを取引先に交付しています。小売業などは、適格請求書の交付に代えて、記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができるそうですが、その記載事項について教えてください。…………… 29



(適格返還請求書の記載事項)

問 39 適格返還請求書の記載事項について教えてください。…………… 32

(適格請求書と適格返還請求書を一の書類で交付する場合)

問 40 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。適格請求書等保存方式においては、請求書の記載についてどのような対応が必要ですか。…………… 33

(販売奨励金等の請求書)

問 41 当社は、販売促進の目的で、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先（当社の売上先）に販売奨励金を支払うこととしています。販売奨励金の精算に当たっては、取引先から交付される奨励金請求書に基づき支払い、消費税については、売上げに係る対価の返還等として処理しています。この場合、適格請求書等保存方式においては、当社から取引先に対して、改めて、適格返還請求書を交付する必要がありますか。【平成 30 年 11 月追加】…………… 35

(適格請求書に係る電磁的記録の内容)

問 42 当社は、書類に代えて、インターネットを利用して電子メールで請求書に係る電磁的記録を提供しています。適格請求書に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供できるようですが、この電磁的記録には、どのような内容を記録する必要がありますか。…………… 36

(一定期間の取引をまとめた請求書の交付)

問 43 当社は、取引の都度、取引先に商品名を記載した納品書を交付するとともに、請求については1か月分をまとめて、請求書を交付しています。現在（軽減税率制度の実施前）、以下のように、請求書において、1か月分の取引に係る納品書番号を記載した上で、税込金額の合計額を記載しています。平成 35 年 10 月からは、請求書を適格請求書として交付しようと考えていますが、どのような対応が必要ですか。…………… 37

(複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理)

問 44 当社は、これまで（軽減税率制度の実施前）、商品の納品の都度、取引先に納品書を交付しており、そこには、当社の名称、商品名、納品書ごとの合計金額を記載しています。当社は、平成 35 年 10 月から、納品書に、税率ごとに区分して合計した税込価額、適用税率と納品書ごとに計算した消費税額等の記載を追加するとともに、請求書に登録番号の記載を追加すれば、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすことになりますか。また、その場合、端数処理はどのように行えばよいでしょうか。【平成 30 年 11 月追加】・ 40

(一括値引がある場合の適格簡易請求書の記載)

問 45 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社では、飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額（税込み）から 1,000 円の値引きができる割引券を発行しています。平成 35 年 10 月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。【平成 30 年 11 月追加】 ..... 41

(書面と電磁的記録による適格請求書の交付)

問 46 当社は、E D I 取引を行っており、受発注や納品などの日々の取引については、取引先と電磁的記録を交換することにより行っています。ただし、請求書については、月まとめで、書面により取引先に交付しています。請求書を適格請求書とするために、請求書には、以下のように登録番号等の記載を行い、日々の取引の明細については、電磁的記録である請求明細（税率ごとに分けて作成します。）を参照しようと考えています。このような場合であっても、適格請求書を交付したことになりますか。 ..... 43

(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)

問 47 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。これまで（軽減税率制度の実施前）、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、次のような請求書を取引先に交付しています。当社が交付する請求書を適格請求書とするためには、記載内容にどのような変更が必要でしょうか。【平成 30 年 11 月追加】 ..... 44

(任意組合が交付する適格請求書の記載事項)

問 48 民法上の任意組合（組合員の全てが適格請求書発行事業者であり、その旨の届出書を所轄税務署長に提出しています。）の事業として行った取引について、適格請求書を交付する場合、適格請求書には、組合員全ての「氏名又は名称及び登録番号」を記載する必要がありますか。 ..... 45

(平成35年9月30日以前の請求書への登録番号の記載)

問 49 当社は、平成 33 年 10 月に登録申請書を提出し、適格請求書等保存方式が実施される前（平成 35 年 9 月 30 日以前）に登録番号が通知されました。平成 35 年 9 月 30 日以前に交付する区分記載請求書等に登録番号を記載しても問題ないですか。 ..... 46

5 適格請求書等の写しの保存

(適格請求書の写しの保存期間等)

問 50 交付した適格請求書の写しや提供した適格請求書に係る電磁的記録については、何年間保存が必要ですか。 ..... 47

(適格請求書の写しの電磁的記録による保存)

問 51 当社は、自己の業務システムで作成した適格請求書を出し、書面で交付しています。  
適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません、書面で交付した適格請求書の写しとして、当該システムで作成したデータを保存することも認められますか。…………… 47

(適格請求書に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法)

問 52 当社は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供しています。  
提供した電磁的記録については、保存しなければならないとのことですが、どのような方法で保存すればよいですか。…………… 48

#### IV 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件

##### 1 総論

(仕入税額控除の要件)

問 53 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件を教えてください。…………… 50

##### 2 請求書等の保存

(提供された適格請求書に係る電磁的記録の書面による保存)

問 54 当社は、取引先から請求書を電子データにより提供を受けました。これを出力して保存することで、仕入税額控除の要件を満たしますか。なお、提供を受けた請求書データは、適格請求書の記載事項を満たしています。…………… 52

(仕入明細書の相手方への確認)

問 55 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。適格請求書等保存方式の下でも仕入明細書を保存することによって、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすそうですが、相手方への確認は、どのように行えばよいですか。…………… 52

(仕入明細書等の記載事項)

問 56 当店は、食料品及び日用雑貨の小売を行っています。これまで(軽減税率制度の実施前)、仕入先への代金の支払に当たり、以下のような仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。平成 35 年 10 月 1 日からは、適格請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすためには、仕入明細書について、どのような対応が必要ですか。…………… 54

(書面と電磁的記録を合わせた仕入明細書)

問 57 当社は、EDI 取引を行っており、取引先と電磁的記録を交換することにより、日々の受発注などを行っています。また、決済に当たっては、取引先から請求書が交付されず、当社から取引先に、月まとめで支払通知書を書面で交付しています(いわゆる請求レス取引)。支払通知書には相手方の登録番号等の記載を行いますが、日々の取引の明細については、取引先から提供される電磁的記録である取引明細(税率ごとに分けて作成されています。)を参照しようと考えています。このような場合、相手方の確認を受けた上で、書面の支払通知書と取引明細の電磁的記録を合わせて保存することで、仕入税額控除の要件である仕入明細書の保存があることとなりますか。…………… 56

(仕入明細書に記載する課税仕入れに係る支払対価の額)

問 58 適格請求書等保存方式の下では、記載事項を満たす仕入明細書には、「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」と「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要とのことですが、税抜きの仕入金額と消費税額等を記載することで、必要な記載事項を満たすこととなりますか。【平成 30 年 11 月追加】…………… 57

(仕入明細書において対価の返還等について記載した場合)

問 59 当社は、食品及び日用雑貨の販売を行う事業者です。当社の商品販売売上げに関しては、請求書の交付をすることなく、相手方から交付される次の支払通知書に基づき支払いを受けています。また、返品があった場合には、支払通知書にその内容等が記載されていますが、こうした場合であっても、適格請求書等保存方式においては、改めて、適格返還請求書を交付する必要がありますか。なお、相手方は、仕入税額控除の適用を受けるために、支払通知書を保存しています。【平成 30 年 11 月追加】 …………… 58

(適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付する場合)

問 60 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。仕入明細書には、当社が行った商品の配送について、配送料として記載し、仕入金額から控除しており、これは、当社の売上げとして計上しています。この場合、仕入明細書とは別にその配送料に係る適格請求書を相手方に交付しなければならないのでしょうか。【平成 30 年 11 月追加】 …………… 60

(任意組合の構成員が保存しなければならない請求書等)

問 61 当社は、取引先数社と任意組合を組成し、イベントを行っています。現行、仕入先から交付される請求書等は、幹事会社が保管し、当社を含めた構成員は、幹事会社から精算書の交付を受けています。適格請求書等保存方式においては、構成員である当社も仕入先から適格請求書の交付を受け、保存する必要がありますか。 …………… 62

(立替金)

問 62 当社は、取引先のB社に経費を立て替えてもらう場合があります。この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替払をしたB社の名称が記載されますが、B社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。 …………… 63

(口座振替・口座振込による家賃の支払)

問 63 当社は、事務所を賃借しており、口座振替により家賃を支払っています。不動産賃貸契約書は作成していますが、請求書や領収書の交付は受けておらず、家賃の支払の記録としては、銀行の通帳に口座振替の記録が残るだけです。このような場合、請求書等の保存要件を満たすためにはどうすればよいですか。 …………… 64

(提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法)

問 64 当社は、取引先から、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録の提供を受けています。仕入税額控除の要件を満たすためには、電磁的記録をどのような方法で保存すればよいですか。 …………… 65

### 3 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

(帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合)

問 65 適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件ですが、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の要件を満たすのは、どのような場合ですか。…………… 67

(公共交通機関による旅客の運送)

問 66 取引先への移動に際し、券売機で乗車券を購入し、公共交通機関である鉄道を利用した場合に、仕入税額控除の要件として請求書等の保存は必要ですか。…………… 67

(古物商等の古物の買取り等)

問 67 当社は、中古車販売業（古物商）を営んでおり、事業者及び消費者から中古車の仕入れを行っています。適格請求書等保存方式の下では、消費者からの仕入れは、仕入税額控除を行うことはできないのですか。…………… 68

(出張旅費、宿泊費、日当等)

問 68 社員に支給する国内の出張旅費、宿泊費、日当等については、社員は適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができませんが、仕入税額控除を行うことはできないのですか。…………… 70

(通勤手当)

問 69 社員に支給する通勤手当については、社員は適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができませんが、仕入税額控除を行うことはできないのですか。…………… 70

### 4 帳簿の保存

(適格請求書等保存方式における帳簿に記載が必要な事項)

問 70 平成 35 年 10 月 1 日から、仕入税額控除の方式は、「適格請求書等保存方式」となりますが、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿の記載事項について教えてください。…………… 71

(帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項)

問 71 3 万円未満の公共交通機関による旅客の運送などは、請求書等の保存が不要で、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができるそうですが、この場合の帳簿への記載事項について教えてください。…………… 72

## 5 経過措置

(免税事業者からの仕入れに係る経過措置)

問 72 適格請求書等保存方式の導入後一定期間は、免税事業者からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置があるそうですが、この場合の仕入税額控除の要件について教えてください。…………… 74

V 適格請求書等保存方式の下での税額計算

(適格請求書等保存方式の下での税額計算の概要)

問 73 適格請求書等保存方式における税額計算の方法について教えてください。…………… 75

(売上税額の計算方法)

問 74 適格請求書等保存方式における売上税額の計算方法について教えてください。…………… 77

(仕入税額の計算方法)

問 75 適格請求書等保存方式における仕入税額の計算方法について教えてください。…………… 77

(適格請求書などの請求書等に記載された消費税額による仕入税額の積上げ計算)

問 76 仕入税額の計算について、適格請求書に記載のある消費税額等に基づいて積上げ計算する場合、消費税額等の記載がない適格簡易請求書の交付を受けたときは、どのように計算すればよいですか。…………… 78



## I 適格請求書等保存方式の概要

### (適格請求書等保存方式の概要)

問1 平成35年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式」の概要を教えてください。

#### 【答】

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、平成35年10月1日から「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます（新消法30、57の2、57の4）。

#### 1 適格請求書発行事業者の登録制度

適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。

適格請求書を交付しようとする課税事業者は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があり、税務署長は、氏名又は名称及び登録番号等を適格請求書発行事業者登録簿に登載し、登録を行います（新消法57の2①②④）。

また、相手方から交付を受けた請求書等が適格請求書に該当することを客観的に確認できるよう、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項については、インターネットを通じて公表されます（新消令70の5）。

（注） 適格請求書とは、次の事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）をいいます（新消法57の4①）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（消費税額及び地方消費税額に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

#### 2 適格請求書の交付義務等

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税業者に限ります。）から適格請求書の交付を求められたときは適格請求書の交付義務が課されています（新消法57の4①）。ただし、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な次の取引については、適格請求書の交付義務が免除されます（新消法57の4①、新消令70の9②、新消規26の6）。

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）

- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限り。）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限り。）

なお、小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して資産の譲渡等を行う事業については、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます（新消法 57 の 4 ②、新消令 70 の 11）。

### 3 仕入税額控除の要件

適格請求書等保存方式の下では、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります（新消法 30⑦⑧⑨）。

保存すべき請求書等には、適格請求書のほか、次の書類等も含まれます。

#### イ 適格簡易請求書

#### ロ 適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録

ハ 適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類（相手方の確認を受けたものに限り。）（書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）

ニ 次の取引について、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類（書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）

- ・ 卸売市場において出荷者から委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の販売
- ・ 農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等が生産者（組合員等）から委託を受けて行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式によるものに限り。）

なお、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消法 30⑦、新消令 49①、新消規 15 の 4）。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される上記 2 ① の 3 万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当する場合に限り。）の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当する場合に限り。）の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当する場合に限り。）の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当する場合に限り。）の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される上記 2 ④ の 3 万円未満の自動販売機及び自動サー

ビス機からの商品の購入等

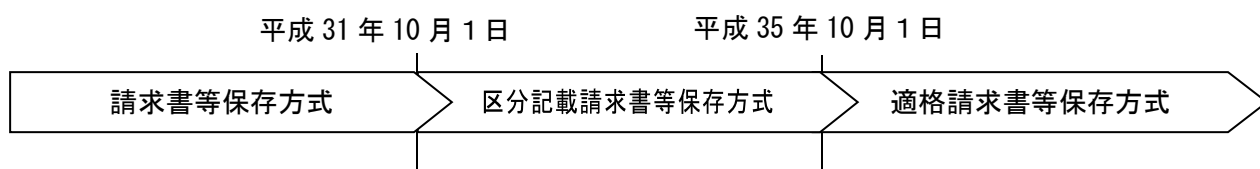
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される上記2⑤の郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

（参考）

現行の請求書等保存方式においては、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされています。

また、平成31年10月1日の軽減税率制度の実施から平成35年9月30日までは、区分記載請求書等保存方式となり、帳簿及び区分記載請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます（28年改正法附則34②）。

《仕入税額控除の方式》



## Ⅱ 適格請求書発行事業者の登録制度

### 1 登録手続

(登録の手続)

問2 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。

【答】

適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます（新消法57の2①）。

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります（新消法57の2②、インボイス通達2-1）。

なお、登録申請書は、適格請求書等保存方式の導入の2年前である平成33年10月1日から提出することができます（28年改正法附則1八、44①）。

また、その登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を書面で通知することとされています（新消法57の2③④⑤⑦）。

おって、登録申請書は、e-Taxを利用して提出することもでき、この場合、登録の通知はe-Taxを通じて行われます（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年7月財務省令第71号）8①、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第8条第1項に規定する国税庁長官が定める処分通知等を定める件（平成30年国税庁長官告示第8号））。

(参考) 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項は次のとおりです（新消令70の5①）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 登録年月日
- ③ 法人（人格のない社団等を除きます。）については、本店又は主たる事務所の所在地
- ④ 特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。）以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

(登録の効力)

問3 適格請求書発行事業者の登録の効力は、いつから発生するのですか。

【答】

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を書面で通知することとされています（新消法57の2③④⑤⑦）。

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（登録日）に発生します。このため、登録日以降の取引については、相手方（課税事業者に限ります。）

の求めに応じ、適格請求書の交付義務があります（インボイス通達 2-4）。

なお、登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱いについては、問 22 をご参照ください。

（参考） 平成 35 年 10 月 1 日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録日は平成 35 年 10 月 1 日となります。

（登録に係る経過措置）

問 4 登録申請書の提出は、平成 33 年 10 月 1 日から行うことができるのですが、適格請求書等保存方式が導入される平成 35 年 10 月 1 日に登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。

【答】

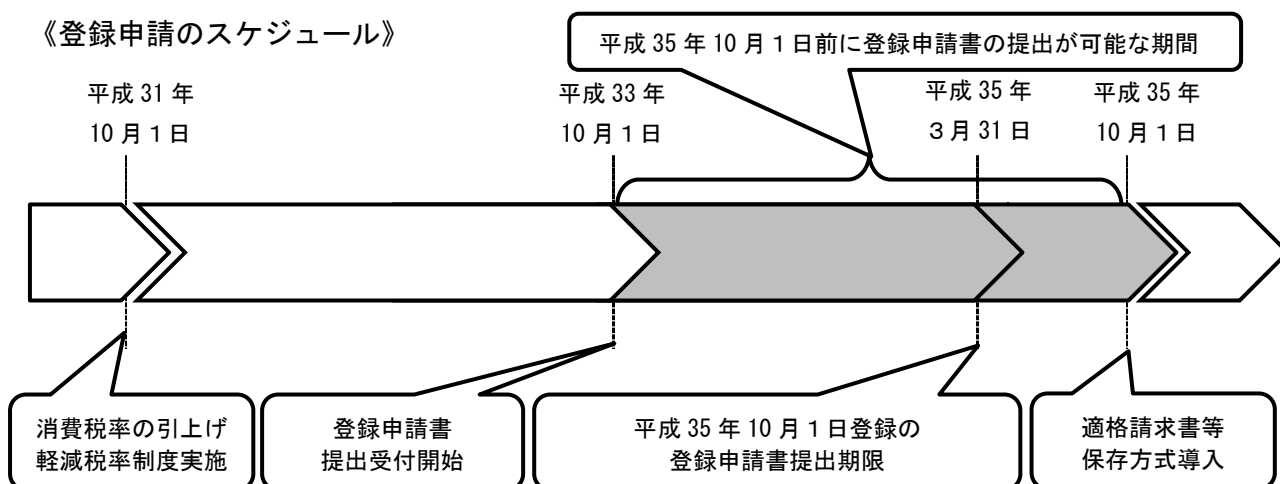
適格請求書等保存方式が導入される平成 35 年 10 月 1 日に登録を受けようとする事業者は、平成 35 年 3 月 31 日まで<sup>（注）</sup>に登録申請書を納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（28 年改正法附則 44①）。

なお、免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書（以下「課税選択届出書」といいます。）を提出し、課税事業者となる必要がありますが、登録日が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができます（28 年改正法附則 44④、インボイス通達 5-1）。

（注） 平成 35 年 3 月 31 日まで<sup>（※）</sup>に登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に、平成 35 年 9 月 30 日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、平成 35 年 10 月 1 日に登録を受けたこととみなされます（改正令附則 15）。

なお、「困難な事情」については、その困難の度合いは問いません（インボイス通達 5-2）。

※ 特定期間の課税売上高又は給与等支払額の合計額が 1,000 万円を超えたことにより課税事業者となる場合（新消法 9 の 2 ①）は平成 35 年 6 月 30 日まで



(免税事業者が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間中に登録を受ける場合)

問 5 免税事業者が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録に当たり、課税選択届出書の提出は不要とのことですが、この場合、いつから課税事業者となりますか。

【答】

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります(インボイス通達 2-1)。

ただし、免税事業者が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています(28 年改正法附則 44④、インボイス通達 5-1)。

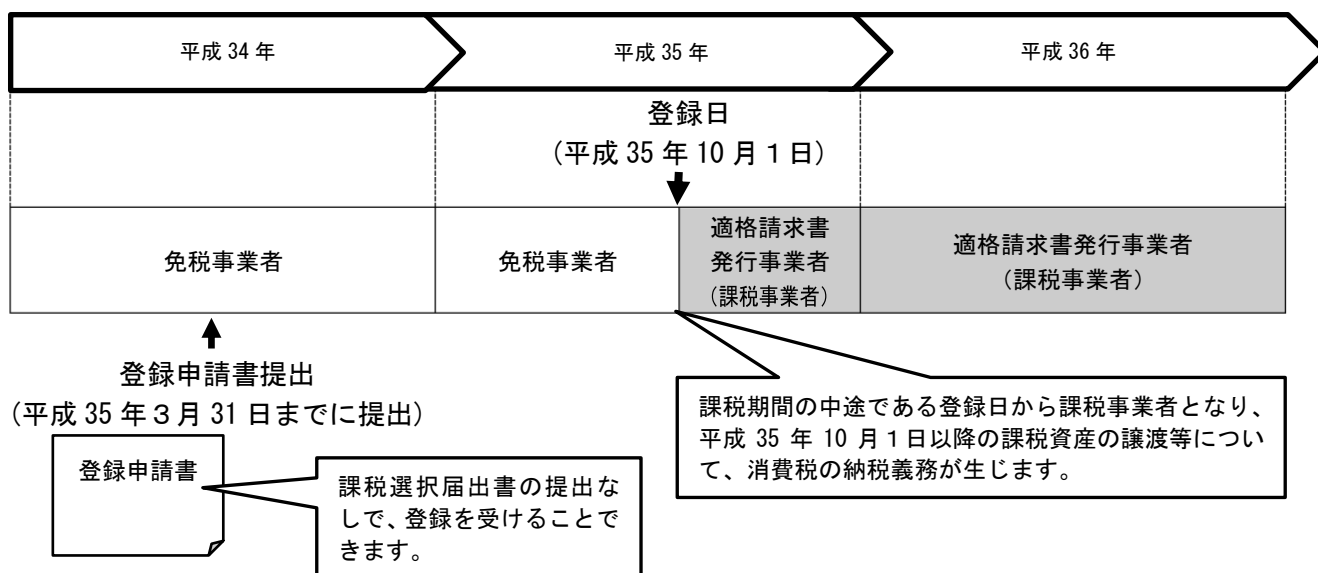
したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となりますので、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。

(注) この経過措置の適用を受けない課税期間に登録を受ける場合については、原則どおり、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。

なお、免税事業者が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日の前日から起算して 1 月前の日までに、登録申請書を提出しなければなりません(新消法 57 の 2②、新消令 70 の 2)。

#### 《免税事業者に係る登録の経過措置》

(例) 免税事業者である個人事業者が平成 35 年 10 月 1 日に登録を受けるため、平成 35 年 3 月 31 日までに登録申請書を提出し、平成 35 年 10 月 1 日に登録を受けた場合



(登録の任意性)

問6 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。

【答】

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です（新消法 57 の 2 ①、57 の 4 ①）。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

また、適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかを問わず、取引の相手方（課税事業者に限ります。）から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければなりません。

一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありませんので、例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。このような点も踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

(新設法人等の登録時期の特例)

問7 新設法人が事業開始（設立）と同時に適格請求書発行事業者の登録を受けることはできますか。

【答】

適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます（新消法 57 の 2 ①）。

免税事業者である新設法人の場合、事業を開始した日の属する課税期間の末日までに、課税選択届出書を提出すれば、その事業を開始した日の属する課税期間の初日から課税事業者となることができます（新消法 9 ④、消令 20 一）。

また、新設法人が、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、事業を開始した日の属する課税期間の末日までに提出した場合において、税務署長により適格請求書発行事業者登録簿への登載が行われたときは、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます（以下「新設法人等の登録時期の特例」といいます。）

（新消令 70 の 4、新消規 26 の 4、インボイス通達 2-2）。

したがって、免税事業者である新設法人が事業開始（設立）時から、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、設立後、その課税期間の末日までに、課税選択届出書と登録申請書を併せて提出することが必要です。

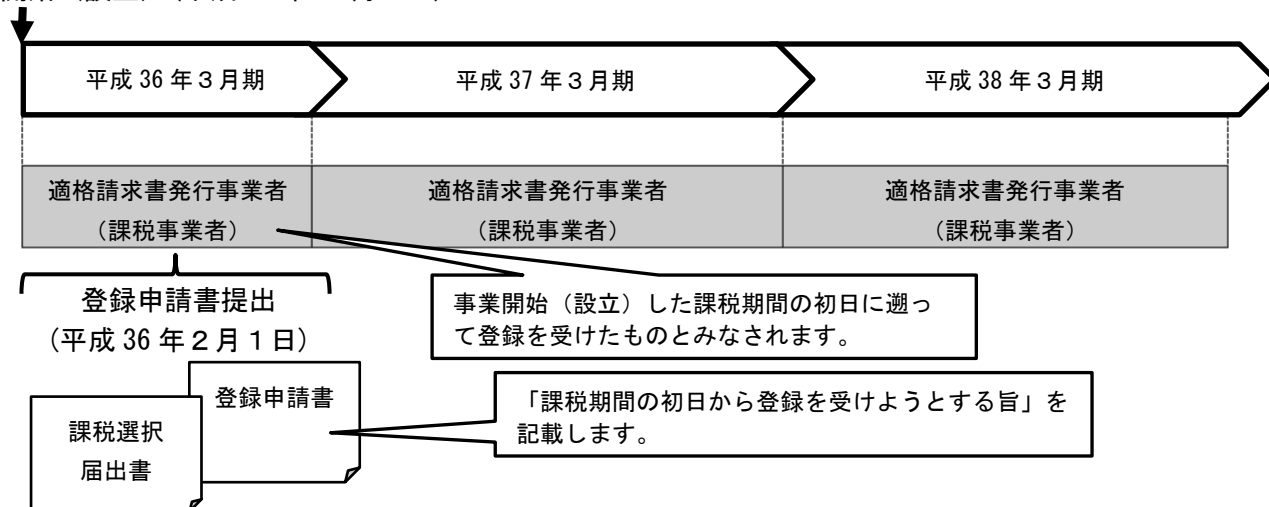
なお、課税事業者である新設法人の場合については、事業を開始した課税期間の末日までに、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を提出することで、新設法人等の登録時期の特例の適用を受けることができます。

（参考） 新設合併、新設分割、個人事業者の新規開業等の場合も同様です。

## 《新設法人等の登録時期の特例》

(例) 平成 35 年 11 月 1 日に法人 (3 月決算) を設立し、平成 36 年 2 月 1 日に登録申請書と課税選択届出書を併せて提出した免税事業者である新設法人の場合

事業開始 (設立) (平成 35 年 11 月 1 日)



## (登録の拒否)

問 8 適格請求書発行事業者の登録を申請した場合に、登録を拒否される場合がありますか。

【答】

登録を受けようとする事業者が、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者でなければ、原則として、登録を拒否されることはありません (新消法 57 の 2 ⑤)。

## (登録の取りやめ)

問 9 適格請求書発行事業者の登録を取りやめたいのですが、どのような手続が必要ですか。

【答】

適格請求書発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」(以下「登録取消届出書」といいます。)を提出することにより、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます (新消法 57 の 2 ⑩一)。

なお、この場合、原則として、登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります (新消法 57 の 2 ⑩一)。

ただし、登録取消届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して 30 日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合は、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われることとなりますので、ご注意ください。

(参考) 登録の効力が失われる場合

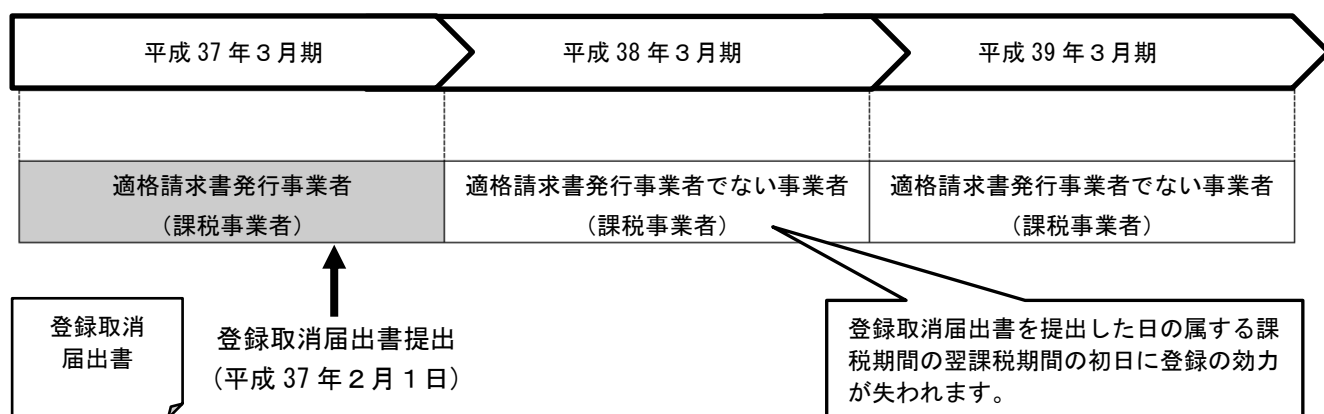
登録取消届出書の提出を行った場合のほか、次の場合に登録の効力が失われることとなります。これらの場合、登録取消届出書の提出は不要ですが、一定の届出書の提出が必要となります (新消法 57 の 2 ⑩二、三)。



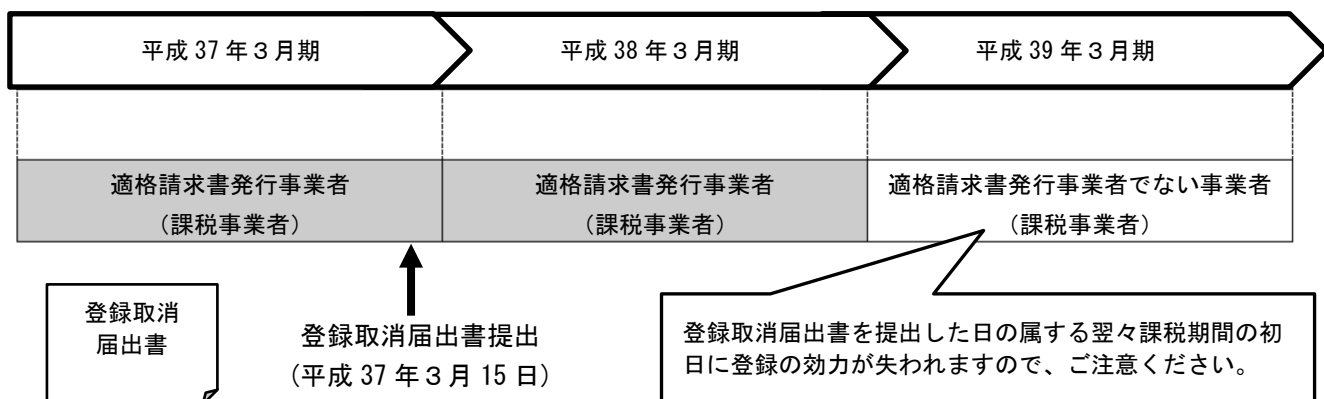
- ① 適格請求書発行事業者が事業を廃止した場合（「適格請求書発行事業者の事業廃止届出書」を提出した場合に限ります。）、事業を廃止した日の翌日に登録の効力が失われます（インボイス通達2-8）。
- ② 適格請求書発行事業者である法人が合併により消滅した場合（「合併による法人の消滅届出書」を提出した場合に限ります。）、法人が合併により消滅した日に登録の効力が失われます（インボイス通達2-7）。

#### 《適格請求書発行事業者の登録の取消届出》

（例1） 適格請求書発行事業者である法人（3月決算）が平成37年2月1日に登録取消届出書を提出した場合



（例2） 適格請求書発行事業者である法人（3月決算）が平成37年3月15日に登録取消届出書を提出した場合（届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合）



（登録の取消し）

問10 適格請求書発行事業者の登録が取り消される場合がありますか。

【答】

税務署長は、次の場合に適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます（新消法57の2⑥）。

- ① 1年以上所在不明であること

- ② 事業を廃止したと認められること
- ③ 合併により消滅したと認められること
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと

(適格請求書発行事業者が免税事業者となる場合)

問 11 当社は、適格請求書発行事業者の登録を受けています。翌課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下ですが、当社は、免税事業者となりますか。

【答】

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除され、免税事業者となります。

しかしながら、適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税事業者となりません(新消法9①、インボイス通達2-5)。したがって、適格請求書発行事業者である貴社は、翌課税期間に免税事業者となることはありません。

(登録番号の構成)

問 12 登録番号は、どのような構成ですか。

【答】

登録番号の構成は、次のとおりです(インボイス通達2-3)。

- ① 法人番号を有する課税事業者  
「T」(ローマ字) + 法人番号(数字13桁)
- ② ①以外の課税事業者(個人事業者、人格のない社団等)  
「T」(ローマ字) + 数字13桁<sup>(注)</sup>

(注) 13桁の数字には、マイナンバー(個人番号)は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号となります。

(参考) 登録番号の記載例

- ・ T1234567890123
- ・ T-1234567890123

※ 請求書等への表記に当たり、半角・全角は問いません。

## 2 公表等

(適格請求書発行事業者登録簿の登載事項等の公表方法)

問 13 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項は、どのような方法で公表されますか。

【答】

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項については、インターネットを通じて、国税庁のホームページにおいて公表されます（新消法 57 の 2 ④⑪、新消令 70 の 5 ②）。また、適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が国税庁のホームページにおいて公表されます。具体的な公表事項については、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 登録年月日
- ③ 登録取消年月日、登録失効年月日
- ④ 法人（人格のない社団等を除きます。）については、本店又は主たる事務所の所在地
- ⑤ 特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者）以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

さらに、上記の事項以外に、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」において主たる屋号や主たる事務所の所在地について、公表の申出のあった個人事業者等にあつては、これらの事項も公表されます。

（参考） 公表事項の閲覧を通じて、交付を受けた請求書等の作成者が適格請求書発行事業者に該当するかを確認することができます。

(インターネットを利用した公表事項の閲覧)

問 14 適格請求書発行事業者についての公表事項の閲覧方法を教えてください。

【答】

適格請求書発行事業者についての公表事項は、インターネットを通じて、国税庁のホームページにおいて、登録番号を基に検索し、閲覧することが可能とされる予定です。

なお、相手方から交付を受けた請求書等に記載がある登録番号に基づき、検索を行った結果、公表事項を閲覧できない場合、請求書等に記載された登録番号が誤っている可能性などがありますので、まずは、相手方にその理由を確認していただくこととなります。

また、閲覧方法の詳細については、今後、随時お知らせいたします。

### Ⅲ 適格請求書発行事業者の義務等

#### 1 総論

(適格請求書発行事業者の適格請求書の交付義務)

問 15 適格請求書発行事業者は、どのような場合に適格請求書の交付義務が課されるのですか。また、交付義務が課されない場合はあるのですか。

【答】

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等<sup>(注1、2)</sup>を行った場合に、相手方(課税事業者に限ります。)からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています(新消法 57 の 4 ①)。

なお、適格請求書発行事業者は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます(新消法 57 の 4 ⑤)。

ただし、次の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されます(新消令 70 の 9 ②)(適格請求書の交付義務が免除される取引の詳細については問 23 から問 29 までをご参照ください)。

- ① 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

(注) 1 課税資産の譲渡等に係る適用税率は問いませんので、標準税率の取引のみを行っている場合でも、取引の相手方(課税事業者に限ります。)から交付を求められたときは、適格請求書の交付義務があることにご留意ください。

2 免税取引、非課税取引及び不課税取引のみを行った場合については、適格請求書の交付義務は課されません。

(適格簡易請求書の交付ができる事業)

問 16 適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付できるのは、どのような場合ですか。

【答】

適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う次の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます(新消法 57 の 4 ②、新消令 70 の 11)。

- ① 小売業
- ② 飲食店業
- ③ 写真業

- ④ 旅行業
- ⑤ タクシー業
- ⑥ 駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限ります。）
- ⑦ その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

なお、適格簡易請求書についても、その交付に代えて、その記載事項に係る電磁的記録を提供することができます（新消法57の4⑤）。

（適格請求書の様式）

問 17 適格請求書の様式は、法令又は通達等で定められていますか。

【答】

適格請求書の様式は、法令等で定められていません。

適格請求書として必要な次の事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、その名称を問わず、適格請求書に該当します（新消法57の4①、インボイス通達3-1）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（手書きの領収書）

問 18 当店は、現在、顧客に手書きの領収書を交付しています。

適格請求書等保存方式の導入後においても、その手書きの領収書を適格請求書として交付することはできますか。

【答】

手書きの領収書であっても、適格請求書として必要な次の事項が記載されていれば、適格請求書に該当します（新消法57の4①、インボイス通達3-1）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

なお、適格簡易請求書を交付する場合の記載事項については、問 38 をご参照ください。

(適格返還請求書の交付義務)

問 19 返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格請求書発行事業者は、何か対応が必要ですか。

【答】

適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書の交付義務が課されています（新消法57の4③）。

ただし、適格請求書の交付義務が免除される場合と同様、次の場合には、適格返還請求書の交付義務が免除されます（新消令70の9③）。

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

なお、適格返還請求書の記載事項については、問39及び問40をご参照ください。

(適格請求書に係る電磁的記録による提供)

問 20 当社は、請求書を取引先にインターネットを通じて電子データにより提供していますが、この請求書データを適格請求書とすることができますか。

【答】

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます（新消法57の4①⑤）。

したがって、貴社は、請求書データに適格請求書の記載事項を記録して提供することにより、適格請求書の交付に代えることができます。

ただし、適格請求書発行事業者が提供した電子データを電磁的に保存しようとする場合には一定の要件を満たした状態で保存する必要がありますが、その具体的な内容については、問52をご参照ください。

(参考) 電磁的記録による提供方法としては、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供のほか、例えば、次の方法があります（インボイス通達3-2）。

- ① EDI取引<sup>(注)</sup>における電子データの提供
- ② 電子メールによる電子データの提供
- ③ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供

(注) EDI (Electronic Data Interchange) 取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を介してコンピュータ間で交換する取引等をいいます。

(適格請求書の記載事項に誤りがあった場合)

問 21 交付した適格請求書の記載事項に誤りがあった場合、何か対応が必要ですか。

【答】

適格請求書発行事業者が、適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付した場合（電磁的記録により提供を行った場合も含みます。）においては、これらの書類の記載事項に誤りがあったときには、これらの書類を交付した相手方（課税事業者に限ります。）に対して、修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付しなければなりません（新消法 57の4 ④⑤）。

（注） 記載事項に誤りがある適格請求書の交付を受けた事業者は、仕入税額控除を行うために、売手である適格請求書発行事業者に対して修正した適格請求書の交付を求め、その交付を受ける必要があります（自ら追記や修正を行うことはできません。）。

(登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い)

問 22 適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者に対しては、その旨が書面で通知されるようですが、登録日から通知を受けるまでの間の取引については、既に請求書（区分記載請求書の記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」を記載しており、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載はありません。）を交付しています。改めて、適格請求書の記載事項を満たした書類を交付しなければいけませんか。

【答】

ご質問の場合、登録日から登録の通知を受けるまでの間の取引について、相手方に交付した請求書は、登録番号、税率ごとに区分した消費税額等の記載がなく適格請求書の記載事項を満たしていません。

この場合、通知を受けた後、登録番号や税率ごとに区分した消費税額等を記載し、適格請求書の記載事項を満たした請求書を改めて相手方に交付する必要がありますが、通知を受けた後に登録番号などの適格請求書の記載事項として不足する事項を相手方に書面等<sup>(注)</sup>で通知することで、既に交付した請求書と合わせて適格請求書の記載事項を満たすことができます（インボイス通達 2-4）。

（注） 既に交付した書類との相互の関連が明確であり、書面等の交付を受ける事業者が適格請求書の記載事項を適正に認識できるものに限りです。

## 2 交付義務の免除

(適格請求書の交付義務が免除される取引)

問 23 適格請求書の交付が困難な取引として、交付義務が免除される取引にはどのようなものがありますか。

【答】

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書の交付義務が課されています（新消法57の4①）。

ただし、次の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されます（新消令70の9②）。

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送（以下「公共交通機関特例」といいます。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（以下「自動販売機特例」といいます。）
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

(公共交通機関特例の対象)

問 24 公共交通機関特例の対象となる公共交通機関の行う旅客の運送とは、具体的にはどのようなものですか。

【答】

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送で、次のものをいいます（新消令70の9②一）。

- ① 船舶による旅客の運送  
一般旅客定期航路事業（海上運送法2⑤）、人の運送をする貨物定期航路事業（同法19の6の2）、人の運送をする不定期航路事業（同法20②）（乗合旅客の運送をするものに限ります。）として行う旅客の運送（対外航路のものを除きます。）
- ② バスによる旅客の運送  
一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法3一イ）として行う旅客の運送  
（注） 路線不定期運行（空港アクセスバス等）及び区域運行（旅客の予約等による乗合運行）も対象となります。
- ③ 鉄道・軌道による旅客の運送  
・ 鉄道：第一種鉄道事業（鉄道事業法2②）、第二種鉄道事業（同法2③）として行う旅客の運送



- ・ 軌道（モノレール等）：軌道法3条に規定する運輸事業として行う旅客の運送

（公共交通機関特例の3万円未満の判定単位）

問 25 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、どのような単位で判定するのですか。

【答】

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送です（新消令70の9②一）。

この3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します（インボイス通達3-9）。したがって、1商品（切符1枚）ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはなりません。

【具体例】

東京 - 大阪間の新幹線の大人運賃が13,000円であり、4人分の運送役務の提供を行う場合には、4人分の52,000円で判定することとなります。

（特急料金・入場料金）

問 26 特急列車に乗車するために支払う特急料金や駅構内に入場するために支払う入場料金は、公共交通機関特例の対象になりますか。

【答】

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送です（新消令70の9②一）。

ご質問の特急料金、急行料金及び寝台料金は、旅客の運送に直接的に附帯する対価として、公共交通機関特例の対象となります。

他方、入場料金や手回品料金は、旅客の運送に直接的に附帯する対価ではありませんので、公共交通機関特例の対象となりません（インボイス通達3-10）。

（卸売市場を通じた委託販売）

問 27 卸売市場を通じた生鮮食料品等の委託販売は、出荷者の適格請求書の交付義務が免除されるようですが、具体的には、どのような取引が対象となりますか。

【答】

卸売市場法に規定する卸売市場において、同法に規定する卸売の業務として出荷者から委託を受けた事業者が行う同法に規定する生鮮食料品等の販売は、適格請求書を交付することが困難な取引として、出荷者から生鮮食料品等を購入した事業者に対する適格請求書の交付義務が免除されます（新消法57の4①、新消令70の9②ニイ）。

なお、この場合において、生鮮食料品等を購入した事業者は、卸売の業務を行う事業者など媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類を保存することが仕入税額控除の要件となります。仕入税額控除の要件については、問53をご参照ください。

**【参考】**

○ 卸売市場法第2条（定義）

この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3・4 （省略）

○ 卸売市場法第4条第2項第4号（卸売市場整備基本方針）

卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）

又は仲卸しの業務（卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標

**（農協等を通じた委託販売）**

問 28 農業協同組合等を通じた農林水産物の委託販売は、組合員等の適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的には、どのような取引が対象となりますか。

**【答】**

農業協同組合法に規定する農業協同組合や農事組合法人、水産業協同組合法に規定する水産業協同組合、森林組合法に規定する森林組合及び中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合や協同組合連合会（以下これらを併せて「農協等」といいます。）の組合員その他の構成員が、農協等に対して、無条件委託方式かつ共同計算方式により販売を委託した、農林水産物の販売（その農林水産物の譲渡を行う者を特定せずに行うものに限ります。）は、適格請求書を交付することが困難な取引として、組合員等から購入者に対する適格請求書の交付義務が免除されます（新消法57の4①、新消令70の9②二口）。

なお、無条件委託方式及び共同計算方式とは、それぞれ、次のものをいいます（新消令70の9②二口、新消規26の5②）。

① 無条件委託方式

出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること

② 共同計算方式

一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること

また、この場合において、農林水産物を購入した事業者は、農協等が作成する一定の書類を保存することが仕入税額控除の要件となります。仕入税額控除の要件については、問53をご参照ください。

【参考】

- 農業協同組合法第4条（法人性）  
農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、法人とする。
- 水産業協同組合法第2条（組合の種類）  
水産業協同組合（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「組合」という。）は、漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会とする。
- 森林組合法第4条（事業の目的）  
森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下この章、第五章及び第六章において「組合」と総称する。）は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない。
- 中小企業等協同組合法第3条（種類）  
中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。
  - 一 事業協同組合
  - 一の二 事業協同小組合
  - 二 信用協同組合
  - 三 協同組合連合会
  - 四 企業組合

（自動販売機及び自動サービス機の範囲）

問 29 3万円未満の自動販売機や自動サービス機による商品の販売等は、適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的にはどのようなものが該当しますか。

【答】

適格請求書の交付義務が免除される自動販売機特例の対象となる自動販売機や自動サービス機とは、代金の受領と資産の譲渡等が自動で行われる機械装置であつて、その機械装置のみで、代金の受領と資産の譲渡等が完結するものをいいます（インボイス通達3-11）。

したがって、例えば、自動販売機による飲食料品の販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービスのように機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものが該当することとなります。

なお、小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売のように、機械装置により単に精算が行われているだけのものや、自動券売機のように、代金の受領と券類の発行はその機械装置で行われるものの資産の譲渡等は別途行われるようなものは、自動販売機や自動サービス機による商品の販売等に含まれません。

### 3 適格請求書の交付方法

(媒介者交付特例)

問 30 当社（委託者）は、取引先（受託者）に商品の販売を委託し、委託販売を行っています。これまで、販売した商品の納品書は取引先から購入者に交付していましたが、この納品書を適格請求書として交付することはできますか。  
なお、当社と取引先はいずれも適格請求書発行事業者です。

【答】

適格請求書発行事業者には、課税資産の譲渡等を行った場合、課税事業者からの求めに応じて適格請求書の交付義務が課されています（新消法57の4①）。

委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは、委託者ですから、本来、委託者が購入者に対して適格請求書を交付しなければなりません。

このような場合、受託者が委託者を代理して、委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した、委託者の適格請求書を、相手方に交付することも認められます（代理交付）。

また、次の①及び②の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わって、購入者に交付し、又は提供することができます（以下「媒介者交付特例」といいます。）（新消令70の12①）。

- ① 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること
- ② 委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること（通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、例えば、基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法などがあります（インボイス通達3-7））。

なお、媒介者交付特例を適用する場合における受託者の対応及び委託者の対応は、次のとおりです。

【受託者の対応（新消令70の12①③）】

- ① 交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を保存する。
- ② 交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を速やかに委託者に交付又は提供する。

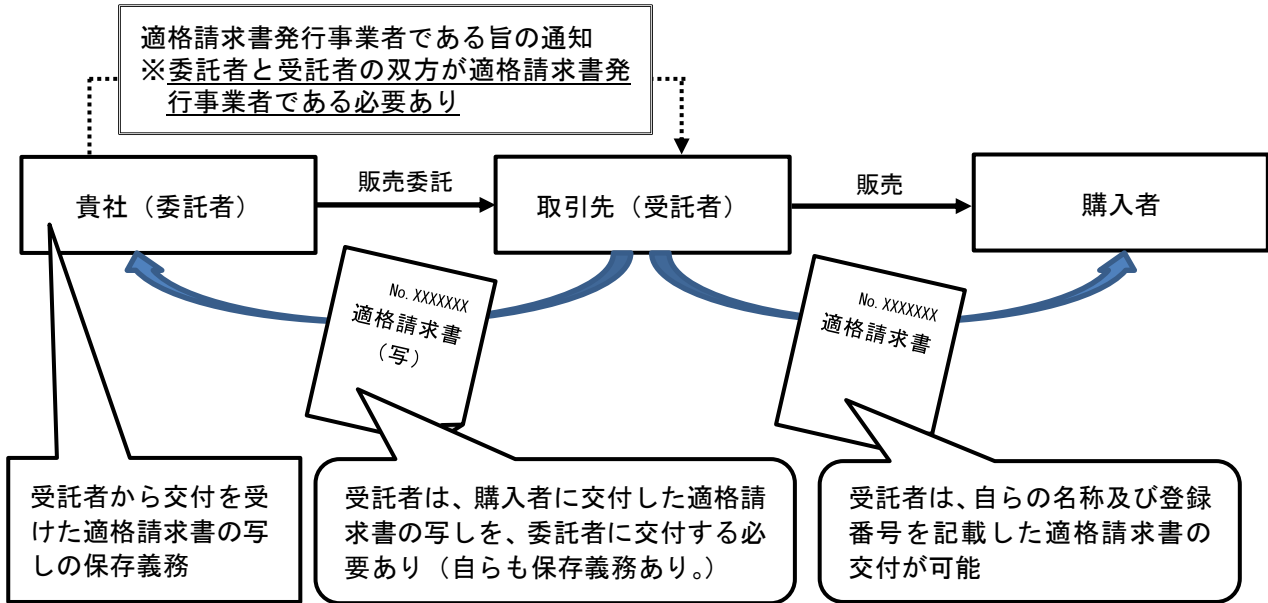
(注) 委託者に交付する適格請求書の写しについては、例えば、複数の委託者の商品を販売した場合や、多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などで、コピーが大量になるなど、適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な、精算書等の書類等を交付することで差し支えありませんが、この場合には、交付した当該精算書等の写しを保存する必要があります（インボイス通達3-8）。

なお、精算書等の書類等には、適格請求書の記載事項のうち、「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」や「税率ごとに区分した消費税額等」など、委託者の売上税額の計算に必要な一定事項を記載する必要があります。

【委託者の対応（新消令70の12④）】

- ① 自己が適格請求書発行事業者でなくなった場合、その旨を速やかに受託者に通知する。
- ② 委託者の課税資産の譲渡等について、受託者が委託者に代わって適格請求書を交付していることから、委託者においても、受託者から交付された適格請求書の写しを保存する。  
したがって、ご質問の場合は、取引先も適格請求書発行事業者ですから、貴社が取引先に自らが適格請求書発行事業者であることを通知することにより、取引先が自らの名称及び登録番号を記載した納品書を作成し、貴社の適格請求書として購入者に交付することができます。  
なお、貴社は取引先から交付を受けた適格請求書の写しを保存する必要があります。

【媒介者交付特例の取引図】



【受託者が委託者に適格請求書の写しとして交付する書類（精算書）の記載例】

□□物産(株)御中 委託販売精算書 XX年11月分(11/1~11/30)		
日付	品名	金額
11/1	紅茶 ※	5,400円
11/2	クッキー ※	3,240円
⋮	⋮	⋮
合計	54,400円	
10%対象	22,000円(消費税 2,000円)	
8%対象	32,400円(消費税 2,400円)	
※印は軽減税率対象品目		
△△商事(株)		

請求書No.00111

請求書No.により購入者に交付した適格請求書との関連性を明確にしています。

委託者の売上げのみを記載しています。

委託者が売上税額の計算に必要な税率ごとの消費税額等の記載をしています。

(注) 媒介者交付特例により適格請求書の交付を行う受託者が、自らの課税資産の譲渡等に係る適格請求書の交付も併せて行う場合、自らの課税資産の譲渡等と委託を受けたものを一の適格請求書に記載しても差し支えありません。

(複数の委託者から委託を受けた場合の媒介者交付特例の適用)

問 31 当社（受託者）は、複数の取引先（委託者）から委託を受けて、受託販売を行っています。一の売上先に対して、複数の取引先の商品の販売を行うことがあり、その場合、媒介者交付特例により、当社が一括して適格請求書を交付することは可能でしょうか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

次の①及び②の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己（受託者）の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わって、購入者に交付し、又は提供することができます（以下「媒介者交付特例」といいます。）（新消令70の12①）。

- ① 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること
- ② 委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること（通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、例えば、基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法などがあります（インボイス通達3-7）。）

この媒介者交付特例の適用により、ご質問のように複数の委託者に係る商品を一の売上先に販売した場合であっても、1枚の適格請求書により交付を行うことが可能です。

この場合、適格請求書の記載事項である課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額は、委託者ごとに記載し、消費税額等の端数処理についても委託者ごとに行うことが原則となります。

ただし、受託者が交付する適格請求書単位で、複数の委託者の取引を一括して記載し、消費税額等の端数処理を行うことも差し支えありません。

【媒介者交付特例により各委託者の取引について1枚の適格請求書を交付する場合の記載例】

各委託者の課税資産の譲渡等の内容について一括して記載することも認められます。

□□(株)御中

請求書

XX年11月分

日付	品名	金額
11/1	紅茶 ※	5,400円
11/2	クッキー ※	3,240円
11/9	食器	6,600円
⋮	⋮	⋮
合計		55,000円
10%対象	32,000円（消費税 2,909円）	
8%対象	23,000円（消費税 1,704円）	

※印は軽減税率対象品目

△△商事(株)  
登録番号 T1234567890123

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載して交付できます。  
※各委託者の氏名又は名称及び登録番号の記載は不要です。

消費税額等の端数処理は、各委託者の取引を一括して、税率ごとに行うことも認められます。

(参考) 複数の委託者の取引を一括して代理交付する場合

受託者（代理人）が複数の委託者（被代理人）の取引について代理して適格請求書を交付する場合は、各委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載する必要があります。

また、複数の委託者の取引を一括して請求書に記載して交付する場合、委託者ごとに課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を記載し、消費税額等も委託者ごとに計算し、端数処理を行わなければなりません。

【代理交付により複数の委託者の取引を記載して交付する場合の記載例】

□□(株)御中

請求書

XX年11月分

取引先名	日付	品名	金額
××(株) 登録番号…	11/1	紅茶 ※	5,400円
	11/2	クッキー ※	3,240円
	11/9	食器	6,600円
	⋮	⋮	⋮
	10%対象	11,000円（消費税 1,000円）	
	8%対象	15,000円（消費税 1,111円）	
(株)〇〇 登録番号…	11/12	割り箸	1,100円
	11/14	ごみ袋	550円
	11/20	牛肉 ※	6,480円
	⋮	⋮	⋮
	10%対象	12,000円（消費税 1,091円）	
	8%対象	17,000円（消費税 1,259円）	
合計（税込）	55,000円		

※印は軽減税率対象品目

△△商事(株)

各委託者（被代理人）の氏名又は名称及び登録番号を記載する必要があります。

各委託者（被代理人）の課税資産の譲渡等の内容について区分して記載する必要があります。

消費税額等の端数処理は、各委託者（被代理人）の取引を区分して、税率ごとに行います。

(任意組合等に係る事業の適格請求書の交付)

問 32 当社は、取引先数社と任意組合であるJVを組成し、建設工事を行っています。このような任意組合により事業を行う場合、取引の相手方に対し、どのように適格請求書を交付すればよいですか。

【答】

民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第2条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するもの（以下「任意組合等」といいます。）が事業として行う課税資産の譲渡等については、その組合員の全てが適格請求書発行事業者であり、民法第670条第3項に規定する業務執行者などの業務執行組合員等が、その旨を記載した届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限り、適格請求書を交付することができます（新消法57の6①、新消令70の14①②）。

この場合、任意組合等のいずれかの組合員が適格請求書を交付することができ、その写しの保存は、適格請求書を交付した組合員が行うこととなります。

なお、次の場合に該当することとなったときは、該当することとなった日以後の取引について、適格請求書を交付することができなくなります。

① 適格請求書発行事業者でない新たな組合員を加入させた場合

② 当該任意組合等の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなった場合

これらの場合に該当することとなったときは、業務執行組合員等がその旨を記載した届出書を速やかに納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません（新消法57の6②）。

（参考） 任意組合等の事業に係る適格請求書の記載事項については問48をご参照ください。

(適格請求書発行事業者とそれ以外の事業者の共有資産の譲渡等)

問 33 当社は、適格請求書発行事業者です。適格請求書発行事業者でない事業者と共有している建物を売却することになりましたが、適格請求書はどのように交付すればよいですか。

【答】

適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者以外の者と資産を共有している場合、その資産の譲渡や貸付けについては、所有者ごと取引を合理的に区分し、相手方の求めがある場合には、適格請求書発行事業者の所有割合に応じた部分について、適格請求書を交付しなければなりません（インボイス通達3-5）。

したがって、貴社は、建物の売却代金のうち、貴社の所有割合（例えば持分など）に対応する部分を基礎として、適格請求書を交付することとなります。



#### 4 適格請求書の記載事項

(適格請求書に記載が必要な事項)

問 34 当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。これまで（軽減税率制度の実施前）、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次の請求書を取引先に交付していました。

今後（軽減税率制度の実施後）、平成 35 年 10 月からの適格請求書等保存方式の導入を踏まえ、適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

請求書		
(株)〇〇御中		XX 年 11 月 30 日
11 月分 129,600 円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400 円
11/1	牛肉	10,800 円
11/2	キッチンペーパー	2,160 円
⋮	⋮	⋮
合 計		129,600 円
△△商事(株)		

【答】

適格請求書には、次の事項が記載されていることが必要です（これまで（軽減税率制度の実施前）の請求書等の記載事項に加え、①、③、④及び⑤の下線部分が追加されました。）（新消費法57の4①）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

このため、貴社の対応としては、次の記載例のように、これまで（軽減税率制度の実施前）の請求書等の記載事項に加え、適格請求書として必要な事項（上記①、③、④及び⑤の下線部分）を記載することが必要です。

(注) 上記の記載事項のうち、①の登録番号を記載しないで作成した請求書等は、平成 31 年 10 月 1 日から実施される軽減税率制度における区分記載請求書等として取り扱われます。

【適格請求書の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象	88,000円 (消費税 8,000円)	
8%対象	43,200円 (消費税 3,200円)	
※ 軽減税率対象品目		
		△△商事(株)
		登録番号 T1234567890123

記載事項③

記載事項④

記載事項⑤

記載事項①

(参考)

平成31年10月1日から平成35年9月30日（適格請求書等保存方式の導入前）までの間において、適格請求書として必要な事項が記載されている請求書等については、区分記載請求書等として必要な事項が記載されていることとなります（消法30⑨、28年改正法附則34②）。

(注) 1 区分記載請求書等の記載事項

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

2 区分記載請求書等の記載事項のうち、④の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」については、適格請求書等の記載事項である「課税資産の譲渡等の税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「税率ごとに区分した消費税額等」を記載することとして差し支えありません。

○ 請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式の請求書等の記載事項の比較（消法 30⑨、28 年改正法附則 34②、新消法 57 の 4①）

請求書等保存方式 (現行制度)	区分記載請求書等保存方式 (平成 31 年 10 月 1 日から 平成 35 年 9 月 30 日までの間)	適格請求書等保存方式 (平成 35 年 10 月 1 日から)
① 書類の作成者の氏名 又は名称	① 書類の作成者の氏名 又は名称	① 適格請求書発行事業者の 氏名又は名称及び 登録番号
② 課税資産の譲渡等を行 った年月日	② 課税資産の譲渡等を行 った年月日	② 課税資産の譲渡等を行 った年月日
③ 課税資産の譲渡等に 係る資産又は役務の内容	③ 課税資産の譲渡等に 係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対 象資産の譲渡等である場合 には、資産の内容及び軽減対 象資産の譲渡等である旨)	③ 課税資産の譲渡等に 係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対 象資産の譲渡等である場合 には、資産の内容及び軽減対 象資産の譲渡等である旨)
④ 課税資産の譲渡等の 税込価額	④ <u>税率ごとに合計した</u> 課税資産の譲渡等の税込価 額	④ <u>税率ごとに区分した</u> 課税資産の譲渡等の税抜価 額又は <u>税込価額の合計額及 び適用税率</u>
⑤ 書類の交付を受ける当該 事業者の氏名又は名称	⑤ 書類の交付を受ける当該 事業者の氏名又は名称	⑤ <u>税率ごとに区分した</u> 消費税額等 ⑥ 書類の交付を受ける当該 事業者の氏名又は名称

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、これまで（軽減税率制度の実施前）の請求書等の記載事項に下線（実線）部分が追加されます。

2 適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等の記載事項に下線（点線）部分が追加・変更されます。

(屋号による記載)

問 35 現在、当社は、請求書を交付する際に記載する名称について、屋号を使用しています。適格請求書に記載する名称も屋号で認められますか。

【答】

現行、請求書等に記載する名称については、例えば、請求書に電話番号を記載するなどし、請求書を交付する事業者が特定できる場合、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。

適格請求書に記載する名称についても同様に、例えば、電話番号を記載するなどし、適格請求書を交付する事業者が特定できれば、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。

(記号、番号による適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号の記載)

問 36 現在、当社は、名称に代えて、取引先と共有する取引先コード（取引先コード表により当社の名称等の情報を共有しています。）を請求書に記載しています。

取引先コードの内容に登録番号を追加することにより、適格請求書の記載事項を満たすことになりますか。

【答】

適格請求書には、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」の記載が必要となります（新消法57の4①一）。

登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを適格請求書発行事業者と相手先の間で共有しており、買手においても取引先コードから登録番号が確認できる場合には、取引先コードの表示により「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」の記載があると認められます。したがって、貴社の請求書は、適格請求書の記載事項を満たすこととなります（インボイス通達3-3）。

なお、売手が適格請求書発行事業者でなくなった場合は、速やかに取引先コード表を修正する必要があるほか、事後的な確認を行うために、売手が適格請求書発行事業者である期間が確認できる措置を講じておく必要があります。

(適格請求書に記載する消費税額等の端数処理)

問 37 適格請求書には、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要となるそうですが、消費税額等を計算する際の1円未満の端数処理はどのように行えばよいですか。

【答】

適格請求書の記載事項である消費税額等については、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います（新消令70の10、インボイス通達3-12）。

なお、切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。

(注) 一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。



【答】

適格請求書等保存方式においては、適格請求書発行事業者が、小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業（適格簡易請求書を交付することができる事業については問16をご参照ください。）を行う場合には、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます（新消法57の4②、新消令70の11）。

適格簡易請求書の記載事項は、適格請求書の記載事項よりも簡易なものとされており、適格請求書の記載事項と比べると、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要である点、「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載で足りる点が異なります。

なお、具体的な記載事項は、次のとおりです。

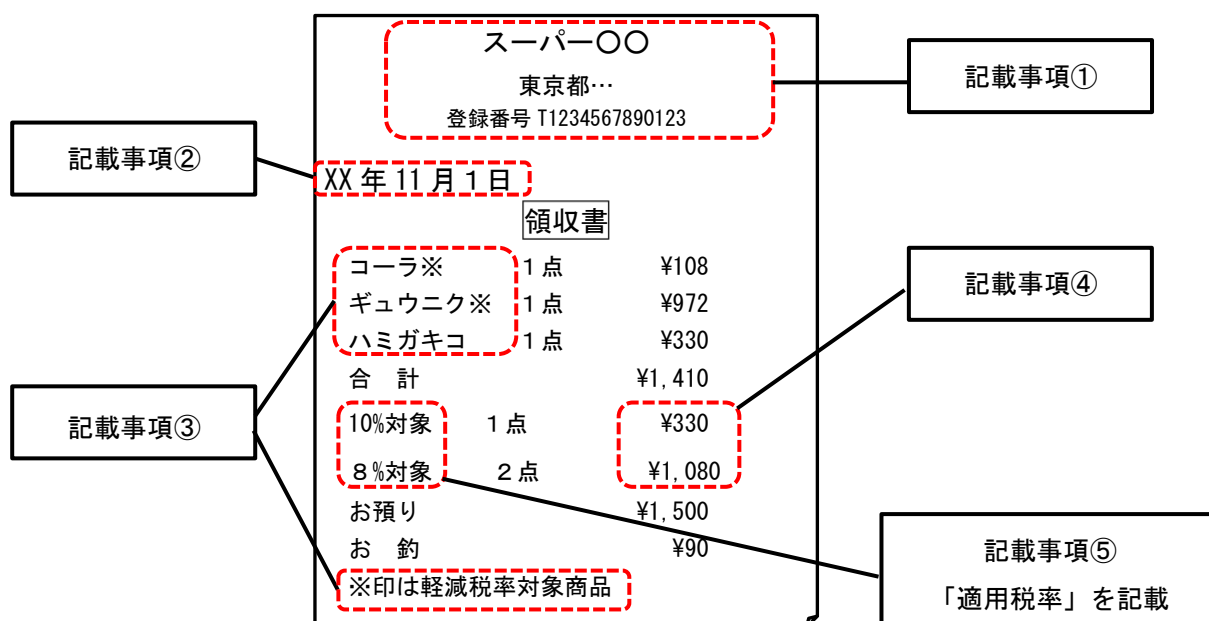
- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率<sup>（※）</sup>

※ 「税率ごとに区分した消費税額等」と「適用税率」を両方記載することも可能です。

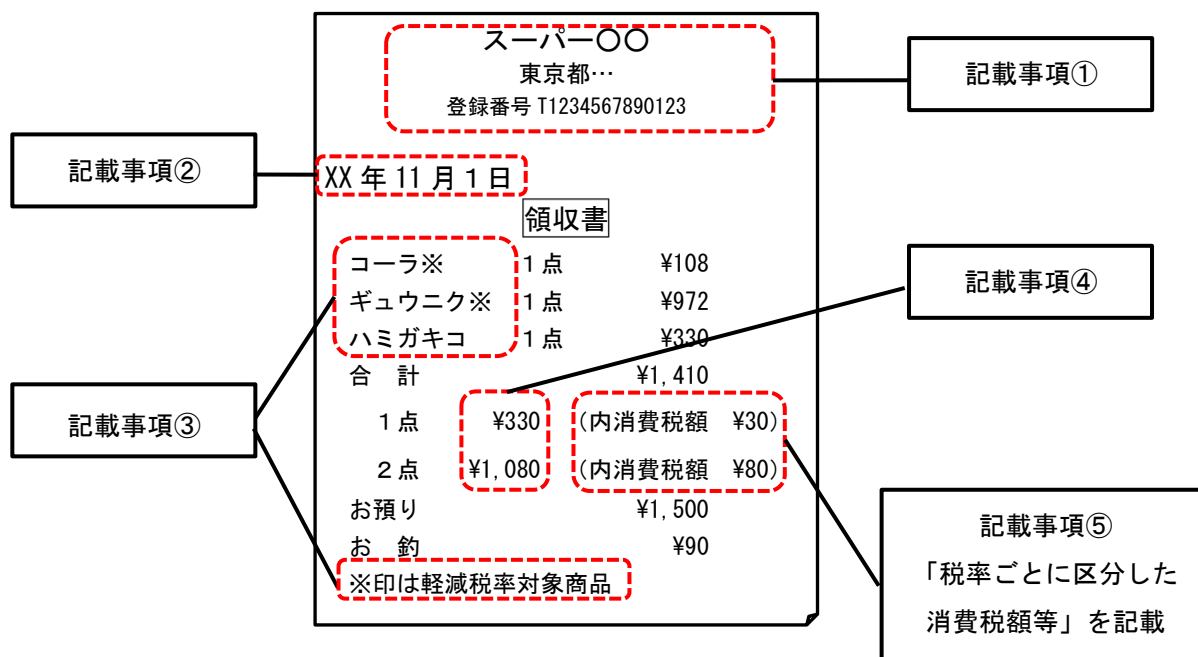
（注） 上記の記載事項のうち、①の登録番号を記載しないで作成したレシートは、平成31年10月1日から平成35年9月30日（適格請求書等保存方式の導入前）までの間における区分記載請求書等に該当します。

（参考） 現行の仕入税額控除の要件として保存が必要な請求書等の記載事項についても、小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業に係るものである場合には、請求書等の交付を受ける相手方の氏名又は名称の記載は不要とされています（消法30⑨一）。

【適格簡易請求書の記載例（適用税率のみを記載する場合）】



【適格簡易請求書の記載例（税率ごとに区分した消費税額等のみを記載する場合）】



○ 適格請求書と適格簡易請求書の記載事項の比較（新消法 57 の 4 ①②）

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率	④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
⑤ 税率ごとに区分した消費税率等	⑤ 税率ごとに区分した消費税率等又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

(参考)

- 請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式における小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合の請求書等の記載事項の比較（消法 30⑨、28 年改正法附則 34②、新消法 57 の 4 ②）

請求書等保存方式 (現行制度)	区分記載請求書等保存方式 (平成 31 年 10 月 1 日から 平成 35 年 9 月 30 日までの間)	適格請求書等保存方式 (平成 35 年 10 月 1 日から) (適格簡易請求書)
① 書類の作成者の氏名 又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行 った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に 係る資産又は役務の内容  ④ 課税資産の譲渡等の 税込価額	① 書類の作成者の氏名 又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行 った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に 係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象 資産の譲渡等である場合に は、資産の内容及び軽減対象 資産の譲渡等である旨) ④ <u>税率ごとに合計した</u> 課税資産の譲渡等の税込価額	① 適格請求書発行事業者の氏 名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行 った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に 係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象 資産の譲渡等である場合に は、資産の内容及び軽減対象 資産の譲渡等である旨) ④ 課税資産の譲渡等の税抜価 額又は税込価額を税率ごとに 区分して合計した金額 ⑤ <u>税率ごとに区分した</u> 消費税額等又は適用税率

- (注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、これまで（軽減税率制度の実施前）の請求書等の記載事項に下線（実線）部分が追加されます。  
2 適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等の記載事項に下線（点線）部分が追加・変更されます。

(適格返還請求書の記載事項)

問 39 適格返還請求書の記載事項について教えてください。

【答】

適格請求書発行事業者には、課税事業者に売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書を交付する義務が課されています（新消法 57 の 4 ③）。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。）
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額



⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

【適格返還請求書の記載例】

XX年12月15日		
販売奨励金支払明細書		
(株)〇〇御中		
11月分 21,800円(税込)		
取引日付	品名	奨励金金額
11/1	オレンジジュース ※	1,080円
11/1	ビール	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計	21,800円(消費税 1,800円)	
10%対象	11,000円	(消費税 1,000円)
8%対象	10,800円	(消費税 800円)

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)  
登録番号 T1234567890123

(適格請求書と適格返還請求書を一の書類で交付する場合)

問 40 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。

また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。

適格請求書等保存方式においては、請求書の記載についてどのような対応が必要ですか。

【答】

ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当します。したがって、貴社は、取引先に対し、課税資産の譲渡等と売上げに係る対価の返還等を行っていることから、取引先に対し、適格請求書と適格返還請求書を交付する義務があります。

この場合において、現在、貴社が交付する請求書に、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して1枚の書類で交付することも可能です。

具体的には、当月販売した商品について、適格請求書として必要な事項を記載するとともに、前月分の販売奨励金について、適格返還請求書として必要な事項を記載すれば、1枚の請求書を交付することで差し支えありません。

また、継続して、課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及びその金額に基づき計算した消費税額等を税率ごとに請求書等に記載することで、適格請求書に記載すべき「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「税率ごとに区分した消費税額等」と適格返還請求書に記載すべき「売上げ

に係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等」の記載を満たすこともできます（インボイス通達3-16）。

（注） この場合、課税資産の譲渡等の金額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額に基づく消費税額等の計算については、税率ごとに1回の端数処理となります。

【課税資産の譲渡等の金額と対価の返還等の金額をそれぞれ記載する場合】

請求書		
(株)〇〇御中 XX年12月15日		
11月分 98,300円(税込)		
(11/1~11/30)		
日付	品名	金額
11/1	オレンジジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	リンゴジュース ※	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200円(消費税9,200円)	
10%対象	66,000円(消費税6,000円)	
8%対象	43,200円(消費税3,200円)	
販売奨励金		
10/12	リンゴジュース ※	1,080円
⋮	⋮	⋮
合計	10,900円(消費税900円)	
10%対象	5,500円(消費税500円)	
8%対象	5,400円(消費税400円)	
請求金額	98,300円	
※は軽減税率対象商品 △△商事(株) 登録番号 T1234567890123		

適格請求書として  
必要な記載事項

適格返還請求書として  
必要な記載事項

【対価の返還等を控除した後の金額を記載する場合の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中 XX年12月15日		
11月分 98,300円(税込)		
(11/1~11/30)		
日付	品名	金額
11/1	オレンジジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	リンゴジュース ※	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200円(消費税9,200円)	
販売奨励金		
10/12	リンゴジュース ※	1,080円
⋮	⋮	⋮
合計	10,900円(消費税900円)	
請求金額	98,300円(消費税8,300円)	
10%対象	60,500円(消費税5,500円)	
8%対象	37,800円(消費税2,800円)	
※は軽減税率対象商品 △△商事(株) 登録番号 T1234567890123		

継続的に、  
①課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及び  
②その金額に基づき計算した消費税額等を  
税率ごとに記載すれば記載事項を満たします。

(販売奨励金等の請求書)

問 41 当社は、販売促進の目的で、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先（当社の売上先）に販売奨励金を支払うこととしています。

販売奨励金の精算に当たっては、取引先から交付される奨励金請求書に基づき支払い、消費税については、売上げに係る対価の返還等として処理しています。この場合、適格請求書等保存方式においては、当社から取引先に対して、改めて、適格返還請求書を交付する必要がありますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当します（基通14-1-2）ので、貴社は、取引先に対し、適格返還請求書を交付する義務があります（新消法57の4③）。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。）
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

ご質問の場合、取引先が作成する書類である奨励金請求書に販売奨励金に関する適格返還請求書として必要な事項が記載されていれば、貴社と相手方との間で、貴社の売上げに係る対価の返還等の内容について記載された書類が共有されていますので、貴社は、改めて、適格返還請求書を交付しなくても差し支えありません。

【適格返還請求書として必要な事項が記載された販売奨励金に係る請求書の記載例】

XX 年 12 月 15 日

**奨励金請求書**

(株)〇〇御中  
登録番号 T1234567890123

11 月分 21,800 円(税込)

取引日付	品名	奨励金金額
11/1	オレンジジュース ※	1,080 円
11/1	ビール	2,200 円
⋮	⋮	⋮
合計	21,800 円 (消費税 1,800 円)	
10%対象	11,000 円 (消費税 1,000 円)	
8%対象	10,800 円 (消費税 800 円)	

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)

記載事項①: (株)〇〇御中

記載事項②: XX 年 12 月 15 日

記載事項③: 10%対象, 8%対象

記載事項④: 11 月分 21,800 円(税込)

記載事項⑤: 「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のどちらかを記載 ※両方記載することも可能です。

(適格請求書に係る電磁的記録の内容)

問 42 当社は、書類に代えて、インターネットを利用して電子メールで請求書に係る電磁的記録を提供しています。

適格請求書に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供できるそうですが、この電磁的記録には、どのような内容を記録する必要がありますか。

【答】

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは適格請求書を交付しなければなりません。適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます（新消法57の4①⑤）。

なお、提供する電磁的記録は、次のとおり適格請求書の記載事項と同じ内容の記録である必要があります。

- ① 電磁的記録を提供する適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 電磁的記録の提供を受ける事業者の氏名又は名称

また、電磁的記録による提供方法については、問20をご参照ください。

(一定期間の取引をまとめた請求書の交付)

問 43 当社は、取引の都度、取引先に商品名を記載した納品書を交付するとともに、請求については1か月分をまとめて、請求書を交付しています。

現在（軽減税率制度の実施前）、以下のように、請求書において、1か月分の取引に係る納品書番号を記載した上で、税込金額の合計額を記載しています。

平成 35 年 10 月からは、請求書を適格請求書として交付しようと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

請求書	
(株)〇〇御中 XX 年 11 月 1 日	
10 月分 (10/1 ~ 10/31)	
108,000 円 (税込)	
納品書番号	金額
No.0011	11,880 円
No.0012	7,560 円
No.0013	9,720 円
⋮	⋮
合 計	108,000 円
△△商事(株)	

納品書	
納品No.0013	納品書
(株)〇〇御中	△△商事(株)
納品No.0012	納品書
(株)〇〇御中	△△商事(株)
納品No.0011	納品書
(株)〇〇御中	△△商事(株)
下記の商品を納品いたします。	
XX 年 10 月 1 日	
品名	金額
牛肉	5,400 円
じゃがいも	2,160 円
割り箸	1,080 円
ビール	3,240 円
合 計	11,880 円

【答】

適格請求書とは、次の事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法（例えば、請求書に納品書番号を記載するなど）で交付されていれば、その複数の書類の全体により適格請求書の記載事項を満たすこととなります（インボイス通達 3-1）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
  - ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
  - ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
  - ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
  - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
  - ⑥ 適格請求書の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- したがって、ご質問の場合、次の対応が考えられます。

1 請求書に適格請求書として必要な事項を全て記載する場合

適格請求書として必要な事項を全て記載することにより、請求書の交付のみをもって、適格請求書の交付義務を果たすことができます。この場合、納品書の様式を変更していただく必要はありません。

【適格請求書として必要な記載事項を全て請求書に記載する場合の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月1日
10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	牛肉 ※	5,400円
10/1	じゃがいも ※	2,160円
10/1	割り箸	1,100円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200円(消費税 9,200円)	
10%対象	66,000円	(消費税 6,000円)
8%対象	43,200円	(消費税 3,200円)
※印は軽減税率対象商品		
		△△商事(株)
		登録番号 T 1234567890123

2 請求書のみでは適格請求書の記載事項が不足するため、納品書で不足する記載事項を補完する場合

請求書に、これまで(軽減税率制度の実施前)の記載事項に加え、登録番号、課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率を記載するとともに、日々の取引の内容(軽減税率の対象である旨を含みます。)については、納品書に記載することにより、2種類の書類で適格請求書の記載事項を満たすことができます。

したがって、この場合、請求書と納品書を交付することにより、適格請求書の交付義務を果たすことができます。

【請求書に不足する適格請求書の記載事項を納品書で補完する場合の記載例】

請求書

記載事項④

記載事項⑤

(株)〇〇御中		XX年11月1日
10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)		
納品書番号	金額	
No.0011	11,860円	
No.0012	7,640円	
No.0013	9,800円	
⋮	⋮	
合計	109,200円(消費税9,200円)	
10%対象	66,000円	(消費税6,000円)
8%対象	43,200円	(消費税3,200円)

△△商事(株)  
 登録番号 T1234567890123

記載事項①

記載事項③

納品No.0013 納品書  
 (株)〇〇御中 △△商事(株)  
 下記の商品を納品いたします。

納品No.0012 納品書  
 (株)〇〇御中 △△商事(株)  
 下記の商品を納品いたします。

納品No.0011 納品書  
 (株)〇〇御中 △△商事(株)  
 下記の商品を納品いたします。  
 XX年10月1日
 

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

※印は軽減税率対象商品



(複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理)

問 44 当社は、これまで（軽減税率制度の実施前）、商品の納品の都度、取引先に納品書を交付しており、そこには、当社の名称、商品名、納品書ごとの合計金額を記載しています。

当社は、平成 35 年 10 月から、納品書に、税率ごとに区分して合計した税込価額、適用税率と納品書ごとに計算した消費税額等の記載を追加するとともに、請求書に登録番号の記載を追加すれば、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすことになりますか。また、その場合、端数処理はどのように行えばよいでしょうか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

適格請求書とは、必要な事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法（例えば、請求書に納品書番号を記載する方法など）で交付されていれば、これら複数の書類に記載された事項により適格請求書の記載事項を満たすことができます（インボイス通達 3-1）。

このため、ご質問のように納品書に商品名等の「課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）」、「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載を追加するとともに、「登録番号」を請求書に記載した場合は、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなります。

この場合、納品書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載するため、納品書につき税率ごとに 1 回の端数処理を行うこととなります。

請求書		納品No.0013      納品書	
(株)〇〇御中      XX 年 11 月 1 日		(株)〇〇御中      △△商事(株)	
10 月分 (10/1~10/31)		納品No.0012      納品書	
109,200 円 (税込)		(株)〇〇御中      △△商事(株)	
納品書番号	金額	納品No.0011      納品書	
No.0011	12,800 円	(株)〇〇御中      △△商事(株)	
No.0012	5,460 円	下記の商品を納品いたします。	
No.0013	5,480 円	XX 年 10 月 1 日	
⋮	⋮	品名	金額
合 計	109,200 円	牛肉 ※	5,400 円
△△商事(株)		じゃがいも ※	2,300 円
登録番号 T1234567890123		割り箸	1,100 円
		ビール	4,000 円
		合計	12,800 円
		10%対象	5,100 円 (消費税 464 円)
		8%対象	7,700 円 (消費税 570 円)
		※は軽減税率対象商品	

(参考)

この場合、請求書に「税率ごとの消費税額等」の記載は不要ですが、納品書に記載した消費税額等の合計額を記載しても差し支えありません。

例) 合計 109,200 円 (消費税 8% : 3,200 円 / 10% : 6,000 円)

合計 109,200 円 (消費税 9,200 円) 等

「税率ごとに区分した消費税額等」  
※端数処理は納品書につき税率ごとに 1 回



(一括値引がある場合の適格簡易請求書の記載)

問 45 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社では、飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額（税込み）から 1,000 円の値引きができる割引券を発行しています。

平成 35 年 10 月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

飲食料品と飲食料品以外の資産を同時に譲渡し、割引券等の利用により、その合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の課税資産の譲渡等の対価の額に対してそれぞれ消費税が課されることとなります。

そのため、適格簡易請求書であるレシート等における「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」は、値引き後のものを明らかにする必要があります。

なお、税率ごとに区分された値引き前の課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額と税率ごとに区分された値引額がレシート等において明らかとなっている場合は、これらにより値引き後の課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が確認できるため、このような場合であっても、値引き後の「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」が明らかにされているものとして取り扱われます。

また、レシート等に記載する「消費税額等」については、値引後の「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」から計算することとなります。

ご質問の場合、レシートの記載方法としては次のようなものがあります。

(参考) 顧客が割引券等を利用したことにより、同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引き後の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額を区分し、値引き後の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額を算出することとされています。

その資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引き後の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が確認できるときは、その資産の譲渡等に係る値引額又は値引き後の税抜価額又は税込価額の合計額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が領収書等の書類により確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

(例) 雑貨 3,300 円 (税込み)、牛肉 2,160 円 (税込み) を販売した場合

【値引き後の「税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」を記載する方法】

<b>スーパー〇〇</b>	
東京都・・・	
登録番号 T1234567890123	
XX年 11月 1日	
<b>領収書</b>	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
割引	¥1,000
合計	¥4,460
①	(10%対象 ¥2,696 内消費税 ¥245)
	(8%対象 ¥1,764 内消費税 ¥130)
※印は軽減税率対象商品	

① 値引き後の税込価額を税率ごとに区分して合計した金額

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

$$10\% \text{対象} : 1,000 \times 3,300 / 5,460 \doteq 604$$

$$8\% \text{対象} : 1,000 \times 2,160 / 5,460 \doteq 396$$

また、値引き後の税込価額は次のとおり計算しています。

$$10\% \text{対象} : 3,300 - 604 = 2,696$$

$$8\% \text{対象} : 2,160 - 396 = 1,764$$

「消費税額等」は値引き後の税込価額から計算します。

【値引き前の「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」と税率ごとの値引額を記載する方法】

<b>スーパー〇〇</b>	
東京都・・・	
登録番号 T1234567890123	
XX年 11月 1日	
<b>領収書</b>	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
①	(10%対象 ¥3,300) (8%対象 ¥2,160)
割引	¥1,000
②	(10%対象 ¥604) (8%対象 ¥396)
合計	¥4,460
	(10%対象消費税 ¥245)
	(8%対象消費税 ¥130)
※印は軽減税率対象商品	

① 値引き前の税込価額を税率ごとに区分して合計した金額

② 税率ごとの値引額

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

$$10\% \text{対象} : 1,000 \times 3,300 / 5,460 \doteq 604$$

$$8\% \text{対象} : 1,000 \times 2,160 / 5,460 \doteq 396$$

※ ①及び②の記載がそれぞれある場合、値引き後の「税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」の記載があるものとして取り扱われます。

$$10\% \text{対象} : 3,300 - 604 = 2,696$$

$$8\% \text{対象} : 2,160 - 396 = 1,764$$

「消費税額等」は値引き後の税込価額から計算します。

(書面と電磁的記録による適格請求書の交付)

問 46 当社は、E D I 取引を行っており、受発注や納品などの日々の取引については、取引先と電磁的記録を交換することにより行っています。ただし、請求書については、月まとめて、書面により取引先に交付しています。

請求書を適格請求書とするために、請求書には、以下のように登録番号等の記載を行い、日々の取引の明細については、電磁的記録である請求明細（税率ごとに分けて作成します。）を参照しようと考えています。

このような場合であっても、適格請求書を交付したことになりますか。

(注) E D I (Electronic Data Interchange) 取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を介してコンピュータ間で交換する取引等をいいます。

○ 請求書（書面で交付）

請求書	
(株)〇〇御中	XX年11月1日
XX年10月分 (10/1～10/31)	
ご請求金額 109,200円(税込)	
合計	109,200円(消費税9,200円)
10%対象	66,000円(消費税6,000円)
8%対象	43,200円(消費税3,200円)
△△商事(株) 登録番号 T1234567890123	

○ 請求明細（電磁的記録で提供）

(株)〇〇 請求明細 (8%対象分) XX年10月分(10/1～10/31)		
日付	品名	金額(税込)
10/1	牛肉	5,400円
(株)〇〇 請求明細 (10%対象分) XX年10月分(10/1～10/31)		
日付	品名	金額(税込)
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	割り箸	1,100円
⋮	⋮	⋮

【答】

適格請求書とは、次の事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、書類相互（書類と電磁的記録）の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法で交付されていれば、複数の書類や、書類と電磁的記録の全体により、適格請求書の記載事項を満たすことになります。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 適格請求書の交付を受ける事業者の氏名又は名称

したがって、ご質問の場合、課税資産の譲渡等の内容（軽減税率の対象である旨を含みます。）

を含む請求明細に係る電磁的記録を提供した上で、それ以外の記載事項のある月まとめの請求書を交付することで、これら全体により、適格請求書の記載事項を満たすことになります。

なお、請求明細に係る電磁的記録については、提供した適格請求書に係る電磁的記録と同様の措置等を行い、保存する必要があります。提供した適格請求書に係る電磁的記録の保存方法については、問52をご参照ください。

(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)

問 47 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。これまで（軽減税率制度の実施前）、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、次のような請求書を取引先に交付しています。

当社が交付する請求書を適格請求書とするためには、記載内容にどのような変更が必要でしょうか。【平成 30 年 11 月追加】

請求書		
株式会社〇〇御中		XX 年 11 月 30 日
11 月分 86,400 円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	コップ	5,400 円
11/3	花瓶	4,320 円
⋮	⋮	⋮
合計		86,400 円
△△商事(株)		

【答】

適格請求書の記載事項は、次のとおりです（軽減税率制度の実施前の請求書等の記載事項に加え、①、③、④及び⑤の下線部分が追加されます。）（新消法57の4①）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

このため、貴社の対応としては、次の記載例のように、これまで（軽減税率制度の実施前）の請求書等の記載事項に加え、適格請求書として必要な事項（上記①、③、④及び⑤の下線部分）を記載することが必要です。

ご質問のように、販売する商品が軽減税率の適用対象とならないもののみであれば、「軽減対



(平成35年9月30日以前の請求書への登録番号の記載)

問 49 当社は、平成 33 年 10 月に登録申請書を提出し、適格請求書等保存方式が実施される前（平成 35 年 9 月 30 日以前）に登録番号が通知されました。  
平成 35 年 9 月 30 日以前に交付する区分記載請求書等に登録番号を記載しても問題ないですか。

【答】

ご質問のように、区分記載請求書等に登録番号を記載しても、区分記載請求書等の記載事項が記載されていれば、取引の相手方は、区分記載請求書等保存方式の間（平成31年10月1日から平成35年9月30日まで）における仕入税額控除の要件である区分記載請求書等を保存することができますので、区分記載請求書等に登録番号を記載しても差し支えありません。

また、適格請求書の発行に対応したレジシステム等の改修を行い、適格請求書の記載事項を満たした請求書等を発行する場合にも、その請求書等は、区分記載請求書等として必要な記載事項を満たしていますので、区分記載請求書等保存方式の間に交付しても問題ありません。

(注) 区分記載請求書等の記載事項のうち、税率ごとに区分して合計した税込価額については、適格請求書の記載事項である課税資産の譲渡等の税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額及び税率ごとに区分した消費税額等を記載することとして差し支えありません。

○ 区分記載請求書等と適格請求書の記載事項の比較（28年改正法附則34②、新消法57の4①）

区分記載請求書等 (平成31年10月1日から 平成35年9月30日までの間)	適格請求書 (平成35年10月1日から)
① 書類の作成者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額	④ 税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額の合計額及び <u>適用税率</u>
	⑤ 税率ごとに区分した <u>消費税額等</u>
⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称	⑥ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

(注) 適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等の記載事項に下線部分が追加されます。

## 5 適格請求書等の写しの保存

(適格請求書の写しの保存期間等)

問 50 交付した適格請求書の写しや提供した適格請求書に係る電磁的記録については、何年間保存が必要ですか。

【答】

適格請求書発行事業者には、交付した適格請求書の写し及び提供した適格請求書に係る電磁的記録の保存義務があります（新消法57の4⑥）。

この適格請求書の写しや電磁的記録については、交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません（新消令70の13①）。

(参考) 仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等についても、同様です（新消令50①）。

(適格請求書の写しの電磁的記録による保存)

問 51 当社は、自己の業務システムで作成した適格請求書を出力し、書面で交付しています。適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません。書面で交付した適格請求書の写しとして、当該システムで作成したデータを保存することも認められますか。

【答】

適格請求書発行事業者には、交付した適格請求書の写しの保存義務があります（新消法57の4⑥）。

こうした国税に関する法律の規定により保存が義務付けられている書類で、自己が一貫して電子計算機を使用して作成したものについては、電帳法に基づき、一定の要件を充たすことについて所轄税務署長の承認を受けたとき、電磁的記録による保存をもって書類の保存に代えることができるとされています（電帳法4②）。

なお、作成したデータでの保存に当たっては、次の要件を満たす必要があります。

- ① 適格請求書に係る電磁的記録の保存等に併せて、システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）の備付けを行うこと（電帳規3①三、②）
- ② 適格請求書に係る電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと（電帳規3①四、②）
- ③ 適格請求書に係る電磁的記録について、次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと（電帳規3①五、②）
  - ・ 取引年月日、その他の日付を検索条件として設定できること
  - ・ 日付に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができること

(参考) 電帳法上の保存方法等については、国税庁ホームページに掲載されている、「電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)」や「電子帳簿保存法(Q&A)」を参考としてください。

(適格請求書に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法)

問 52 当社は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供しています。提供した電磁的記録については、保存しなければならないとのことですが、どのような方法で保存すればよいですか。

【答】

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方(課税事業者に限ります。)から求められたときは適格請求書を交付しなければなりません。適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を相手方に提供することができます(新消法57の4①⑤)。

その場合、適格請求書発行事業者は、提供した電磁的記録を

- ・ 電磁的記録のまま、又は
- ・ 紙に印刷して、

その提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません(新消法57の4⑥、新消令70の13①、新消規26の8)。

また、その電磁的記録をそのまま保存しようとするときには、以下の措置を講じる必要があります(新消規26の8①)。

① 次のイ又はロのいずれかの措置を行うこと

イ 適格請求書に係る電磁的記録の提供後遅滞なくタイムスタンプを付すとともに、その電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと(電帳規8①一)

ロ 電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行うこと(電帳規8①二)

② 適格請求書に係る電磁的記録の保存等に併せて、システム概要書の備付けを行うこと(電帳規3①三、8①)

③ 適格請求書に係る電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと(電帳規3①四、8①)

④ 適格請求書に係る電磁的記録について、次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと(電帳規3①五、8①)

- ・ 取引年月日、その他の日付、取引金額その他の主要な項目(請求年月日、請求金額、取引先名称等)を検索条件として設定できること
- ・ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
- ・ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること



他方、適格請求書に係る電磁的記録を紙に印刷して保存しようとするときには、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要があります（新消規26の8②）。

（参考） 電帳法上の保存方法等については、国税庁ホームページに掲載されている、「電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）」や「電子帳簿保存法（Q&A）」を参考としてください。

#### IV 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件

##### 1 総論

(仕入税額控除の要件)

問 53 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件を教えてください。

【答】

適格請求書等保存方式の下では、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます（新消法30⑦）。

保存すべき請求書等には、適格請求書のほか、次の書類等も含まれます（新消法30⑨）。

イ 適格簡易請求書

ロ 適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録

ハ 適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書その他これに類する書類（課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限ります。）（書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）

ニ 次の取引について、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類（書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）

- ・ 卸売市場において出荷者から委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の販売
- ・ 農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等が生産者（組合員等）から委託を受けて行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式によるものに限ります。）

なお、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消法30⑦、新消令49①、新消規15の4）。

- ① 公共交通機関特例の対象として適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵

便ポストに差し出されたものに限ります。)

- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

## 2 請求書等の保存

(提供された適格請求書に係る電磁的記録の書面による保存)

問 54 当社は、取引先から請求書を電子データにより提供を受けました。これを出力して保存することで、仕入税額控除の要件を満たしますか。

なお、提供を受けた請求書データは、適格請求書の記載事項を満たしています。

【答】

適格請求書に係る電磁的記録による提供を受けた場合であっても、電磁的記録を整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面を保存することで、請求書等の保存要件を満たします（新消規15の5②）。その場合、提供を受けた電磁的記録を、電帳規第8条第1項に規定する要件に準ずる要件に従って保存する必要はありません。

したがって、貴社は、提供を受けた請求書データを整然とした形式及び明瞭な状態で出力することにより作成した書面を保存することで、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすことができます。

(仕入明細書の相手方への確認)

問 55 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。適格請求書等保存方式の下でも仕入明細書を保存することによって、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすそうですが、相手方への確認は、どのように行えばよいですか。

【答】

仕入税額控除の適用を受けるための請求書等に該当する仕入明細書等は、相手方の確認を受けたものに限られます（新消法30⑨三、インボイス通達4-6）。この相手方の確認を受ける方法としては、例えば、

- ① 仕入明細書等の記載内容を、通信回線等を通じて相手方の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で、自己の端末機から出力したもの
- ② 仕入明細書等に記載すべき事項に係る電磁的記録につきインターネットや電子メールなどを通じて課税仕入れの相手方へ提供し、相手方から確認の通知等を受けたもの
- ③ 仕入明細書等の写しを相手方に交付し、又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録を相手方に提供した後、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合におけるその一定期間を経たものがあります。

なお、③については、

- ・ 仕入明細書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨の通知文書等を添付して相手方に送付し、又は提供し、了承を得る。
- ・ 仕入明細書等又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」といった文言を記載し、又は記録し、相手方の了承を得る。

といったように、仕入明細書等の記載事項が相手方に示され、その内容が確認されている実態にあることが明らかであれば、相手方の確認を受けたものとなります。

(参考) 現行においても、仕入れを行った者が作成する仕入明細書等の書類で、一定事項が記載されており、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等に該当します。

ただし、適格請求書等保存方式の下で請求書等に含まれる仕入明細書と現行の請求書等に含まれる請求書等の記載事項は異なりますので、ご注意ください。

○ 仕入明細書等の記載事項の比較 (消法 30⑨二、28 年改正法附則 34②、新消令 49④)

請求書等保存方式 (現行)	区分記載請求書等保存方式 (平成 31 年 10 月 1 日から 平成 35 年 9 月 30 日までの間)	適格請求書等保存方式 (平成 35 年 10 月 1 日から)
① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ③ 課税仕入れを行った年月日 ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  ⑤ 課税仕入れに係る支払対価の額	① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ③ 課税仕入れを行った年月日 ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 (課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び <u>軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨</u> ) ⑤ <u>税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額</u>	① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号 ③ 課税仕入れを行った年月日 ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 (課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨) ⑤ <u>税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率</u> ⑥ <u>税率ごとに区分した消費税額等</u>

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、これまで (軽減税率制度の実施前) の仕入明細書等の記載事項に下線 (実線) 部分が追加されます。

2 適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等保存方式の下での仕入明細書等の記載事項に下線部分 (点線) が追加されます。

(仕入明細書等の記載事項)

問 56 当店は、食料品及び日用雑貨の小売を行っています。これまで（軽減税率制度の実施前）、仕入先への代金の支払に当たり、以下のような仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。

平成 35 年 10 月 1 日からは、適格請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすためには、仕入明細書について、どのような対応が必要ですか。

仕入明細書		
(株)〇〇御中		XX 年 11 月 30 日
		△△商店(株)
11 月分	129,600 円 (税込)	
日付	品名	金額
11/1	いちご	5,400 円
11/2	牛肉	10,800 円
11/2	キッチンペーパー	2,160 円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計 (税込)		129,600 円

【答】

現行の請求書等保存方式においても、仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します（消法30⑨二）。

これは、適格請求書等保存方式の下でも同様ですが、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、次の事項が記載されていることが必要です（これまで（軽減税率制度の実施前）の仕入明細書の記載事項に加え、②、④、⑤及び⑥の下線部分が追加されました。）（新消法30⑨三、新消令49④）。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

（注） 上記の記載事項のうち、②の登録番号を記載しないで作成した仕入明細書は、平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日（適格請求書等保存方式の導入前）までの間における区分記載請求書等として取り扱われます。

【仕入明細書の記載例】

仕入明細書		
記載事項② (株)〇〇御中 登録番号 T 1234567890123		XX年11月30日
△△商店(株)		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400円
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計(税込み)		131,200円
10%対象	88,000円	(消費税 8,000円)
8%対象	43,200円	(消費税 3,200円)
※印は軽減税率対象商品		

記載事項⑤

記載事項⑥

記載事項④

(参考) 仕入明細書等の電磁的記録による保存

仕入税額控除の要件として保存が必要な請求書等には、上記①から⑥までの記載事項に係る電磁的記録も含まれます(新消令49⑦)。

したがって、上記①から⑥までの記載事項を記録した電磁的記録を保存することで、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たします。

なお、仕入明細書等の電磁的記録の保存方法は、提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法と同様となります(新消令50①、新消規15の5)。この電磁的記録の保存方法については、問64をご参照ください。

(書面と電磁的記録を合わせた仕入明細書)

問 57 当社は、E D I 取引を行っており、取引先と電磁的記録を交換することにより、日々の受発注などを行っています。また、決済に当たっては、取引先から請求書が交付されず、当社から取引先に、月まとめて支払通知書を書面で交付しています（いわゆる請求レス取引）。

支払通知書には相手方の登録番号等の記載を行いますが、日々の取引の明細については、取引先から提供される電磁的記録である取引明細（税率ごとに分けて作成されています。）を参照しようと考えています。

このような場合、相手方の確認を受けた上で、書面の支払通知書と取引明細の電磁的記録を合わせて保存することで、仕入税額控除の要件である仕入明細書の保存があることとなりますか。

(注) E D I (Electronic Data Interchange) 取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を介してコンピュータ間で交換する取引等をいいます。

○ 支払通知書（書面で交付）

○ 取引明細（電磁的記録で提供）

XX 年 12 月 15 日	
支払通知書	
△△商事(株)御中	
登録番号 T1234567890123	
XX 年 11 月分 (11/1 ~ 11/30)	
109,200 円 (税込)	
合計	109,200 円 (消費税 9,200 円)
10%対象	66,000 円 (消費税 6,000 円)
8%対象	43,200 円 (消費税 3,200 円)
(株)〇〇	

(株)〇〇 取引明細 (8%対象分) XX 年 11 月分 (11/1 ~ 11/30)		
(株)〇〇 取引明細 (10%対象分) XX 年 11 月分 (11/1 ~ 11/30)		
日付	品名	金額 (税込)
11/1	キッチンペーパー	2,200 円
11/2	割り箸	1,100 円
⋮	⋮	⋮

【答】

相手方から確認を受けた仕入明細書を仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等とするには、次の事項が記載されていることが必要です（これまで（軽減税率制度の実施前）の仕入明細書の記載事項に加え、次の②、④、⑤及び⑥の下線部分が追加されました。）（新消法30⑨三、新消令49④）。また、保存すべき請求書等には仕入明細書に係る電磁的記録も含まれます（新消令49⑤）。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

なお、保存が必要な請求書等の記載事項は、一の書類だけで記載事項を満たす必要はなく、



複数の書類や、書類と電磁的記録について、これらの書類（書類と電磁的記録）相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法で交付されていれば、その複数の書類や電磁的記録の全体により適格請求書の記載事項を満たすことができます。

したがって、ご質問の場合、課税資産の譲渡等の内容（軽減税率の対象である旨を含みます。）を記録した取引明細に係る電磁的記録と書面で作成する支払通知書の全体により、請求書等の記載事項を満たすため、貴社は、書面で作成した支払通知書と取引明細に係る電磁的記録を合わせて保存することで、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなります。

また、取引明細に係る電磁的記録の保存方法は、提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法と同様となります（新消令50①、新消規15の5）。この電磁的記録の保存方法については、問64をご参照ください。

（仕入明細書に記載する課税仕入れに係る支払対価の額）

問 58 適格請求書等保存方式の下では、記載事項を満たす仕入明細書には、「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」と「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要とのことですが、税抜きの仕入金額と消費税額等を記載することで、必要な記載事項を満たすこととなりますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

適格請求書等保存方式の下で、仕入税額控除の要件として保存すべき仕入明細書には、次の事項が記載されていることが必要です（新消法30⑨三、新消令49④）。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

ご質問の「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」については、税込金額となりますが、税率ごとに区分した仕入金額の税抜きの合計額及び税率ごとに区分した消費税額等を記載することで、その記載があるものとして取り扱われます。

(仕入明細書において対価の返還等について記載した場合)

問 59 当社は、食品及び日用雑貨の販売を行う事業者です。当社の商品販売売上げに関しては、請求書の交付をすることなく、相手方から交付される次の支払通知書に基づき支払いを受けています。また、返品があった場合には、支払通知書にその内容等が記載されていますが、こうした場合であっても、適格請求書等保存方式においては、改めて、適格返還請求書を交付する必要がありますか。

なお、相手方は、仕入税額控除の適用を受けるために、支払通知書を保存しています。

【平成 30 年 11 月追加】

支払通知書		
株式会社〇〇御中		XX 年 11 月 30 日
(送付後一定期間内に連絡がない場合、確認があったものといたします。)		
		△△商店(株)
11 月分	127,440 円 (税込)	
日付	品名	金額
11/1	いちご	5,400 円
11/2	牛肉	10,800 円
11/2	キッチンペーパー	2,160 円
⋮	⋮	⋮
11/12	クッキー【返品】(XX 年 10 月仕入分)	▲1,080 円
11/12	割り箸【返品】(XX 年 9 月仕入分)	▲1,080 円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計 (税込)		127,440 円

【答】

適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書の交付義務が課されています(新消法57の4③)。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日(適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。)
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

また、適格請求書等保存方式の下でも、仕入側が作成した次の記載事項のある仕入明細書等の書類で、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します(新消法30⑨三、新消令49④)。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

ご質問の場合、相手方が仕入税額控除のために作成・保存している支払通知書に、返品に関する適格返還請求書として必要な事項が記載されていれば、貴社と相手方間で、貴社の売上げに係る対価の返還等の内容について確認されていますので、貴社は、改めて適格返還請求書を交付しなくても差し支えありません。

なお、支払通知書に適格返還請求書として必要な事項を合わせて記載する場合に、事業者ごとに継続して、課税仕入れに係る支払対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及びその金額に基づき計算した消費税額等を税率ごとに支払通知書に記載することで、仕入明細書に記載すべき「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」及び「税率ごとに区分した消費税額等」と適格返還請求書に記載すべき「売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「売上げに係る対価の返還等の金額に係る税率ごとに区分した消費税額等」の記載を満たすこともできます。

【仕入明細書に適格返還請求書の記載事項を合わせて記載する場合の記載例】

**支払通知書**

株式会社〇〇御中  
 登録番号 T 1234567890123  
 XX年 11月 30日  
 (送付後一定期間内に連絡がない場合、確認があったものといたします。)

△△商店様

11月分 支払金額合計 129,020円 (税込)

日付	品名	金額
11/1	いちご※	5,400円
11/2	牛肉※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
11/12	クッキー【返品】(XX年10月仕入分)※	▲1,080円
11/12	割り箸【返品】(XX年9月仕入分)	▲1,100円
⋮	⋮	⋮
10%対象	仕入金額 88,000円 (消費税 8,000円)	▲1,100円 (▲消費税 100円)
8%対象	仕入金額 43,200円 (消費税 3,200円)	▲1,080円 (▲消費税 80円)

※印は軽減税率対象商品

仕入額から返品額を控除した金額を継続して記載していれば、次のように仕入金額を記載することも認められます。

(例)  
 10%対象 86,900円  
 (消費税 7,900円)  
 8%対象 42,120円  
 (消費税 3,120円)

適格返還請求書に記載が必要となる事項です。

(適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付する場合)

問 60 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。仕入明細書には、当社が行った商品の配送について、配送料として記載し、仕入金額から控除しており、これは、当社の売上げとして計上しています。この場合、仕入明細書とは別にその配送料に係る適格請求書を相手方に交付しなければならないのでしょうか。【平成 30 年 11 月追加】

仕入明細書		
(株)〇〇御中		XX 年 11 月 30 日
		△△商店(株)
11 月分 126,300 円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	いちご	5,400 円
11/2	牛肉	10,800 円
11/2	キッチンペーパー	2,160 円
⋮	⋮	⋮
仕入金額合計 (税込)		129,600 円
控除金額	11 月分配送料	3,300 円
支払金額合計 (税込)		126,300 円

【答】

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています（新消法 57 の 4 ①）。

ご質問の場合、貴社が行う配送（課税資産の譲渡等）の対価として收受する配送料については、別途、相手方の求めに応じて適格請求書を交付する義務があります。このため、配送料に係る適格請求書を仕入明細書とは別に交付する、又は仕入明細書に合わせて配送料に係る適格請求書の記載事項を 1 枚の書類で交付するといった方法により対応する必要があります。

なお、仕入明細書と適格請求書の記載事項は、それぞれ次のとおりです。

1 仕入明細書の記載事項（新消令 49④）

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

## 2 適格請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

### 【仕入明細書と適格請求書を一の書類で交付する場合の記載例】

**仕入明細書**

記載事項②  
 (株)〇〇御中  
 登録番号 T1234567890123

XX年11月30日

記載事項①

△△商店(株)  
 登録番号 T9876543210987

11月分 127,900円(税込)

日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400円
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
仕入金額合計(税込)		131,200円
10%対象	88,000円 (消費税 8,000円)	
8%対象	43,200円 (消費税 3,200円)	
控除金額 (10%対象)	11月分 配送料	3,300円 (消費税 300円)
支払金額合計(税込)		127,900円

※印は軽減税率対象商品

記載事項③④

記載事項⑤⑥

記載事項③④⑤⑥

(任意組合の構成員が保存しなければならない請求書等)

問 61 当社は、取引先数社と任意組合を組成し、イベントを行っています。現行、仕入先から交付される請求書等は、幹事会社が保管し、当社を含めた構成員は、幹事会社から精算書の交付を受けています。

適格請求書等保存方式においては、構成員である当社も仕入先から適格請求書の交付を受け、保存する必要がありますか。

【答】

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書など請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります（新消法30⑦⑨）。

任意組合の共同事業として課税仕入れを行った場合に、幹事会社が課税仕入れの名義人となっている等の事由により各構成員の持分に応じた適格請求書の交付を受けることができないときにおいて、幹事会社が仕入先から交付を受けた適格請求書のコピーに各構成員の出資金等の割合に応じた課税仕入れに係る対価の額の配分内容を記載したものは、貴社及びその他の構成員における仕入税額控除のために保存が必要な請求書等に該当するものとして取り扱われますので、その保存をもって、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなります。

また、任意組合の構成員に交付する適格請求書のコピーが大量となる等の事情により、立替払を行った幹事会社が、コピーを交付することが困難なときは、幹事会社が仕入先から交付を受けた適格請求書を保存し、精算書を交付することにより、貴社は幹事会社が作成した（立替えを受けた構成員の負担額が記載されている）精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます（インボイス通達4-2）。

この場合、幹事会社は、精算書に記載されている仕入れ（経費）について、仕入税額控除が可能なものか（すなわち、適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか）を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、各構成員が仕入税額控除を受けるに当たっての必要な事項を記載しておく必要があります。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載が必要となりますし、適格請求書のコピーにより、その仕入れ（経費）が適格請求書発行事業者から受けたものか否かを確認できなくなるため、幹事会社と構成員の間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります。

ただし、これらの事項について、別途、書面等で通知する場合のほか、継続的な取引に係る契約書等で、別途明らかにされている等の場合には、精算書において明らかにしていなくても差し支えありません。

(立替金)

問 62 当社は、取引先のB社に経費を立て替えてもらう場合があります。

この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替払をしたB社の名称が記載されますが、B社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。

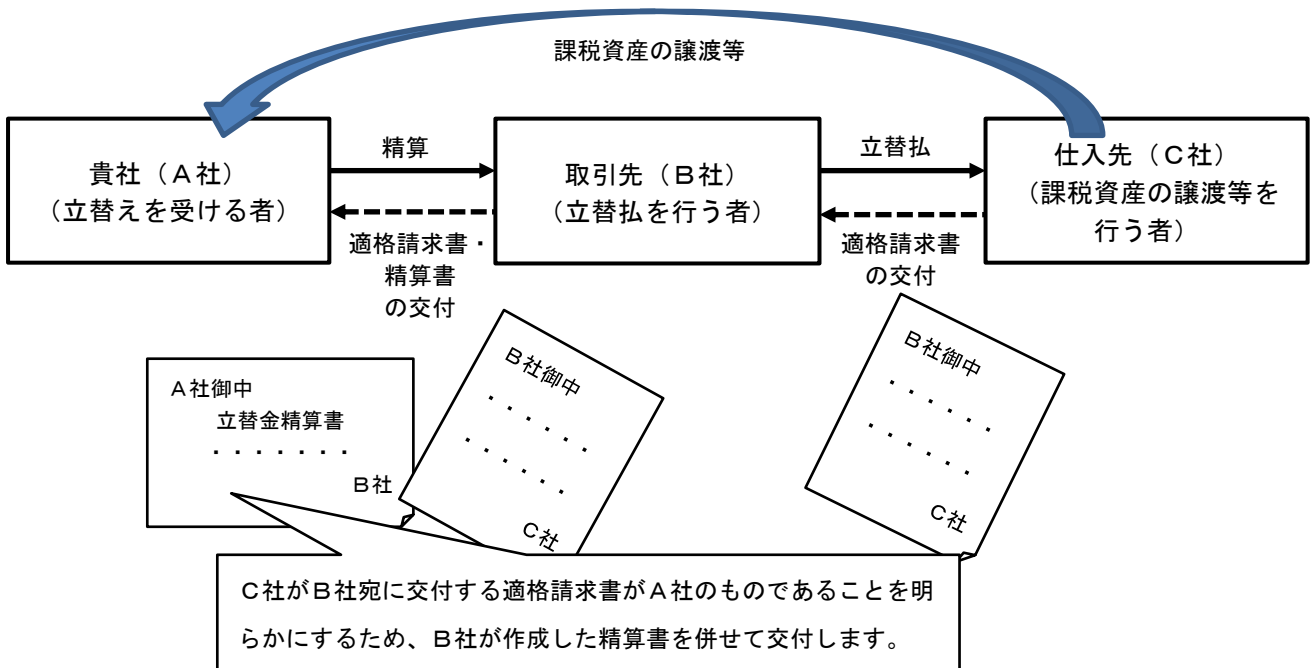
【答】

貴社が、C社から立替払をしたB社宛に交付された適格請求書をB社からそのまま受領したとしても、これをもって、C社から貴社に交付された適格請求書とすることはできません。

ご質問の場合において、立替払を行ったB社から、立替金精算書等の交付を受ける等により、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、C社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります（インボイス通達4-2）。

なお、この場合、立替払を行うB社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、C社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。

【立替金の取引図】



(参考) A社を含む複数者分の経費を一括してB社が立替払している場合、原則として、B社はC社から受領した適格請求書をコピーし、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れがA社及び各社のものであることを明らかにするために、B社が作成した精算書を添える等し、A社を含む立替えを受けた者に交付する必要があります。

しかしながら、立替えを受けた者に交付する適格請求書のコピーが大量となる等の事情により、立替払を行ったB社が、コピーを交付することが困難なときは、B社がC社から交付を受けた適格請求書を保存し、立替金精算書を交付することにより、A社はB社が作成した（立替えを受けた者の負担額が記載されている）立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます。

ただし、この場合、立替払を行った取引先のB社は、その立替金が仕入税額控除可能なものか（すなわち、適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか）を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、A社が仕入税額控除を受けるに当たっての必要な事項を立替金精算書に記載しなければなりません。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載が必要となりますし、適格請求書のコピーにより、その仕入れ（経費）が適格請求書発行事業者から受けたものか否かを確認できなくなるため、立替払を行ったB社とA社の間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります。

ただし、これらの事項について、別途、書面等で通知する場合のほか、継続的な取引に係る契約書等で、別途明らかにされている等の場合には、精算書において明らかにしていなくても差し支えありません。

#### （口座振替・口座振込による家賃の支払）

問 63 当社は、事務所を賃借しており、口座振替により家賃を支払っています。不動産賃貸契約書は作成していますが、請求書や領収書の交付は受けておらず、家賃の支払の記録としては、銀行の通帳に口座振替の記録が残るだけです。このような場合、請求書等の保存要件を満たすためにはどうすればよいですか。

#### 【答】

通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要です。

この点、適格請求書は、一定期間の取引をまとめて交付することもできますので、相手方（貸主）から一定期間の賃借料についての適格請求書の交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。

なお、適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすこととなりますので、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

ご質問の場合には、適格請求書の記載事項の一部（例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書とともに通帳（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

また、口座振込により家賃を支払う場合も、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

なお、このように取引の都度、請求書等が交付されない取引について、取引の途中で取引の相手方（貸主）が適格請求書発行事業者でなくなる場合も想定され、その旨の連絡がない場合には貴社（借主）はその事実を把握することは困難となります（適格請求書発行事業者以外の者に支払う取引対価の額については、原則として、仕入税額控除を行うことはできません。）。



そこで、国税庁のホームページで相手方が適格請求書発行事業者か否かを確認することができます。

(参考) 平成 35 年 9 月 30 日以前からの契約について

適格請求書等保存方式が導入される平成 35 年 9 月 30 日以前からの契約について、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の不足する記載事項の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えありません。

(提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法)

問 64 当社は、取引先から、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録の提供を受けています。仕入税額控除の要件を満たすためには、電磁的記録をどのような方法で保存すればよいですか。

【答】

相手方から適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録による提供を受けた場合、仕入税額控除の要件として、その電磁的記録を保存しなければなりません（新消法30⑦⑨二）。

提供を受けた電磁的記録をそのまま保存しようとするときには、以下の措置を講じる必要があります（新消令50①、新消規15の5）。

① 次のイ又はロのいずれかの措置を行うこと

イ 適格請求書に係る電磁的記録の受領後遅滞なくタイムスタンプを付すとともに、その電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと（電帳規8①一）

ロ 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行うこと（電帳規8①二）

② 適格請求書に係る電磁的記録の保存等に併せて、システム概要書の備付けを行うこと（電帳規3①三、8①）

③ 適格請求書に係る電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと（電帳規3①四、8①）

④ 適格請求書に係る電磁的記録について、次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと（電帳規3①五、8①）

- ・ 取引年月日、その他の日付、取引金額その他の主要な項目（請求年月日、請求金額、取引先名称等）を検索条件として設定できること
- ・ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
- ・ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること

他方、提供を受けた電磁的記録を紙に印刷して保存しようとするときは、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要があります（新消規15の5②）。

(参考) 電帳法上の保存方法等については、国税庁ホームページに掲載されている、「電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)」や「電子帳簿保存法(Q&A)」を参考としてください。

### 3 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

(帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合)

問 65 適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件ですが、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の要件を満たすのは、どのような場合ですか。

【答】

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます(新消法30⑦)。

ただし、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます(新消令49①、新消規15の4)。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引(①に該当するものを除きます。)
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物(古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。)の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物(質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。)の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物(宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。)の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品(購入者の棚卸資産に該当するものに限ります。)の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

(公共交通機関による旅客の運送)

問 66 取引先への移動に際し、券売機で乗車券を購入し、公共交通機関である鉄道を利用した場合に、仕入税額控除の要件として請求書等の保存は必要ですか。

【答】

適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます(新消法30⑦、新消令49①一イ、70の9②一)。

一方、3万円以上の公共交通機関を利用した場合には、その利用に係る適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となりますので、ご注意ください。

ただし、この場合であっても、公共交通機関である鉄道事業者から適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を記載した乗車券の交付を受け、その乗車券が回収される場合は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消令49①一口）。

なお、この場合の帳簿の記載事項については、問71をご参照ください。

（参考）

- ・ 適格請求書の交付義務が免除される取引：問 23 参照
- ・ 公共交通機関特例の3万円未満の判定単位：問 25 参照

（古物商等の古物の買取り等）

問 67 当社は、中古車販売業（古物商）を営んでおり、事業者及び消費者から中古車の仕入れを行っています。

適格請求書等保存方式の下では、消費者からの仕入れは、仕入税額控除を行うことはできないのですか。

【答】

古物営業法上の許可を受けて古物営業を営む古物商が、適格請求書発行事業者以外の者から同法に規定する古物（古物商が事業として販売する棚卸資産に該当するものに限り、）を買い受けた場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消法30⑦、新消令49①一ハ(1)）。したがって、貴社が消費者から中古車の仕入れを行った場合には、一定の事項を記載した帳簿を保存することで、仕入税額控除が認められます。

なお、相手方が適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書の交付を受け、それを保存する必要があります。

この場合の帳簿の記載事項については、問71をご参照ください。

また、古物商が適格請求書発行事業者以外の者から古物を買取る場合のほか、適格請求書発行事業者以外の者から仕入れを行う、次の場合も同様に、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることが困難な場合として、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消令49①一ハ(2)～(4)）。

- ① 質屋営業法に規定する質屋営業を営む質屋が、適格請求書発行事業者以外の者から質物（質屋が事業として販売する棚卸資産に該当するものに限り、）を取得する場合
- ② 宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者が、適格請求書発行事業者以外の者から同法に規定する建物（宅地建物取引業者が事業として販売する棚卸資産に該当するものに限り、）を購入する場合
- ③ 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する再生資源及び再生部品を購入する事業を営む事業者が、適格請求書発行事業者以外の者から再生資源及び再生部品（購入する事業者が事業として販売する棚卸資産に該当するものに限り、）を購入する場合

【参考】

○ 古物営業法第2条（定義）

この法律において「古物」とは、一度使用された物品（鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を含み、大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。）で政令で定めるものを除く。以下同じ。）

若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

- 2 この法律において「古物営業」とは、次に掲げる営業をいう。
    - 一 古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの
    - 二 古物市場（古物商間の古物の売買又は交換のための市場をいう。以下同じ。）を經營する営業
    - 三 古物の売買をしようとする者のあつせんを競りの方法（政令で定める電子情報処理組織を使用する競りの方法その他の政令で定めるものに限る。）により行う営業（前号に掲げるものを除く。以下「古物競りあつせん業」という。）
  - 3 この法律において「古物商」とは、次条第一項の規定による許可を受けて前項第一号に掲げる営業を営む者をいう。
- 4・5 （省略）

○ 質屋営業法第1条（定義）

この法律において「質屋営業」とは、物品（有価証券を含む。第二十二条を除き、以下同じ。）を質に取り、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質物をもつてその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける営業をいう。

- 2 この法律において「質屋」とは、質屋営業を営む者で第二条第一項の規定による許可を受けたものをいう。

○ 宅地建物取引業法第2条（用語の定義）

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 （省略）
- 二 宅地建物取引業 宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行うものをいう。
- 三 宅地建物取引業者 第三条第一項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。
- 四 （省略）

○ 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条（定義）

この法律において「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

- 2・3 （省略）
- 4 この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであつて、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
- 5 この法律において「再生部品」とは、使用済物品等のうち有用なものであつて、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

(出張旅費、宿泊費、日当等)

問 68 社員に支給する国内の出張旅費、宿泊費、日当等については、社員は適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができませんが、仕入税額控除を行うことはできないのですか。

【答】

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われます(基通11-2-1)。この金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます(新消法30⑦、新消令49①一二、新消規15の4二、インボイス通達4-9)。

なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税法基本通達9-3に基づき判定しますので、所得税が非課税となる範囲内で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることとなります。

また、この場合の帳簿の記載事項については、問71をご参照ください。

【参考】

○ 所得税法基本通達9-3(非課税とされる旅費の範囲)

法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

(通勤手当)

問 69 社員に支給する通勤手当については、社員は適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができませんが、仕入税額控除を行うことはできないのですか。

【答】

従業員等で通勤する者に支給する通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額として取り扱われます(基通11-2-2)。この金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます(新消法30⑦、新消令49①一二、新消規15の4三、インボイス通達4-10)。

なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「通勤者につき通常必要と認められる部分」については、通勤に通常必要と認められるものであればよく、所得税法施行令第20条の2において規定される非課税とされる通勤手当の金額を超えているかどうかは問いません。

また、この場合の帳簿の記載事項については、問71をご参照ください。

## 4 帳簿の保存

(適格請求書等保存方式における帳簿に記載が必要な事項)

問 70 平成 35 年 10 月 1 日から、仕入税額控除の方式は、「適格請求書等保存方式」となりますが、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿の記載事項について教えてください。

【答】

現行、仕入税額控除については、一定の帳簿及び請求書等の保存が要件とされています（請求書等保存方式）。

平成31年10月1日から平成35年9月30日（適格請求書等保存方式の導入前）までの間は、この仕入税額控除の要件について、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、軽減税率の適用対象となる商品の仕入れかそれ以外の仕入れかの区分を明確にするための記載事項を追加した帳簿及び請求書等の保存が要件とされます（区分記載請求書等保存方式）。

具体的には、現行の請求書等保存方式において必要とされている記載事項に、次の事項が追加されます（28年改正法附則34②）。

### 1 帳簿

課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合にはその旨

### 2 区分記載請求書等

- ・ 課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合にはその旨
- ・ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額

平成35年10月1日から導入される適格請求書等保存方式の下でも、帳簿及び請求書等の保存が要件とされているところ、保存すべき帳簿の記載事項については次のとおりであり、区分記載請求書等保存方式の下での帳簿の記載事項と同様です（相手方の登録番号の記載は不要です）。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

(参考) 取引先コード等による表示

帳簿に記載する課税仕入れの相手方の氏名又は名称は、取引先コード等の記号・番号等による表示で差し支えありません。

また、課税仕入れに係る資産又は役務の内容についても、商品コード等の記号・番号等による表示で差し支えありませんが、この場合、課税資産の譲渡等であるか、また、軽減対象資産の譲渡等に係るものであるときは、軽減対象資産の譲渡等に係るものであるかの判別が明らかとなるものである必要があります（インボイス通達4-5）。

○ 請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式の帳簿の記載事項の比較（消法 30⑧、28 年改正法附則 34②、新消法 30⑧）

請求書等保存方式 (現行制度)	区分記載請求書等保存方式 (平成 31 年 10 月 1 日から 平成 35 年 9 月 30 日までの間)	適格請求書等保存方式 (平成 35 年 10 月 1 日から)
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 ④ 課税仕入れに係る支払対価の額	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 (課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、 <u>資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨</u> ) ④ 課税仕入れに係る支払対価の額	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 (課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、 <u>資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨</u> ) ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、これまで(軽減税率制度の実施前)の帳簿の記載事項に下線部分が追加されました。

2 適格請求書等保存方式の下でも、区分記載請求書等保存方式の下での帳簿の記載事項と同様の記載事項です。

(帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項)

問 71 3 万円未満の公共交通機関による旅客の運送などは、請求書等の保存が不要で、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができるそうですが、この場合の帳簿への記載事項について教えてください。

【答】

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます(新消法30⑦、新消令49①、新消規15の4)。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源又は再生部品の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストにより差し出されたものに限ります。)



⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

この場合、帳簿の記載事項に関し、通常必要な記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

- ・ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入りに該当する旨

例：①に該当する場合、「3万円未満の鉄道料金」

②に該当する場合、「入場券等」

- ・ 仕入りの相手方の住所又は所在地（一定の者を除きます。）

(注) 帳簿に仕入りの相手方の住所又は所在地の記載が不要な一定の者は、次のとおりです（インボイス通達4-7）。

イ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送について、その運送を行った者

ロ 適格請求書の交付義務が免除される郵便役務の提供について、その郵便役務の提供を行った者

ハ 課税仕入りに該当する出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）を支払った場合の当該出張旅費等を受領した使用人等

ニ 上記③から⑥の課税仕入れ（③から⑤に係る課税仕入れについては、古物営業法、質屋営業法又は宅地建物取引業法により、業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているもの以外のものに限り、⑥に係る課税仕入れについては、事業者以外の者から受けるものに限ります。）を行った場合の当該課税仕入りの相手方

(参考) 古物営業を営む場合、古物営業法において、商品を仕入れた際の対価の総額が1万円以上（税込み）の場合には、帳簿（いわゆる「古物台帳」）に①取引年月日、②古物の品目及び数量、③古物の特徴、④相手方の住所、氏名、職業及び年齢、⑤相手方の確認方法を記載し、保存しなければならないこととされています（古物営業法16、18）。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項は、「①課税仕入りの相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地」、「②課税仕入れを行った年月日」、「③課税仕入れに係る資産又は役務の内容」、「④課税仕入れに係る支払対価の額」、「⑤帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入りに該当する旨」ですが、古物台帳には①から④の事項が記載されていることとなります。

なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項としては、⑤の事項も必要となるため、古物台帳と⑤の事項について記載した帳簿（総勘定元帳等）を合わせて保存することで、帳簿の保存要件を満たすことができます。

この場合、古物台帳については帳簿の保存期間（課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間）保存しておく必要がある点にご留意ください（消令71②）。

## 5 経過措置

(免税事業者からの仕入れに係る経過措置)

問 72 適格請求書等保存方式の導入後一定期間は、免税事業者からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置があるそうですが、この場合の仕入税額控除の要件について教えてください。

【答】

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません（新消法30⑦）。

ただし、適格請求書等保存方式導入から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています（28年改正法附則52、53）。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期 間	割 合
平成 35 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 80%
平成 38 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 50%

なお、この経過措置の適用を受けるためには、次の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

### 1 帳簿

区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。

具体的には、次の事項となります。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

### 2 請求書等

区分記載請求書等と同様の記載事項が必要となります。

具体的には、次の事項となります。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

## V 適格請求書等保存方式の下での税額計算

(適格請求書等保存方式の下での税額計算の概要)

問 73 適格請求書等保存方式における税額計算の方法について教えてください。

【答】

軽減税率制度の実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の複数となることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、適格請求書等保存方式においても現行と変わりません。

具体的な売上税額と仕入税額の計算方法は、次のとおりとなります。

### 1 売上税額（詳細については、問74をご参照ください。）

#### (1) 原則（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、108分の100又は110分の100を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率（6.24%又は7.8%）を掛けて売上税額を算出します（新消法45）。

#### ① 軽減税率の対象となる売上税額

軽減税率の対象となる 課税売上げ（税込み）	×	100/108	=	軽減税率の対象となる 課税標準額
軽減税率の対象となる 課税標準額	×	6.24%	=	軽減税率の対象となる 売上税額

#### ② 標準税率の対象となる売上税額

標準税率の対象となる 課税売上げ（税込み）	×	100/110	=	標準税率の対象となる 課税標準額
標準税率の対象となる 課税標準額	×	7.8%	=	標準税率の対象となる 売上税額

#### ③ 売上税額の合計額

軽減税率の対象となる 売上税額	+	標準税率の対象となる 売上税額	=	売上税額の合計額
--------------------	---	--------------------	---	----------

#### (2) 特例（積上げ計算）

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書（以下これらを併せて「適格請求書等」といいます。）の写しを保存している場合（適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。）には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とすることができます（新消法45⑤、新消令62①）。

なお、売上税額を積上げ計算した場合、仕入税額も積上げ計算しなければなりません。

適格請求書等に記載した 消費税額等の合計額	×	78/100	=	売上税額の合計額
--------------------------	---	--------	---	----------

2 仕入税額（詳細については、問 75 及び問 76 をご参照ください。）

(1) 原則（積上げ計算）

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等（提供を受けた電磁的記録を含みます。）に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて仕入税額を算出します（新消法30①、新消令46①②）。

請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額	×	78/100	=	仕入税額の合計額
-------------------------------------	---	--------	---	----------

(2) 特例（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、108分の6.24又は110分の7.8を掛けて算出した金額を仕入税額とすることができます（新消令46③）。

なお、割戻し計算により仕入税額を計算できるのは、売上税額を割戻し計算している場合に限られます。

① 軽減税率の対象となる仕入税額

軽減税率の対象となる課税仕入れ（税込み）	×	6.24/108	=	軽減税率の対象となる仕入税額
----------------------	---	----------	---	----------------

② 標準税率の対象となる仕入税額

標準税率の対象となる課税仕入れ（税込み）	×	7.8/110	=	標準税率の対象となる仕入税額
----------------------	---	---------	---	----------------

③ 仕入税額の合計

軽減税率の対象となる仕入税額	+	標準税率の対象となる仕入税額	=	仕入税額の合計額
----------------	---	----------------	---	----------

（参考）売上税額と仕入税額の計算方法

売上税額	仕入税額
<p><b>【割戻し計算】（原則）</b> 売上税額は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を掛けて計算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">この方法を採用する場合、仕入税額は積上げ計算（原則）又は割戻し計算（特例）のいずれかを選択することができます。</div>	<p><b>【積上げ計算】（原則）</b> 仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。</p> <p><b>【割戻し計算】（特例）</b> 課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分した金額の合計額にそれぞれの税率に基づき割り戻し、仕入税額を計算することもできます。</p>
<p><b>【積上げ計算】（特例）</b> 相手方に交付した適格請求書等の写しを保存している場合（適格請求書に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。）には、これらの書類に記載した消費税額等を積み上げて売上税額を計算することができます。</p>	<p><b>【積上げ計算】（原則）</b> 仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">売上税額の計算において「積上げ計算」を選択した場合、仕入税額の計算では「割戻し計算」を適用することはできません。</div>

(売上税額の計算方法)

問 74 適格請求書等保存方式における売上税額の計算方法について教えてください。

【答】

適格請求書等保存方式における売上税額については、原則として、課税期間中の課税資産の譲渡等の税込金額の合計額に110分の100（軽減税率の対象となる場合は108分の100）を掛けて計算した課税標準額に7.8%（軽減税率の対象となる場合は6.24%）を掛けて算出します（割戻し計算）。

また、これ以外の方法として、交付した適格請求書及び適格簡易請求書の写し（電磁的記録により提供したものも含まれます。）を保存している場合に、そこに記載された税率ごとの消費税額等の合計額に100分の78を乗じて計算した金額とすることもできます（積上げ計算）（新消法45⑤、新消令62）。

ただし、適格簡易請求書の記載事項は、「適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等」であるため、「適用税率」のみを記載して交付する場合、税率ごとの消費税額等の記載がないため、積上げ計算を行うことはできません。

なお、売上税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなど、併用することも認められますが、併用した場合であっても売上税額の計算につき積上げ計算を適用した場合に当たるため、仕入税額の計算方法に割戻し計算を適用することはできません（インボイス通達3-13）。

(仕入税額の計算方法)

問 75 適格請求書等保存方式における仕入税額の計算方法について教えてください。

【答】

適格請求書等保存方式における仕入税額の計算方法は、次のとおりです。

1 積上げ計算

原則として、交付された適格請求書などの請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて算出します（請求書等積上げ計算）（新消法30①、新消令46①）。

また、これ以外の方法として、課税仕入れの都度<sup>(注)</sup>、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）（新消令46②）。

なお、仕入税額の計算に当たり、請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められますが、これらの方法と割戻し計算（下記「2」参照）を併用することは認められません（インボイス通達4-3）。

(注) 例えば、課税仕入れに係る適格請求書の交付を受けた際に、当該適格請求書を単位として帳簿に仮払消費税額等として計上している場合のほか、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて交付を受けた適格請求書を単位として

帳簿に仮払消費税額等として計上している場合が含まれます（インボイス通達4-4）。

## 2 割戻し計算

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額を税率ごとに合計した金額に110分の7.8（軽減税率の対象となる部分については108分の6.24）を掛けて算出することができます（新消法30①、新消令46③）。

ただし、仕入税額を割戻し計算することができるのは、売上税額を割戻し計算する場合に限ります。

（適格請求書などの請求書等に記載された消費税額による仕入税額の積上げ計算）

問 76 仕入税額の計算について、適格請求書に記載のある消費税額等に基づいて積上げ計算する場合、消費税額等の記載がない適格簡易請求書の交付を受けたときは、どのように計算すればよいですか。

### 【答】

適格請求書又は適格簡易請求書に記載された消費税額等を基礎として、仕入税額を積み上げて計算する場合には、次の区分に応じた金額を基として仕入税額を計算することとなります（新消令46①）。

- ① 交付を受けた適格請求書（電磁的記録により提供されたものも含まれます。）に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額
- ② 交付を受けた適格簡易請求書（電磁的記録により提供されたものも含まれます。）に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額  
（適格簡易請求書に適用税率のみの記載があり、消費税額等が記載されていない場合は、適格請求書に消費税額等を記載する際の計算方法と同様の方法により計算した金額のうち課税仕入れに係る部分の金額）
- ③ 作成した仕入明細書（電磁的記録により作成したものも含まれます。）に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額
- ④ 卸売市場において、委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受けた書類（電磁的記録により提供されたものも含まれます。）に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額
- ⑤ 公共交通機関特例など、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるものについては、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を掛けて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）

したがって、ご質問の場合は、上記②の場合ですので、適格簡易請求書に記載された金額が、税込金額の場合は、その金額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を掛けて消費税額等を算出し、また、税抜金額の場合は、その金額に100分の10（軽減税率の対象となる場合は100分の8）を掛けて消費税額等を算出し、その金額を基礎として、仕入税額の積上げ計算を行います。

## 消費税の軽減税率制度に関するQ&A (制度概要編)

平成31年(2019年)10月1日の消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

消費税の軽減税率制度は事業者の方のみならず、日々の買い物等で消費者の方にも関係するものです。

この「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」は、軽減税率制度について、広く国民の皆様理解を深めていただけるよう、わかりやすく解説したものです。

また、今後、寄せられた質問や頂いた疑問点を踏まえて、随時、追加や掲載内容の改訂を行っていく予定です。

平成28年4月  
(平成30年1月改訂)  
国税庁消費税軽減税率制度対応室

## 凡例

文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

### ○ 法令

- 改正法 . . . . . 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）
- 改正令 . . . . . 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 148 号）
- 改正省令 . . . . . 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年財務省令第 20 号）
- 消法 . . . . . 改正法による改正前の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
- 新消法 . . . . . 改正法による改正後の消費税法
- 消令 . . . . . 改正令による改正前の消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）
- 軽減通達 . . . . . 消費税の軽減税率制度に関する取扱通達（平成 28 年 4 月 12 日付課軽 2 - 1 ほか 5 課共同「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達等の制定について」通達の別冊）

### ○ 用語

- 個別事例編 . . . . . 「消費税の軽減税率制度に関する Q & A（個別事例編） 平成 28 年 4 月（平成 30 年 11 月改訂）」をいう。

※ 平成 31 年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。



## 《 目 次 》

制度概要編をご覧くださいにあたって……………	1
<b>I 消費税の軽減税率制度の概要等</b>	
（「軽減税率制度」の概要）	
問1 「軽減税率制度」の概要を教えてください。【平成28年11月改訂】……………	2
<b>II 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等</b>	
（「飲食料品」の意義）	
問2 軽減税率が適用される「飲食料品の譲渡」の「飲食料品」とは、どのようなものですか。……………	5
（「一体資産」の意義）	
問3 「一体資産」とは、どのようなものですか。……………	7
（「一の資産の価格のみが提示されているもの」の意義）	
問4 「一の資産に係る価格のみが提示されているもの」とは、どのようなものですか。……………	7
（飲食料品を譲渡する際の包装材料等の取扱い）	
問5 通常、食品や飲料を譲渡する場合、容器や包装を使いますが、これら容器等の取扱いはどのようになりますか。【平成30年1月改訂】……………	8
（軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは）	
問6 軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、どのようなものですか。……………	8
（「飲食店業等を営む者が行う食事の提供」（いわゆる「外食」）の意義）	
問7 軽減税率が適用されない「飲食店業等を営む者が行う食事の提供」（いわゆる「外食」）とは、どのようなものですか。……………	9
（「飲食に用いられる設備」（飲食設備）の意義）	
問8 「飲食に用いられる設備」（飲食設備）とは、どのようなものですか。【平成30年1月改訂】……………	9

(持ち帰り販売の取扱い)

問 9 飲食店業等を営む者が、「店内飲食」と「持ち帰り販売」の両方を行っている場合の持ち帰り販売には、軽減税率が適用されますか。…………… 10

(「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング」)の意義)

問 10 軽減税率が適用されない「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング」)とは、どのようなものですか。…………… 10

(適用税率の判定時期)

問 11 課税資産の譲渡等の適用税率の判定は、いつの時点で行うのでしょうか。…………… 11

### Ⅲ 区分記載請求書等保存方式(帳簿及び請求書等の記載事項並びにこれらの保存)

(区分記載請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に記載されるべき事項)

問 12 平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から平成 35 年(2023 年)9 月 30 日までの間は、仕入税額控除の方式として、現行の請求書等保存方式を基本的に維持した「区分記載請求書等保存方式」とされますが、この場合に保存すべき帳簿及び区分記載請求書等の記載事項について教えてください。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 13

(「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載)

問 13 区分記載請求書等に記載する「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、どのように記載したらよいですか。…………… 14

(仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載がなかった場合の追記)

問 14 仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載がなかったのですが、これらが記載された請求書等の再交付を受けなければ仕入税額控除を行うことができないのでしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 17

(免税事業者からの課税仕入れの取扱い)

問 15 区分記載請求書等保存方式に移行後であっても免税事業者からの課税仕入れについて、仕入税額控除ができますか。…………… 17

#### IV 税額計算等

##### 1 税額計算の方法

(平成31年(2019年)10月以降の税額計算方法)

問16 軽減税率制度が実施される平成31年(2019年)10月以降の税額の計算方法について教えてください。【平成28年11月改訂】…………… 18

##### 2 税額計算等の特例

(売上税額の計算の特例の概要)

問17 税率の異なるごとに取引を区分することが困難な中小事業者に対する売上税額の計算の特例(経過措置)の概要を教えてください。【平成28年11月改訂】…………… 20

(仕入税額の計算の特例の概要)

問18 税率の異なるごとに取引を区分することが困難な中小事業者に対する仕入税額の計算の特例に係る経過措置の概要を教えてください。【平成28年11月改訂】…………… 22

(税額計算の特例の適用関係)

問19 適用可能な売上税額と仕入税額の計算の特例の組合せを教えてください。【平成28年11月改訂】…………… 24

(税額計算の特例を用いた税額計算の方法)

問20 経過措置として設けられている売上税額や仕入税額の計算の特例を用いた売上税額及び仕入税額の計算方法を教えてください。【平成28年11月改訂】…………… 25

(簡易課税制度を適用していない場合の売上税額の計算の特例)

問21 簡易課税制度を適用していない場合(仕入税額の計算の特例も適用していません。)に適用できる売上税額の計算の特例の概要について教えてください。【平成28年11月改訂】…………… 28

(簡易課税制度を適用している場合の売上税額の計算の特例)

問22 簡易課税制度を適用している場合(「簡易課税制度の届出の特例」を適用する場合を含みます。)に適用できる売上税額の計算の特例の概要について教えてください。【平成28年11月改訂】…………… 29

(「軽減売上割合の特例」と「小売等軽減売上割合の特例」の適用関係)

問23 小売業又は卸売業において、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合の特例」を適用する場合、仕入税額の計算の特例として「小売等軽減売上割合の特例」を適用することはできるのでしょうか。…………… 29

～ 制度概要編をご覧くださいにあたって ～

軽減税率制度の実施により、事業者の方は、日々の業務において、税率の異なるごとに売上げや仕入れ（経費）を区分経理した上で、申告・納税を行うことが必要となります。

具体的には、軽減税率の対象品目を取り扱っている事業者の方（飲食料品の卸売・小売、食品製造、外食等の業種）はもとより、軽減税率の対象品目を取り扱っていない事業者の方、課税事業者と取引を行う免税事業者の方も以下のような事務を行っていただくこととなります。

事業者の区分		事業者の例	必要となる主な事務
課税事業者	軽減税率対象品目の売上げ・仕入れ（経費）あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食料品を取扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）</li> <li>・ 飲食業（レストラン等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに記帳するなどの区分経理</li> </ul> <p>「Ⅲ 区分記載請求書等保存方式」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率ごとの税額計算</li> </ul> <p>「Ⅳ 税額計算等」参照</p>
	軽減税率対象品目の仕入れ（経費）あり	会議費や交際費として飲食料品を購入する場合など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕入れ（経費）を税率ごとに記帳するなどの区分経理</li> </ul> <p>「Ⅲ 区分記載請求書等保存方式」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率ごとの税額計算</li> </ul> <p>「Ⅳ 税額計算等」参照</p>
免税事業者	軽減税率対象品目の売上げあり		<p>課税事業者と取引を行う場合に相手方から区分記載請求書等の交付を求められる場合あり</p> <p>「Ⅲ 区分記載請求書等保存方式」参照</p>

## I 消費税の軽減税率制度の概要等

（「軽減税率制度」の概要）

問1 「軽減税率制度」の概要を教えてください。【平成28年11月改訂】

【答】

### 1 軽減税率の対象品目（問2から問11参照）

「軽減税率制度」は、平成31年（2019年）10月1日以降に行う次の①及び②の品目の譲渡を対象として実施されます（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を合わせた税率が、軽減税率8%（消費税6.24%、地方消費税1.76%）と標準税率10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）の複数税率になります。）。

- ① 飲食料品（酒類を除く。）
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

なお、①の飲食料品の譲渡には、いわゆる「外食」や「ケータリング」は含まれません。

また、保税地域から引き取られる飲食料品についても軽減対象課税貨物として軽減税率の対象となります（改正法附則34①一、二）。

（注） 消費税等の税率の10%への引上げ時期が、平成29年4月1日から平成31年（2019年）10月1日に変更されたことに伴い、軽減税率制度の実施時期は、平成31年（2019年）10月1日とされています。

### 2 区分記載請求書等保存方式（平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの帳簿及び請求書等の記載と保存）（問12から問15参照）

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が、軽減税率8%と標準税率10%の複数税率になりますので、消費税等の申告等を行うためには、事業者の方に取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理（以下「区分経理」といいます。）を行っていただく必要があります。また、これまでも消費税の仕入税額控除を適用するためには、帳簿及び請求書等の保存が要件とされてきましたが、今後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が要件となります（改正法附則34②）。

（注） 消費税等の税率の10%への引上げ時期の変更に伴い、仕入税額控除の方式として区分記載請求書等保存方式が適用される期間は、「平成29年4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの間」から「平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの間」に変更されています。

3 税額計算の特例（問 17 から問 23 参照）

区分経理をすることができない中小事業者（基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者をいいます。以下同じ。）の方には、売上税額や仕入税額の計算の特例に係る経過措置が設けられています（改正法附則 38①②④、39①、40①）。

（注）平成 28 年 11 月の税制改正により、中小事業者以外の事業者の方には、税額計算の特例は措置されないこととされています（問 17、18 参照）。

4 適格請求書等保存方式（平成 35 年（2023 年）10 月 1 日以降の請求書等及び帳簿の記載と保存）

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、平成 35 年（2023 年）10 月 1 日から「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます（新消法 30①、57 の 2、57 の 4）。

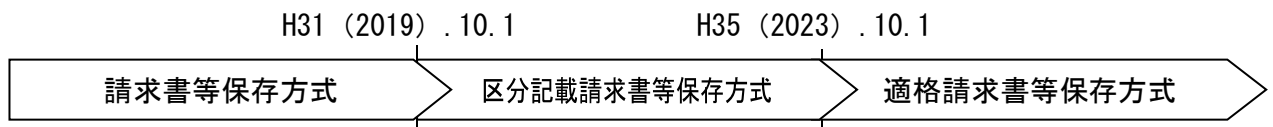
適格請求書を交付しようとする課税事業者は、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります（新消法 57 の 2①）。

また、適格請求書発行事業者の登録申請書は、適格請求書等保存方式導入前の平成 33 年（2021 年）10 月 1 日から提出することが可能です（改正法附則 44①、1 八）。

※ 免税事業者であっても、課税事業者となることで登録を受けることができます。なお、免税事業者が平成 35 年（2023 年）10 月 1 日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています（改正法附則 44④）。

（注）平成 28 年 11 月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成 33 年（2021 年）4 月 1 日」から「平成 35 年（2023 年）10 月 1 日」に変更されています。

《参考》仕入税額控除の方式



○ 消費税等の税率の10%への引上げ時期の変更に伴う軽減税率制度の改正点

		改正前	改正後
税率引上げ時期		平成29年4月1日	平成31年(2019年)10月1日
軽減税率制度			
実施・導入時期		平成29年4月1日	平成31年(2019年)10月1日
仕入税額控除の方式			
区分記載請求書等保存方式		平成29年4月1日～平成33(2021年)年3月31日	平成31年(2019年)10月1日～平成35(2023年)9月30日
適格請求書等保存方式		平成33年(2021年)4月1日～	平成35年(2023年)10月1日～
税額計算の特例の適用期間			
売上税額	中小事業者	4年 (平成29年4月～平成33年(2021年)3月末)	4年 (平成31年(2019年)10月～平成35年(2023年)9月末)
	中小事業者以外	1年 (平成29年4月～平成30年)	措置しない。
仕入税額	中小事業者	1年 (平成29年4月～平成30年3月末)	1年 (平成31年(2019年)10月～平成32年(2020年)9月末)
	中小事業者以外	1年 (平成29年4月～平成30年3月末)	措置しない。

改正

## II 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等

（「飲食料品」の意義）

問2 軽減税率が適用される「飲食料品の譲渡」の「飲食料品」とは、どのようなものですか。

【答】

「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。）です。ここでいう「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、例えば、工業用として販売される塩など、人の飲用又は食用以外の用途で販売されるものは該当しません。

なお、食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。

また、食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、当該一の資産に係る価格のみが提示されているもの。以下「一体資産」といいます。）のうち、一定の要件を満たすものも「飲食料品」に含まれます（問3参照）。

ただし、次の課税資産の譲渡等は飲食料品の譲渡に含まれません（改正法附則 34①一、改正令附則3）。

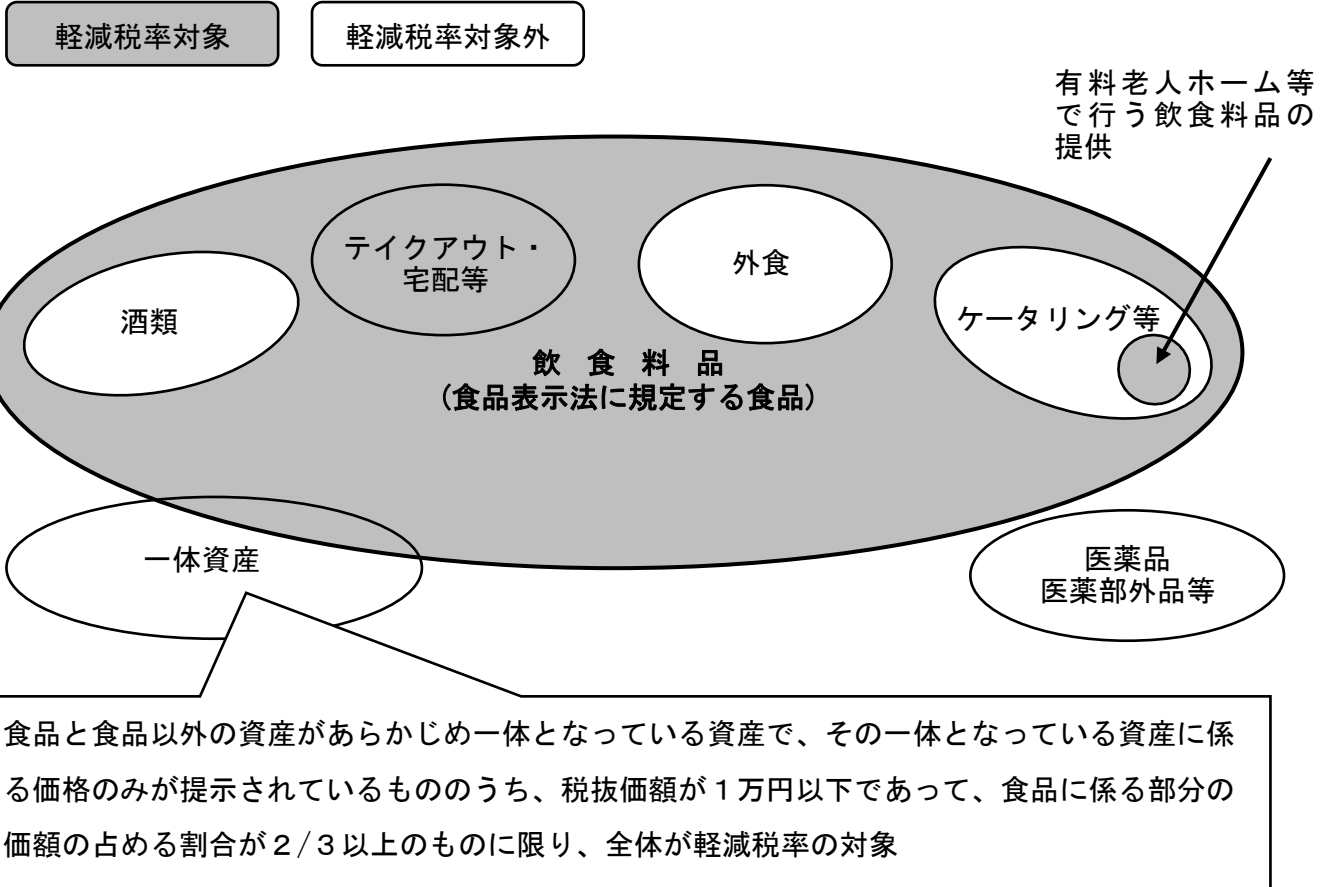
- ① いわゆる「外食」（食品衛生法施行令に規定する飲食店営業及び喫茶店営業並びにその他の飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う食事の提供）（以下単に「いわゆる『外食』」といいます。）（問7参照）
- ② いわゆる「ケータリング」（相手方の指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供）（問10参照）

### 【参考】

- 食品表示法第2条第1項（定義）  
この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第四条第二項に規定する添加物（第四条第一項第一号及び第十一条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。
- 食品衛生法第4条第2項（用語の定義）  
この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。
- 酒税法第2条第1項（酒類の定義及び種類）  
この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。
- 食品衛生法施行令第35条第1号・2号（営業の指定）
  - 1 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。）
  - 2 喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）



《参考》 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）



(「一体資産」の意義)

問3 「一体資産」とは、どのようなものですか。

【答】

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもので、「一体資産」としての価格のみが提示されているものをいいます。「一体資産」の譲渡は、原則として軽減税率の適用対象ではありませんが、次のいずれの要件も満たす場合は、飲食料品として、その譲渡全体につき軽減税率が適用されます(改正法附則34①一、改正令附則2)。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

なお、ここでいう合理的な方法とは、例えば、(1)一体資産の譲渡に係る売価のうち、食品の売価の占める割合や、(2)一体資産の譲渡に係る原価のうち、食品の原価の占める割合による方法があります(軽減通達5)。

(「一の資産の価格のみが提示されているもの」の意義)

問4 「一の資産に係る価格のみが提示されているもの」とは、どのようなものですか。

【答】

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもので、「一体資産」としての価格のみが提示されているものをいいます。したがって、例えば、次のような場合は、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものであっても、一体資産に該当しないこととされています(改正法附則34①一、改正令附則2、軽減通達4)。

- ① 食品と食品以外の資産を組み合わせた一の詰め合わせ商品について、当該詰め合わせ商品の価格とともに、これを構成する個々の商品の価格を内訳として提示している場合  
例：1,000円(内訳 A商品400円、B商品300円、C商品300円)
- ② 個々の商品の価格を提示しているか否かにかかわらず、商品(食品と食品以外)を、例えば「よりどり3品△△円」との価格を提示し、顧客が自由に組み合わせることができるようにして販売している場合  
例：このワゴンボックス内の商品は、よりどり3品1,000円

- (注) 1 上記①、②の場合は、個々の商品ごとに適用税率を判定することとなります。  
2 上記②の場合に個々の商品に係る対価の額が明らかでないときは、商品の価額を適用税率ごとに合理的に区分することとなります(改正令附則6)。

(飲食料品を譲渡する際の包装材料等の取扱い)

問5 通常、食品や飲料を譲渡する場合、容器や包装を使いますが、これら容器等の取扱いはどのようなになりますか。【平成30年1月改訂】

【答】

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」といいます。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、当該包装材料等も含め軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

ここでいう「通常必要なものとして使用される包装材料等」とは、飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が費消され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等につき別途対価を定めている場合のその包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」には該当しません。

また、例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用しており、食品とその容器を組み合わせるあらかじめの商品として価格を提示し販売している場合には、その商品は「一体資産」に該当します（改正法附則34①一、軽減通達3）。

「一体資産」の取扱いについては、問3をご参照ください。

(注) 包装材料等の販売者が、飲料メーカーに販売する缶やペットボトル、また、スーパー等の小売店に販売するトレーは、容器そのものの販売ですので軽減税率は適用されません。

(参考) 容器や包装材料等の取扱い

- ・ 【個別事例編】 問24 「飲食料品を販売する際に使用される容器」
- ・ 【個別事例編】 問25 「桐の箱の容器」
- ・ 【個別事例編】 問74 「高価な容器に盛り付けられた洋菓子」

(軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは)

問6 軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、どのようなものですか。

【答】

軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡です（改正法附則34①二）。

いわゆるスポーツ新聞や各業界新聞なども、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するものに該当するものであれば、週2回以上発行され、定期購読契約に基づき譲渡する場合は軽減税率が適用されます。

なお、駅売りの新聞など定期購読契約に基づかない新聞の譲渡は軽減税率の適用対象と

なりません。

（「飲食店業等を営む者が行う食事の提供」（いわゆる「外食」）の意義）

問7 軽減税率が適用されない「飲食店業等を営む者が行う食事の提供」（いわゆる「外食」）とは、どのようなものですか。

【答】

軽減税率が適用されない「飲食店業等を営む者が行う食事の提供」（いわゆる「外食」）とは、

- ① 飲食店業等を営む者がテーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備（以下「飲食設備」といいます。）のある場所において、
  - ② 飲食料品を飲食させる役務の提供
- をいい、例えば、レストランやフードコートでの食事の提供があります（改正法附則 34①ーイ）。

なお、「飲食店業等を営む者」とは、食品衛生法施行令に規定する飲食店営業、喫茶店営業その他の飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者をいい、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供を行う全ての事業者が該当します（改正令附則 3①、軽減通達 7）。

（「飲食に用いられる設備」（飲食設備）の意義）

問8 「飲食に用いられる設備」（飲食設備）とは、どのようなものですか。【平成 30 年 1 月改訂】

【答】

「飲食に用いられる設備」（飲食設備）とは、飲食に用いられるテーブル、椅子、カウンター等の設備であれば、

- ・ 飲食のための専用の設備である必要はなく、
- ・ 飲食料品の提供を行う者と設備を設置又は管理する者（以下「設備設置者」といいます。）が異なる場合であっても、飲食料品の提供を行う者と設備設置者との間の合意等に基づき、当該飲食設備を飲食料品の提供を行う者の顧客に利用させることとしているとき

は、「飲食設備」に該当します（軽減通達 8、9）。

（参考） 飲食料品の提供を行う者と設備設置者が異なる場合の取扱い

- ・ 【個別事例編】 問 56 「フードコートでの飲食」
- ・ 【個別事例編】 問 57 「公園のベンチでの飲食」

(持ち帰り販売の取扱い)

問9 飲食店業等を営む者が、「店内飲食」と「持ち帰り販売」の両方を行っている場合の持ち帰り販売には、軽減税率が適用されますか。

【答】

飲食店業等を営む者が行うものであっても、飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装をして行う譲渡（いわゆる「テイクアウト」や「持ち帰り販売」）は、テーブル、椅子等の飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供には当たらない単なる飲食料品の販売であることから、軽減税率が適用されます（改正法附則 34①一イ）。

なお、店内飲食と持ち帰り販売の両方を行っている飲食店等においては、その飲食料品を提供する時点で、「店内飲食」（標準税率）か「持ち帰り販売」（軽減税率）かを、例えば、顧客に意思確認を行っていただくなどの方法により判定することになります（軽減通達 11）。

(「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング」)の意義)

問10 軽減税率が適用されない「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング」)とは、どのようなものですか。

【答】

「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング」)とは、相手方が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が、例えば、加熱、切り分け・味付けなどの調理、盛り付け、食器の配膳、取り分け用の食器等を飲食に適する状況に配置するなどの役務を伴って飲食料品の提供をすることをいいます（改正法附則 34①一口、軽減通達 12）。

(注) 「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」であっても、次の施設において行う一定の基準を満たす<sup>\*1</sup>飲食料品の提供については、軽減税率の適用対象とされています（改正法附則 34①一口、改正令附則 3②）。

- ① 老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者<sup>\*2</sup>に対して行う飲食料品の提供
- ② 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供
- ③ 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全て<sup>\*3</sup>に対して学校給食として行う飲食

#### 料品の提供

- ④ 「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」第2条に規定する夜間課程を置く高等学校の施設において、当該高等学校の設置者が、当該夜間過程において、生徒の全て<sup>※3</sup>に対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑤ 「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」第2条に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設において、当該特別支援学校の設置者が、幼児又は生徒の全て<sup>※3</sup>に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑥ 学校教育法第1条に規定する幼稚園の施設において、当該幼稚園の設置者が、教育を受ける幼児の全て<sup>※3</sup>に対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供
- ⑦ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校に設置される寄宿舎において、当該寄宿舎の設置者が寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

※1 上記①～⑦の施設の設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。また、累計額の計算方法につきあらかじめ書面で定めている場合にはその方法によることとされています（平成28年財務省告示第100号）。

※2 60歳以上の者、要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者又はそれらの者の配偶者に限られます。

※3 アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかったとしても軽減税率の適用対象となります。

（適用税率の判定時期）

問11 課税資産の譲渡等の適用税率の判定は、いつの時点で行うのでしょうか。

【答】

軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、適用税率の判定に当たっては、

- ① 販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達2）。
- ② 販売する事業者が、人の飲用又は食用以外に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれを飲用又は食用に供する目的で購入し、又は実際に飲用又は食用に供したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

(参考) 「持ち帰り販売」の取扱い

「店内飲食」と「持ち帰り販売」のいずれも行っている飲食店等において飲食料品を提供する場合に、どちらに該当するかは、事業者が飲食料品の譲渡等を行う時に判断することとなります。例えば、注文等の時点で「店内飲食」か「持ち帰り」か顧客の意思確認を行うなどの方法により適用税率の判定を行うこととなります（問9参照）。

### Ⅲ 区分記載請求書等保存方式（帳簿及び請求書等の記載事項並びにこれらの保存）

（区分記載請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に記載されるべき事項）

問12 平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの間は、仕入税額控除の方式として、現行の請求書等保存方式を基本的に維持した「区分記載請求書等保存方式」とされますが、この場合に保存すべき帳簿及び区分記載請求書等の記載事項について教えてください。【平成28年11月改訂】

【答】

現行、仕入税額控除については、一定の帳簿及び請求書等の保存が要件とされています（請求書等保存方式）。

平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日（適格請求書等保存方式の導入）までの間は、この仕入税額控除の要件について、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、軽減税率の適用対象となる商品の仕入れかそれ以外の仕入れかの区分を明確にするための記載事項を追加した帳簿及び請求書等の保存が要件とされます（区分記載請求書等保存方式）。

具体的には、現行の請求書等保存方式において必要とされている記載事項に、次の事項が記載事項として追加されます（改正法附則34②）。

#### ① 帳簿

- ・ 課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合にはその旨（以下「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」といいます。）

#### ② 区分記載請求書等

- ・ 課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合にはその旨（以下「軽減対象資産の譲渡等である旨」といいます。）
- ・ 軽減税率と標準税率との税率の異なるごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）（以下「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」といいます。）

なお、課税貨物の引取りに係る仕入税額控除については、これまで同様、課税貨物に係る課税標準である金額や引取りに係る消費税等の額が記載された輸入許可通知書等を保存するとともに、課税貨物に係る消費税等の額を帳簿に記載し保存することが要件とされています（消法30⑧三、⑨三）。

（注） 消費税等の税率の10%への引上げ時期の変更に伴い、仕入税額控除の方式として区分記載請求書等保存方式が適用される期間は、「平成29年4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの間」から「平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの間」に変更されています。



○ 請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の記載事項の比較（消法 30⑧⑨、改正法附則 34②）

	請求書等保存方式 (現行制度)	区分記載請求書等保存方式 (平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 9 月 30 日までの間)
帳簿	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  ④ 課税仕入れに係る支払対価の額	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 (課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨) ④ 課税仕入れに係る支払対価の額
請求書等	① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  ④ 課税資産の譲渡等の対価の額 (税込価格) ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称	① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨) ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額 (税込価格) ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

(注) これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。

(「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載)

問13 区分記載請求書等に記載する「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、どのように記載したらよいですか。

【答】

「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに 10% や 8% の税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合も「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載があると認められます (軽減通達 18)。

- ① 請求書において、軽減税率の対象となる商品に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等である旨」を別途「※(☆)は軽減対象」などと表示し、明らかにしている場合
- ② 同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることが表示されている場合

- ③ 軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、そこに記載された商品が軽減税率の対象であることが表示されている場合

【記号・番号等を使用した場合の区分記載請求書等の記載例】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※ ①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※ ①	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
②	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円
※は軽減税率対象品目 ③		
△△商事(株)		

- ① 軽減税率対象品目には「※」などを記載  
 ② 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載  
 ③ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

【同一請求書内で、税率ごとに商品を区分して区分記載請求書等を発行する場合の記載例】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
8%対象		43,200円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円
△△商事(株)		

【税率ごとに区分記載請求書等を分けて発行する場合の記載例】

○ 軽減税率対象分

請求書		
(軽減税率対象)		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		43,200円

△△商事(株)

○ 軽減税率対象分以外

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円

△△商事(株)

(仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載がなかった場合の追記)

問 14 仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載がなかったのですが、これらが記載された請求書等の再交付を受けなければ仕入税額控除を行うことができないのでしょうか。  
【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から、軽減税率が適用される取引について仕入税額控除を行うために保存すべき請求書等には、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が記載されている必要がありますが、これらの項目の記載がない請求書等を交付された場合であっても、当該請求書等の交付を受けた事業者が、その取引の事実に基づいて、これらの項目を追記し、これを保存することで、仕入税額控除を行うことが認められます(改正法附則 34③)。

なお、保存すべき区分記載請求書等の記載事項のうち、請求書等の交付を受けた事業者による追記が認められているのは「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」のみとなっていますので他の項目について追記や修正を行うことはできません(軽減通達 19)。

(注) 区分記載請求書等保存方式の下でも、現行と同様に、例えば、3 万円未満の取引に係る仕入税額控除については、請求書等の保存がなくても法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法 30⑦、消令 49①一)。

なお、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります(改正法附則 34②)。

(免税事業者からの課税仕入れの取扱い)

問 15 区分記載請求書等保存方式に移行後であっても免税事業者からの課税仕入れについて、仕入税額控除ができますか。

【答】

区分記載請求書等保存方式の下でも、免税事業者等からの課税仕入れについては、現行と同様に仕入税額控除の適用を受けることができます。

(参考) 区分記載請求書等保存方式の概要は、問 12 をご参照ください。

#### IV 税額計算等

##### 1 税額計算の方法

(平成 31 年 (2019 年) 10 月以降の税額計算方法)

問 16 軽減税率制度が実施される平成 31 年 (2019 年) 10 月以降の税額の計算方法について教えてください。【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

軽減税率制度の下では、基本的には、税率の異なるごとに売上げ及び仕入れを記帳し、これを基に、税率ごとの売上総額及び仕入総額を算出して売上税額及び仕入税額を計算することになります (改正法附則 34②)。

なお、消費税の申告に当たっては、これまでも一定の要件の下、一領収単位ごとに1円未満の端数処理を行った消費税等相当額 (消費税及び地方消費税の合計額に相当する金額) に基づいた消費税額の計算 (積上げ計算) を行うことができましたが、軽減税率制度の実施後においては税率が複数となることから、税率の異なるごとに端数処理を行うこととなります。具体的には、一領収単位において税率の異なるごとに1円未満の端数処理を行った場合には、これまでと同様の要件を満たすことを前提として、税率の異なるごとに端数処理を行った後の消費税等相当額を基礎として納付すべき消費税額等の計算を行うことができることとされています (改正省令附則 12、軽減通達 25)。

#### 《税額計算の方法》

##### 1 売上げに係る消費税額の計算

###### ① 軽減税率対象の売上げに係る消費税額

軽減税率の対象となる 課税売上げ (税込み)	×	6.24/108	=	軽減税率の対象となる 売上げに係る消費税額
---------------------------	---	----------	---	--------------------------

###### ② 標準税率対象の売上げに係る消費税額

標準税率の対象となる 課税売上げ (税込み)	×	7.8/110	=	標準税率の対象となる 売上げに係る消費税額
---------------------------	---	---------	---	--------------------------

###### ③ 売上げに係る消費税額の合計

軽減税率の対象となる 売上げに係る消費税額	+	標準税率の対象となる 売上げに係る消費税額	=	売上げに係る消費税額の合計
--------------------------	---	--------------------------	---	---------------

##### 2 仕入れに係る消費税額の計算

###### ① 軽減税率対象の仕入れに係る消費税額

軽減税率の対象となる 課税仕入れ (税込み)	×	6.24/108	=	軽減税率の対象となる 仕入れに係る消費税額
---------------------------	---	----------	---	--------------------------

② 標準税率対象の仕入れに係る消費税額

標準税率の対象となる 課税仕入れ（税込み）	×	7.8/110	=	標準税率の対象となる 仕入れに係る消費税額
--------------------------	---	---------	---	--------------------------

③ 仕入れに係る消費税額の合計

軽減税率の対象となる 仕入れに係る消費税額	+	標準税率の対象となる 仕入れに係る消費税額	=	仕入れに係る消費税額の合計
--------------------------	---	--------------------------	---	---------------

3 消費税額の計算

売上げに係る消費税額の合計	-	仕入れに係る消費税額の合計	=	納付すべき消費税額
---------------	---	---------------	---	-----------

4 地方消費税額の計算

納付すべき消費税額	×	22/78	=	納付すべき地方消費税額
-----------	---	-------	---	-------------

5 納付すべき消費税額等の計算

納付すべき消費税額	+	納付すべき地方消費税額	=	納付すべき消費税額等
-----------	---	-------------	---	------------

## 2 税額計算等の特例

(売上税額の計算の特例の概要)

問 17 税率の異なるごと取引を区分することが困難な中小事業者に対する売上税額の計算の特例(経過措置)の概要を教えてください。【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

軽減税率制度の下で求められる区分経理に事業者が円滑に対応できるよう、課税売上げ(税込み)を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者は、経過措置として、次に掲げる方法により売上税額を計算する特例が認められています(改正法附則 38①②④)。

### ① 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ(税込み)を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ(税込み)に、当該事業に係る課税仕入れ(税込み)に占める軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れ(税込み)の割合(小売等軽減仕入割合)を乗じて、軽減対象資産に係る課税売上げ(税込み)を算出し、売上税額を計算できます。

### ② 軽減売上割合の特例

課税売上げ(税込み)に、通常連続する 10 営業日の課税売上げ(税込み)に占める同期間の軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み)の割合(軽減売上割合)を乗じて、軽減対象資産に係る課税売上げ(税込み)を算出し、売上税額を計算できます。

ここでいう通常連続する 10 営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する 10 営業日であれば、いつかは問いません(軽減通達 22)。

### ③ 上記①・②の割合の計算が困難な場合

上記①・②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減税率対象品目の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を 50/100 とすることができます。

これらの経過措置を適用できる期間は、平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から平成 35 年(2023 年)9 月 30 日までの期間(上記①の小売等軽減仕入割合の特例については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。)とされています。

(注) 1 平成 28 年 11 月の税制改正により、中小事業者以外の事業者の方には、税額計算の特例は措置されないこととされています。

2 この特例を適用できる期間は、「平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年(2021 年)3 月 31 日までの期間」から「平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から平成 35 年(2023 年)9 月 30 日までの期間」に変更されています。

《売上税額の計算の特例の一覧》

区分	① 課税仕入れ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者 【小売等軽減仕入割合の特例】	② ①以外の中小事業者 【軽減売上割合の特例】	③ ①・②で使用する割合の計算が困難な中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る課税売上げ（税込み）に小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）とし、売上税額を計算する。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;"><b>小売等軽減仕入割合</b></p> <math display="block">\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れ（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）}}</math> </div>	課税売上げ（税込み）に軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）とし、売上税額を計算する。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;"><b>軽減売上割合</b></p> <math display="block">\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）}}{\text{通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）}}</math> </div>	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算する。  （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象。
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		



(仕入税額の計算の特例の概要)

問 18 税率の異なるごとに取引を区分することが困難な中小事業者に対する仕入税額の計算の特例に係る経過措置の概要を教えてください。【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

軽減税率制度の下で求められる区分経理に事業者が円滑に対応できるよう、課税仕入れ(税込み)を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者は、経過措置として、次に掲げる方法により仕入税額を計算する特例が認められています(改正法附則 39①、40①)。

① 小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ(税込み)を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を行う中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ(税込み)に、当該事業に係る課税売上げ(税込み)に占める軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み)の割合(小売等軽減売上割合)を乗じて、軽減対象資産に係る課税仕入れ(税込み)を算出し、仕入税額を計算できます。

なお、この他に、

② 簡易課税制度の届出の特例

消費税簡易課税制度選択届出書(以下「簡易課税制度選択届出書」といいます。)を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができる特例が設けられています。

これらの経過措置を適用できる期間は次のとおりとされています。

・ ①の特例

平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から平成 32 年(2020 年)9 月 30 日の属する課税期間の末日までの期間(簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。)

・ ②の特例

平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から平成 32 年(2020 年)9 月 30 日までの日の属する課税期間

(注) 1 平成 28 年 11 月の税制改正により、中小事業者以外の事業者の方には、税額計算の特例は措置されないこととされています。

2 経過措置を適用できる期間について、上記①の特例は、「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日までの期間」から「平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から平成 32 年(2020 年)9 月 30 日の属する課税期間の末日までの期間」に変更されました。上記②の特例は、「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの日の属する課税期間」から「平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から平成 32 年(2020 年)9 月 30 日までの日の属する課税期間」に変更されました。

《仕入税額の計算の特例の一覧》

区分	<p>① 課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者【小売等軽減売上割合の特例】</p>	<p>② ①以外の中小事業者【簡易課税制度の届出の特例】</p>
内容	<p>卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）に小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税仕入れ（税込み）とし、仕入税額を計算する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>小売等軽減売上割合</b></p> <math display="block">= \frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る課税売上げ（税込み）}}</math> </div>	<p>簡易課税制度選択届出書を提出した課税期間から簡易課税制度を適用できる。</p> <p>（参考）原則は、その課税期間の開始前に届出書の提出が必要</p>
適用対象	<p>以下の期間において行った課税仕入れ</p> <p>平成31年（2019年）10月1日から平成32年（2020年）9月30日の属する課税期間の末日までの期間</p> <p>※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。</p>	<p>以下の課税期間に適用可能</p> <p>平成31年（2019年）10月1日から、平成32年（2020年）9月30日までの日の属する課税期間</p> <p>※ 届出書は平成31年（2019年）7月1日から提出可能</p>

(税額計算の特例の適用関係)

問 19 適用可能な売上税額と仕入税額の計算の特例の組合せを教えてください。【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

適用可能な売上税額と仕入税額の計算の特例の組合せは次表のとおりです（◎が組合せができるもの、×が組合せができないものを示します。）。

			売上税額の計算		
			特例適用なし	特例適用あり	
				小売等軽減仕入割合の特例※ <sup>1</sup> 【問 17 参照】	軽減売上割合の特例※ <sup>1</sup> 【問 17 参照】
仕入税額の計算	一般課税		◎ 【問 21 参照】	◎ 【問 21 参照】	
	簡易課税		×	◎ 【問 22 参照】	
	特例適用あり	簡易課税制度の適用あり	◎	×	◎ 【問 22 参照】
		簡易課税制度の適用なし	◎	×	◎※ <sup>2</sup> 【問 23 参照】

※ 1 軽減売上割合や小売等軽減仕入割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減税率の対象品目の譲渡等を行う中小事業者は、その割合を 50/100 とすることができます。

※ 2 同じ事業について、軽減売上割合の特例と小売等軽減売上割合の特例を適用する場合、仕入税額の計算に当たっては、小売等軽減売上割合ではなく軽減売上割合を用いて、軽減対象資産の仕入税額を計算します（改正令附則 15）。

(注) 平成 28 年 11 月の税制改正により、中小事業者以外の事業者の方には、税額計算の特例は措置されないこととされています。

(税額計算の特例を用いた税額計算の方法)

問 20 経過措置として設けられている売上税額や仕入税額の計算の特例を用いた売上税額及び仕入税額の計算方法を教えてください。【平成 28 年 11 月改訂】

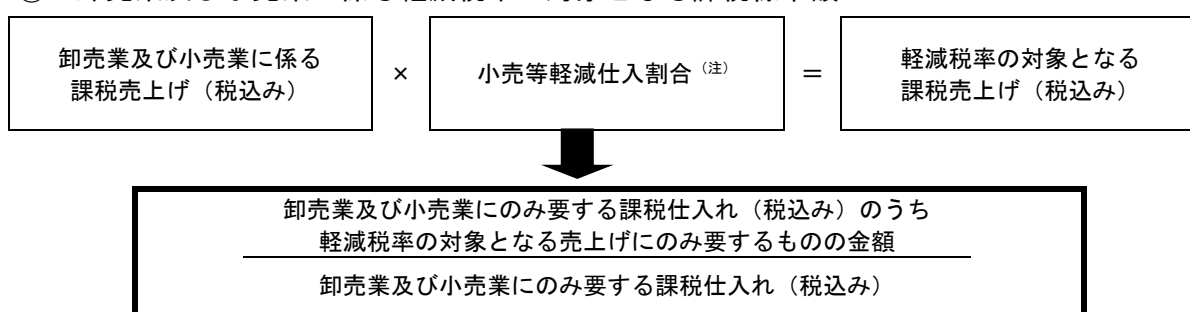
【答】

税率の異なるごと取引を区分することが困難な中小事業者に対して設けられている、売上税額や仕入税額の計算の特例を用いた売上税額及び仕入税額の計算方法は、次のとおりです。

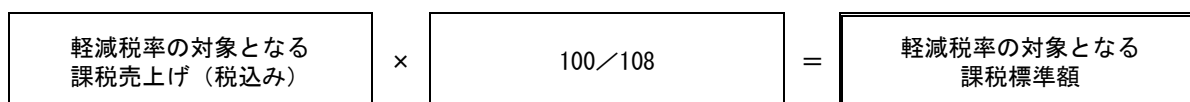
### 1 売上税額の計算の特例

#### (1) 小売等軽減仕入割合の特例による売上税額の計算方法 (改正法附則 38②)

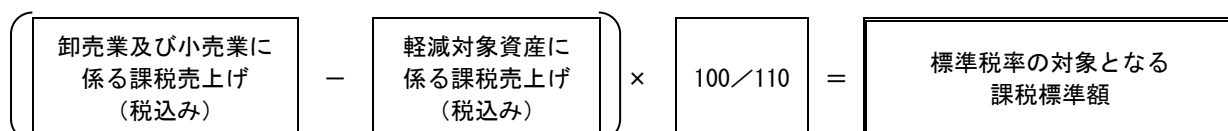
##### ① 卸売業及び小売業に係る軽減税率の対象となる課税標準額



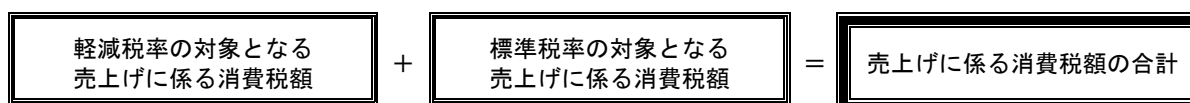
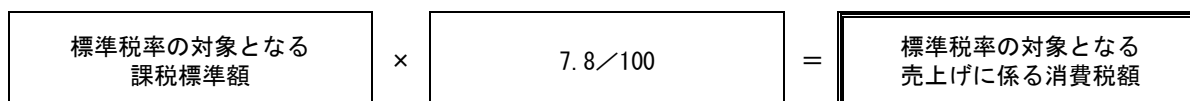
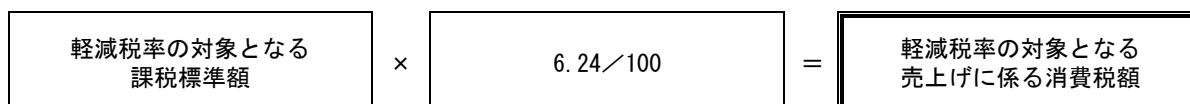
(注) 主として軽減税率の対象品目の譲渡等を行う中小事業者で小売等軽減仕入割合の計算が困難な場合は、その割合を 50/100 とすることができます。



##### ② 卸売業及び小売業に係る標準税率の対象となる課税標準額



##### ③ 売上税額の計算

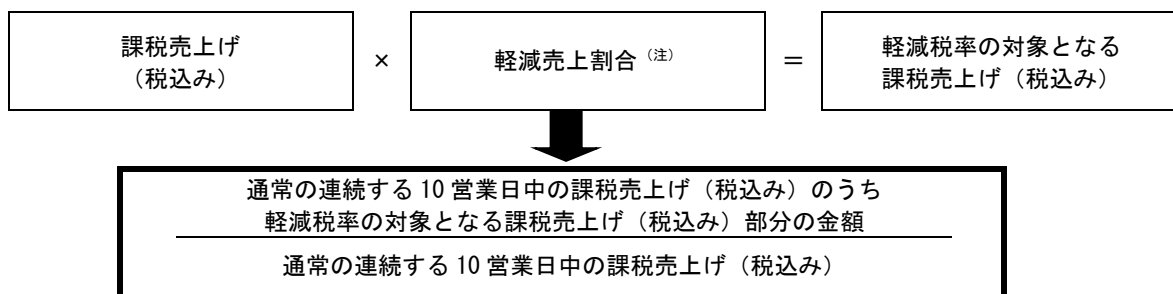


(注) 納付すべき消費税額は、上記の「売上げに係る消費税額の合計」から、税率ごとに区分して合計した「仕入れに係る消費税額の合計」を控除し、計算します。

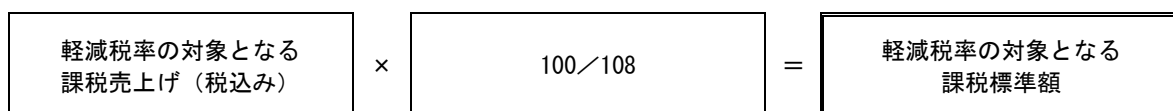
また、納付すべき地方消費税額は納付すべき消費税額の 22/78 となります（問 16 参照）。

(2) 軽減売上割合の特例による売上税額の計算方法（改正法附則 38①）

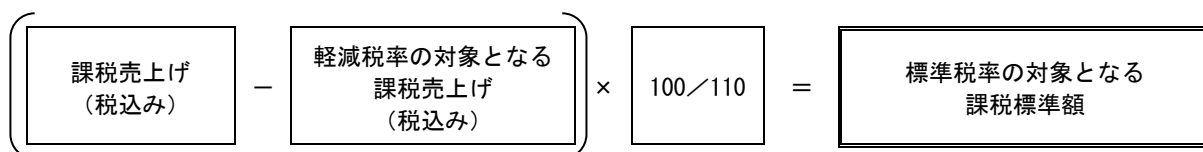
① 軽減税率の対象となる課税標準額



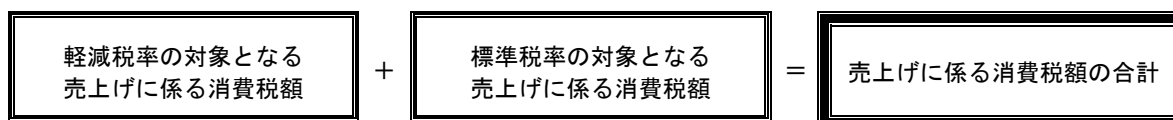
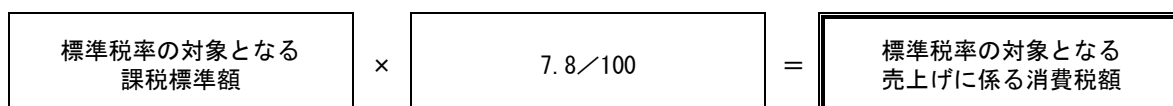
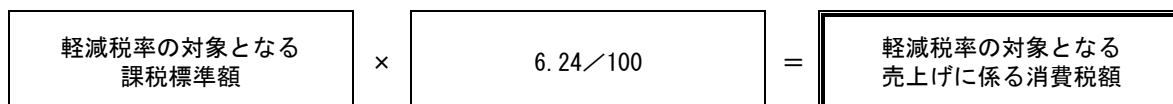
(注) 主として軽減税率の対象品目の譲渡等を行う中小事業者で軽減売上割合の計算が困難な場合は、その割合を 50/100 とすることができます。



② 標準税率の対象となる課税標準額



③ 売上税額の計算



(注) 納付すべき消費税額は、上記の「売上げに係る消費税額の合計」から、税率ごとに区分して合計した「仕入れに係る消費税額の合計」を控除し、計算します。また、納付すべき地方消費税額は納付すべき消費税額の 22/78 となります（問 16 参照）。

## 2 仕入税額の計算の特例

### ○ 小売等軽減売上割合の特例による仕入税額の計算方法（改正法附則 39①）

#### ① 卸売業と小売業の軽減税率の対象となる仕入税額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{卸売業及び小売業に係る} \\ \text{課税仕入れ} \\ \text{(税込み)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{小売等軽減売上割合} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税仕入れ} \\ \text{(税込み)} \\ \hline \end{array}$$

$$\frac{\text{卸売業及び小売業に係る課税売上げ (税込み) のうち} \\ \text{軽減税率の対象となる課税売上げ (税込み)}}{\text{卸売業及び小売業に係る課税売上げ (税込み)}}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税仕入れ} \\ \text{(税込み)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 6.24/108 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array}$$

#### ② 卸売業と小売業の標準税率の対象となる仕入税額

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{卸売業及び小売業に係る} \\ \text{課税仕入れ} \\ \text{(税込み)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税仕入れ} \\ \text{(税込み)} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline 7.8/110 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{標準税率の対象となる} \\ \text{仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array}$$

#### ③ 仕入税額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{標準税率の対象となる} \\ \text{仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{仕入れに係る消費税額の合計} \\ \hline \end{array}$$

(注) 納付すべき消費税額は、税率ごとに区分して合計した「売上げに係る消費税額の合計」から、上記「仕入れに係る消費税額の合計」を控除し、計算します。また、納付すべき地方消費税額は納付すべき消費税額の 22/78 となります（問 16 参照）。

(簡易課税制度を適用していない場合の売上税額の計算の特例)

問 21 簡易課税制度を適用していない場合（仕入税額の計算の特例も適用していません。）に適用できる売上税額の計算の特例の概要について教えてください。【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

簡易課税制度を適用していない場合（仕入税額の計算の特例も適用していない場合）に適用できる売上税額の計算の特例は、

- ① 「軽減売上割合」を用いて軽減対象資産の課税売上げ（税込み）を計算する「軽減売上割合の特例」
- ② 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、「小売等軽減仕入割合」を用いて軽減対象資産の課税売上げ（税込み）を計算する「小売等軽減仕入割合の特例」

となります（改正法附則 38①②）。

なお、①の「軽減売上割合」及び②の「小売等軽減仕入割合」の計算が困難な中小事業者（主として軽減税率対象品目の譲渡等を行う中小事業者）は、その割合を 50/100 とすることができ（改正法附則 38④）。

(簡易課税制度を適用している場合の売上税額の計算の特例)

問 22 簡易課税制度を適用している場合(「簡易課税制度の届出の特例」を適用する場合があります。)に適用できる売上税額の計算の特例の概要について教えてください。【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

簡易課税制度を適用する場合(「簡易課税制度の届出の特例」を適用する場合があります。)に適用できる売上税額の計算の特例は、「軽減売上割合」を用いて軽減対象資産の課税売上げ(税込み)を計算する「軽減売上割合の特例」となります(改正法附則 38①)。

なお、「軽減売上割合」の計算が困難な中小事業者(主として軽減税率対象品目の譲渡等を行う中小事業者に限ります。)は、課税売上げ(税込み)の 50/100 を軽減対象資産の課税売上げ(税込み)とすることができます(改正法附則 38④)。

《参考》 「簡易課税制度の届出の特例」について

平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から平成 32 年(2020 年)9 月 30 日までの日の属する課税期間において、課税仕入れ(税込み)を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者は、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度選択届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合、届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます(改正法附則 40①)。

なお、当該特例により簡易課税制度を適用する場合に提出する簡易課税制度選択届出書は、平成 31 年(2019 年)7 月 1 日から提出することができます(改正法附則 17 の二、40③)。

(「軽減売上割合の特例」と「小売等軽減売上割合の特例」の適用関係)

問 23 小売業又は卸売業において、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合の特例」を適用する場合、仕入税額の計算の特例として「小売等軽減売上割合の特例」を適用することはできるのでしょうか。

【答】

小売業又は卸売業において、「軽減売上割合の特例」を適用し、売上税額を計算する場合であっても、「小売等軽減売上割合の特例」を適用して仕入税額を計算することができます。

ただし、ご質問の場合において、売上税額の計算の特例として、「軽減売上割合の特例」を適用する場合、「小売等軽減売上割合の特例」を適用する仕入税額の計算に当たっては、「軽減売上割合の特例」を適用するに当たって使用する「軽減売上割合」を「小売等軽減売上割合」とみなして計算を行うこととなります(改正令附則 15)。



## 消費税の軽減税率制度に関するQ&A (個別事例編)

平成31年(2019年)10月1日の消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

消費税の軽減税率制度は事業者の方のみならず、日々の買い物等で消費者の方にも関係するものです。

この「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」は、軽減税率制度について、広く国民の皆様理解を深めていただけるよう、わかりやすく解説したものです。

また、今後、寄せられた質問や頂いた疑問点を踏まえて、随時、追加や掲載内容の改訂を行っていく予定です。

平成28年4月  
(平成30年11月改訂)  
国税庁消費税軽減税率制度対応室

## 凡例

文中、文末引用の条文等の略称等は、次のとおりである。

### ○ 法令

- 改正法…………… 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）  
改正令…………… 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 148 号）  
改正省令…………… 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年財務省令第 20 号）  
  
消法…………… 改正法による改正前の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）  
新消法…………… 改正法による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）  
消令…………… 改正令による改正前の消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）  
消規…………… 改正省令による改正前の消費税法施行規則（昭和 63 年 12 月 30 日大蔵省令第 53 号）  
  
軽減通達…………… 消費税の軽減税率制度に関する取扱通達（平成 28 年 4 月 12 日付課軽 2－1 ほか 5 課共同「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について」通達の別冊）  
  
基通…………… 消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2－25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）

### ○ 用語

- 制度概要編…………… 「消費税の軽減税率制度に関する Q & A（制度概要編）平成 28 年 4 月（平成 30 年 1 月改訂）」をいう。

※ 平成 31 年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

## 《 目 次 》

### I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

#### （「飲食料品」の範囲）

問 1 軽減税率の対象品目である「飲食料品」について、具体的に教えてください。… 1

#### （生きた畜産物の販売）

問 2 当社は、畜産業として肉用牛を販売していますが、生きている牛の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 29 年 1 月改訂】 …… 2

#### （水産物の販売）

問 3 当社では、食用の生きた魚を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。 …… 2

#### （家畜の飼料、ペットフードの販売）

問 4 家畜の飼料やペットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。 …… 2

#### （コーヒーの生豆の販売）

問 5 当社は、コーヒーの生豆の販売を行っていますが、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 1 月追加】 …… 2

#### （もみの販売）

問 6 もみの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。 …… 3

#### （苗木、種子の販売）

問 7 果物の苗木及びその種子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。 …… 3

#### （水の販売）

問 8 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。 …… 3

#### （氷の販売）

問 9 氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。 …… 3

(ウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバー用の水の販売)

- 問 10 当社は、事業所及び一般家庭に対し、ウォーターサーバーをレンタルしてレンタル料を受け取るとともに、ウォーターサーバーで使用する水を販売しています。このウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバーで使用する水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 11 月追加】…………… 4

(賞味期限切れの食品の廃棄)

- 問 11 賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 4

(お酒の販売)

- 問 12 お酒の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 4

(「食品」の原材料となる酒類の販売)

- 問 13 「食品」の原材料となるワインなど酒類の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 5

(みりん、料理酒、調味料の販売)

- 問 14 みりん、料理酒等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 5

(ノンアルコールビール、甘酒の販売)

- 問 15 ノンアルコールビールや甘酒（アルコール分が一度未満のものに限ります。）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 5

(酒類を原料とした菓子の販売)

- 問 16 酒類を原料とした菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 5

(酒類の原料となる食品の販売)

- 問 17 日本酒を製造するための米の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 5

(「添加物」の販売)

- 問 18 食品の製造において使用する「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 6

(「金箔」の販売)

問 19 当社では、食品添加物の金箔を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 6

(食用、清掃用の重曹の販売)

問 20 当社では、重曹を食用及び清掃用に使用することができるものとして販売しています。販売に当たり、食品添加物として、食品表示法に規定する表示をしています。この重曹の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 6

(化粧品メーカーへの「添加物」の販売)

問 21 当社は、食品衛生法に規定する「添加物」の販売を行っています。取引先である化粧品メーカーが、当社が食用として販売している「添加物」を化粧品の原材料とする場合があるのですが、この場合の「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。  
【平成 29 年 1 月追加】…………… 6

(栄養ドリンクの販売)

問 22 栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…… 7

(健康食品、美容食品等の販売)

問 23 特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品などの販売は、それぞれ軽減税率の適用対象となりますか。…………… 7

(飲食料品を販売する際に使用される容器)

問 24 飲食料品を販売する際に使用する容器は、どのような取扱いになりますか。…… 7

(桐の箱の容器)

問 25 当社では、果実を専用の桐の箱に入れて販売していますが、このような桐の箱も通常必要な容器として取り扱ってよいでしょうか。…………… 8

(お菓子用の包装紙の仕入れ)

問 26 当社は、お菓子の製造卸売業を営んでいます。当社では、製造したお菓子を個別包装し、12 個ずつ箱詰めにして、販売していますが、お菓子の製造に必要な資材（原材料）である個別包装の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 29 年 1 月追加】…………… 8

(保冷剤を付けた洋菓子の販売)

問 27 当社は、洋菓子店を営んでおります。希望するお客様にサービスで保冷剤を付けてケーキやプリンを販売することがありますが、これらの洋菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 8

(果物狩り、潮干狩り、釣り堀)

問 28 いちご狩りや梨狩りなどのいわゆる味覚狩りの入園料は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 9

(自動販売機)

問 29 自動販売機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 9

(通信販売)

問 30 通信販売による飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 9

(カタログギフトの販売)

問 31 当社は、下の取引図のとおり、贈答を受けた者(受贈者)がカタログに掲載された商品の中から任意に選択した商品を受け取ることができる、いわゆるカタログギフトの販売を行っています。当該カタログギフトには、食品と食品以外の商品を掲載しており、受贈者の方は食品を選択して受け取ることができます。

このカタログギフトの販売に適用される税率は、どのようになりますか。【平成 30 年 1 月追加】…………… 10

(飲食料品のお土産付きのパック旅行)

問 32 当社は、旅行代理店を営んでいます。当社が販売するパック旅行は、飲食料品のお土産が付くものもありますが、このパック旅行の販売について、適用税率を教えてください。【平成 30 年 11 月追加】…………… 11

(日当等の取扱い)

問 33 当社は、従業員の出張の際に、旅費規程に基づき、日当を支給しています。この日当は、出張時の外食費や通信費などに充てるために支給するものですが、場合によっては飲食料品の購入など軽減税率の適用対象となる支払いに充てられることもあります。なお、その支出内容につき、従業員から領収書等の提出を求め実費で精算を行うものではありません。このような日当の適用税率を教えてください。

【平成 30 年 11 月追加】 ..... 11

(レストランへの食材の販売)

問 34 当社は、食品卸売業を営んでいます。当社の取引先であるレストランに対して、そのレストラン内で提供する食事の食材を販売していますが、この場合は軽減税率の適用対象となりますか。 ..... 12

(飲食料品の譲渡に要する送料)

問 35 飲食料品の譲渡に要する送料については、軽減税率の適用対象となりますか。 .. 12

(食品の加工)

問 36 当社は、取引先からコーヒーの生豆の支給を受け、焙煎等の加工を行っています。当社の行う加工は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 1 月追加】 ..... 12

(販売奨励金)

問 37 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか。 ..... 12

(委託販売手数料の取扱い)

問 38 当社は、飲食料品や雑貨等について販売代行業者に販売を委託しています。軽減税率制度が実施される平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降、販売代行業者に支払う委託販売手数料の取扱いが変更されるとのことですが、その内容を具体的に教えてください。

【平成 30 年 11 月追加】 ..... 13

## Ⅱ 飲食料品の輸入取引

(輸入される飲食料品)

問 39 輸入される飲食料品は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 15

(輸入された飲食料品のその後の販売)

問 40 当社は、食用のまぐろを輸入して食品加工業者に販売していますが、売れ残ったものは、飼料用として別業者に販売しています。

この場合の軽減税率の適用は、どのようになりますか。…………… 15

(レストランへ販売する食材の輸入)

問 41 当社は、取引先のレストランが食事を提供するための食材を輸入していますが、この食材の輸入は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 15



### Ⅲ 外食の範囲

(社員食堂での飲食料品の提供)

問 42 社員食堂で提供する食事は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 16

(セルフサービスの飲食店)

問 43 セルフサービスの飲食店での飲食は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 16

(屋台での飲食料品の提供)

問 44 屋台のおでん屋やラーメン屋での飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、テーブル、椅子などを設置せずに行う縁日などにおける屋台のお好み焼きや焼きそばの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 16

(コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食)

問 45 店内にイートインスペースを設置したコンビニエンスストアにおいて、ホットドッグ、から揚げ等のホットスナックや弁当の販売を行い、顧客に自由にイートインスペースを利用させていますが、この場合の弁当等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 17

(スーパーマーケットの休憩スペース等での飲食)

問 46 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースがあります。このようなスペースであっても、いわゆるイートインスペースに該当することから、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定するために、顧客に対して店内飲食か持ち帰りか意思確認が必要でしょうか。

また、従業員専用のバックヤードや、顧客が利用するトイレ、サッカー台（購入した商品を袋に詰めるための台）についても同様でしょうか。【平成 30 年 11 月追加】 … 18

(飲食可能な場所を明示した場合の意思確認の方法)

問 47 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースのほか、階段脇や通路沿いにもベンチ等を設置しています。当社では衛生上の観点から、休憩スペースでのみ飲食を可能としており、「飲食される場合には休憩スペースをご利用ください」といった掲示を行っています。

そういった掲示を行っている場合に、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認はどのように行うこととなりますか。【平成 30 年 11 月追加】 …………… 19

(イートインスペースで飲食される物の限定)

問 48 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、テーブルや椅子を設置したイートインスペースがありますが、「お飲み物とベーカリーコーナーのパンについてはお会計いただいた後イートインスペースでお召し上がりいただけます」と掲示しています。その場合、飲み物やパン以外の飲食料品（弁当や惣菜等）を販売する際にも、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認が必要ですか。

【平成 30 年 11 月追加】 …………… 20

(コーヒーチケットの取扱い)

問 49 当店は、喫茶店営業を行っており、当店で使用することができる 5 枚つづりのコーヒーチケットを販売しています。なお、当社がこのコーヒーチケットと引き換えに提供するコーヒーは、店内で飲むことも、持ち帰ることも可能です。

このコーヒーチケットの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 11 月追加】 …………… 20

(ファストフードのテイクアウト)

問 50 ファストフード店において、「テイクアウト」かどうかは、どのように判断するのですか。…………… 21

(飲食店で残りを持ち帰る場合)

問 51 当店では、顧客が注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰らせるサービスを行っています。この場合の持ち帰り分については、軽減税率の適用対象となりますか。・ 21

(回転寿司店でパック詰めした寿司を持ち帰る場合)

問 52 当店は、回転寿司店ですが、提供した寿司を顧客がパック詰めにして持ち帰ることもできます。顧客がパック詰めした寿司は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 11 月追加】…………… 22

(飲食店のレジ前の菓子等の販売)

問 53 飲食店のレジ前にある菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 22

(飲食店で提供する缶飲料、ペットボトル飲料)

問 54 当社は、ラーメン屋を営んでおります。ラーメンの提供のほか、缶飲料、ペットボトル飲料をコップに入れず、缶又はペットボトルのまま提供していますが、これら飲料の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 22

(立食形式の飲食店)

問 55 カウンターのみ設置した立食形式の飲食店が行う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 23

(フードコートでの飲食)

問 56 当社は、ショッピングセンターのフードコートにテナントとしてラーメン店を出店していますが、フードコートのテーブル、椅子等はショッピングセンターの所有で、当社の設備ではありません。このような場合であっても、当社が行うラーメン等の飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。…………… 23

(公園のベンチでの飲食)

問 57 当社は、移動販売車で「食品」を販売しています。公園のベンチのそばで販売し、顧客がその公園のベンチを利用して飲食している場合、この食品の販売は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。…………… 23

(旅客列車の食堂車での食事、移動ワゴン販売の飲食料品の販売)

問 58 列車内食堂施設で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、列車内の移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 24

(カラオケボックスでの飲食料品の提供)

- 問 59 カラオケボックスの客室内で飲食メニューを設置し、顧客の注文に応じて飲食料品を提供していますが、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 24

(映画館の売店での飲食料品の販売)

- 問 60 映画館の売店での飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 25

(旅館、ホテル等宿泊施設における飲食料品の提供)

- 問 61 旅館、ホテルの宴会場や、会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、ホテルのレストランで提供している飲食料品を客室まで届ける、いわゆるルームサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 25

(ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料等)

- 問 62 ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 26

(バーベキュー施設での飲食等)

- 問 63 当社が運営するバーベキュー場は、施設利用料 1 人 1,500 円のほか、当社が準備したメニューから、それぞれお好みの肉の種類などを選んでいただき、別途食材代を支払っていただき、いわゆる手ぶらバーベキューサービスを行っています。

この場合、施設利用料と食材代を含めた全額が軽減税率の適用対象とならないのでしょうか。…………… 26

(「ケータリング」や「出張料理」)

- 問 64 顧客の自宅で調理を行って飲食料品を提供する「出張料理」は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 26

(家事代行)

- 問 65 当社は、お客様の自宅に伺って料理代行サービス（食材持込）を行っておりますが、このサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 28

(出前の適用税率)

- 問 66 そばの出前、宅配ピザの配達は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 28

(社内会議室への飲食料品の配達)

問 67 当社では、当社内の喫茶室を営業している事業者に依頼して、社内の会議室まで飲料を配達してもらうことがあります。このような場合の飲料の配達は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 29 年 1 月追加】…………… 28

(配達先での飲食料品の取り分け)

問 68 当社は、味噌汁付弁当の販売・配達を行っています。弁当と味噌汁を配達する際には、配達先で味噌汁を取り分け用の器に注いで一緒に提供していますが、この場合の味噌汁付弁当の販売は、ケータリングに該当しますか。【平成 30 年 1 月追加】…………… 29

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

問 69 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食 500 円、昼食 550 円、夕食 640 円で、昼食と夕食の間の 15 時に 500 円の間食を提供しています。

これらの食事は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 29

(学生食堂)

問 70 当校は、学生食堂を設けています。利用は生徒の自由ですが、この学生食堂の飲食料品の提供は、学校給食法の規定に基づく「学校給食」として、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 30

(病院食)

問 71 病院食は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 31

(飲食料品の提供に係る委託)

問 72 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っていますが、当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。

【平成 29 年 1 月追加】…………… 31

#### IV 「一体資産」の適用税率の判定

##### (食玩)

問 73 菓子と玩具により構成されている、いわゆる食玩は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 32

##### (高価な容器に盛り付けられた洋菓子)

問 74 ケーキ等の洋菓子をカップ等の専用容器に盛り付けて販売していますが、この専用容器は特注品で、食器として再利用できるものとなっており、菓子よりも高価です。この商品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 32

##### (食品と食品以外の資産で構成された福袋)

問 75 食品と食品以外の商品で構成された福袋の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 33

##### (食品と食品以外の資産が選択可能である場合の一体資産該当性)

問 76 当社は、店内飲食と持ち帰りのどちらもすることができる飲食店を経営し、お菓子とドリンクとおもちゃをセット商品として販売しています。このセット商品のお菓子・ドリンクは、顧客がメニューの中から選択することができるようにして販売していますが、顧客がこのセット商品を持ち帰る場合、一体資産に該当しますか。【平成 30 年 11 月追加】…………… 33

##### (1万円以下の判定単位)

問 77 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングし、セット商品として小売業者に卸売販売しています。販売に際しては、100 個単位で販売しており、販売価格を 100,000 円(税抜き)としています。

この場合、軽減税率の適用対象となる一体資産かどうかの判定に当たり、一体資産の譲渡の対価の額(税抜き)が 10,000 円以下かどうかは、どのように判定することになりますか。【平成 30 年 1 月追加】…………… 34

(一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合)

問 78 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングしてセット商品として税抜価格 1,000 円で販売しようと考えています。これら商品のそれぞれの仕入価格は、以下のとおりです。このセット商品は、軽減税率の適用対象となる「一体資産」に該当しますか。

仕入価格（税込み）：紅茶 450 円、ティーカップ 200 円…………… 34

(食品と酒類のセット販売時の一括値引)

問 79 ビールと惣菜を単品で販売するほか、セットで購入した方に一括で値引きして販売していますが、「一体資産」に該当しますか。

また、値引額は、どのような取扱いになりますか。【平成 30 年 11 月改訂】 …… 35

(合理的な割合が不明な小売事業者等)

問 80 当社は、小売業を営んでおり、食玩を販売しています。その食玩に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合が不明ですが、仕入れの際に仕入先が適用した税率を適用して販売することも認められますか。…………… 36

## V 「新聞の譲渡」の範囲等

(いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売)

問 81 いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。… 37

(「定期購読契約」に基づく新聞の範囲)

問 82 コンビニエンスストアで販売する新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。… 37

(1週に2回以上発行する新聞)

問 83 当社が販売する新聞は、通常週2回発行されていますが、休刊日により週に1回しか発行されない場合があります。この場合の新聞の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 37

(電子版の新聞)

問 84 インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 38



## VI 区分記載請求書等の記載方法等

(課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問 85 区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等の内容は、どの程度まで詳しく記載する必要がありますか。…………… 39

(多数の商品登録が行えないレジにより発行するレシートに係る課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問 86 当店は、八百屋を営む免税事業者です。野菜のほか一部台所用品等の雑貨も販売しています。顧客は主に消費者ですが、近隣の飲食店等の事業者とも取引しています。

平成 31 年(2019 年)10 月から、当社が発行するレシートを区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたいと考えています。しかしながら、当店のレジは、税率ごとの区分記載は行えますが、多数の商品登録が行えません。

このため、資産の内容の記載について、個々の商品の名称でなく下記のように「野菜」等、当社が販売している商品の一般的総称で記載することを考えていますが、このようなレシートも区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に該当しますか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 40

(一定期間分の取引のまとめ記載)

問 87 当店は、青果の卸売業を営んでいますが、日々の納品書において個々の販売商品の名称を記載して発行し、一定期間の取引をまとめて請求書等を作成しています。

この場合、区分記載請求書等に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等である旨」についても、個別の品名ごとに記載するのではなく、「11/1～11/30 野菜※(※は軽減対象資産の譲渡等)」のように一定期間分をまとめて記載してもよいですか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 42

(小規模小売事業者が交付する請求書等に係る記載事項)

問 88 当店は、商店街において、主に消費者向けの鮮魚の小売を行っています。これまで、事業者との取引においても、3 万円未満の少額な取引のみであり、顧客に交付する領収書に商品の詳細な内容を記載することを求められていませんでした。

軽減税率制度の実施に伴い、平成 31 年(2019 年)10 月から、当社が交付する領収書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 43

(レシートに係る記載内容)

問 89 当店は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のようなレシートを取引先に交付しています。

今後、平成 31 年（2019 年）10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすレシートを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 44

(税抜対価の額と消費税額を記載する場合)

問 90 区分記載請求書等保存方式において、記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）」について、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価格）」に加えこれに係る消費税額等を記載することとしていますが、記載事項の要件を満たしますか。【平成 30 年 11 月追加】…………… 45

(区分記載請求書と適格請求書との記載事項の関係)

問 91 当社は、発行するレシートについて、平成 35 年（2023 年）10 月の適格請求書等保存方式における適格請求書への対応まで見込んだレジシステムの改修を行いたいと考えています。

この場合、適格請求書を発行できるレジシステムに改修すれば、区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等として認められるレシートを発行できるのでしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 47

(主に事業者との取引を行う事業者が交付する請求書に係る記載事項)

問 92 当社は、事業者に対して青果及び日用雑貨の卸売を行っています。これまで、下記のように現行の請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、平成 31 年（2019 年）10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当社は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 48

(免税事業者が発行する請求書に係る記載事項)

問 93 当店は、消費税の免税事業者です。これまで、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、平成 31 年(2019 年)10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 50

(商品の全てが軽減税率の対象である場合)

問 94 請求書等に記載されている商品が全て飲食料品などの軽減税率の対象となる場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載がされている必要がありますか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 51

(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)

問 95 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のような請求書を取引先に交付しています。

軽減税率制度の実施に伴い、平成 31 年(2019 年)10 月から、当社が交付する請求書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成 30 年 11 月改訂】…………… 52

(税率ごとに分けて交付する請求書)

問 96 平成 31 年(2019 年)10 月から、当社が発行する請求書を区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたいと考えています。この場合、軽減税率の対象となる食料品と標準税率の対象となる日用品をまとめて販売する際に、異なる税率の商品を同一の請求書に記載するのではなく、税率ごとの請求書を交付してよいですか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 53

(相手方の確認を受けた仕入明細書等)

問 97 当店は、食料品及び日用雑貨の小売りを行っています。これまで、仕入先への代金の支払いに当たり、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。

今後、平成 31 年(2019 年)10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、保存したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 30 年 1 月追加】…………… 54

(旧税率対象が混在する請求書)

- 問 98 当店は、飲食料品及び関連商品の卸売業を営んでおり、毎月 15 日締めで相手先に請求を行っています。請求締め日が月中であることから、平成 31 年(2019 年)10 月分の請求書(9/16~10/15)には、平成 31 年(2019 年)9 月 30 日までの旧税率 8%と平成 31 年(2019 年)10 月 1 日からの軽減税率 8%の対象商品が混在することとなりますが、区分記載請求書等としての記載要件を満たすためには、どのような記載が必要となりますか。  
【平成 29 年 1 月追加】 ..... 55

(一括値引がある場合のレシートの記載)

- 問 99 当社は、小売業(スーパーマーケット)を営む事業者です。当社では、飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額(税込み)から 1,000 円の値引きができる割引券を発行しています。  
平成 31 年(2019 年)10 月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。  
【平成 30 年 11 月改訂】 ..... 58

(売上げに係る対価の返還等がある場合の請求書の記載)

- 問 100 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。  
また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。  
販売奨励金の対象となる商品に飲食料品とそれ以外の資産が含まれている場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、当該販売奨励金の額を税率ごとに区分して記載する必要があるのでしょうか。【平成 29 年 1 月追加】 ..... 60

(「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の帳簿への記載方法)

- 問 101 区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿に記載する「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は、どのように記載したらよいですか。  
【平成 29 年 1 月追加】 ..... 62

## VII 価格表示

(価格表示の方法)

問 102 軽減税率制度の実施後、「店内飲食」と「持ち帰り」とで税率が異なりますが、消費者に対する価格表示はどのようにしたらよいですか。【平成 30 年 11 月追加】…………… 64

## I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

(「飲食料品」の範囲)

問1 軽減税率の対象品目である「飲食料品」について、具体的に教えてください。

【答】

軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。以下「食品」といいます。）をいいます（改正法附則34①一）。

食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。

なお、ここでいう「飲食物」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

また、「飲食料品」には、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（その一の資産に係る価格のみが提示されているものに限り、以下「一体資産」といいます。）のうち、一定の要件を満たすものも含まれます（「一体資産」の詳細については、IV「一体資産」の適用税率の判定をご参照ください）。

したがって、「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供される、

- ① 米穀や野菜、果実などの農産物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻類などの水産物
- ② めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品
- ③ 添加物（食品衛生法に規定するもの）
- ④ 一体資産のうち、一定の要件を満たすもの

をいい、

・ 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、酒税法に規定する酒類を除きます。

※ 軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、飲食料品の譲渡の判定に当たっては、販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達2）（【制度概要編】問11（適用税率の判定時期）参照）。

(生きた畜産物の販売)

問2 当社は、畜産業として肉用牛を販売していますが、生きている牛の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月改訂】

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますが、肉用牛、食用豚、食鳥等の生きた家畜は、その販売の時点において、人の飲用又は食用に供されるものではないため、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、これらの家畜の枝肉は、人の飲用又は食用に供されるものであり、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(水産物の販売)

問3 当社では、食用の生きた魚を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供される活魚は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、生きた魚であっても人の飲用又は食用に供されるものではない熱帯魚などの観賞用の魚は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(家畜の飼料、ペットフードの販売)

問4 家畜の飼料やペットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものではない牛や豚等の家畜の飼料やペットフードは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

(コーヒーの生豆の販売)

問5 当社は、コーヒーの生豆の販売を行っていますが、軽減税率の適用対象となりますか。  
【平成30年1月追加】

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるコーヒーの生豆は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

(もみの販売)

問6 もみの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるもみは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、人の飲用又は食用に供されるものではない「種もみ」として販売されるもみは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(苗木、種子の販売)

問7 果物の苗木及びその種子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、果物の苗木など栽培用として販売される植物及びその種子は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、種子であっても、おやつや製菓の材料用など、人の飲用又は食用に供されるものとして販売されるかぼちゃの種などは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(水の販売)

問8 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

(氷の販売)

問9 氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるかき氷に用いられる氷や飲料に入れて使用される氷などの食用氷は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達



2)。

なお、例えば、ドライアイスや保冷用の氷は、人の飲用又は食用に供されるものではなく、「食品」に該当しないことから、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(ウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバー用の水の販売)

問 10 当社は、事業所及び一般家庭に対し、ウォーターサーバーをレンタルしてレンタル料を受け取るとともに、ウォーターサーバーで使用する水を販売して販売代金を受け取っています。このウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバーで使用する水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

軽減税率が適用されるのは、「飲食料品の譲渡」であるため、「資産の貸付け」であるウォーターサーバーのレンタルについては、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34 ①一）。

また、「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるウォーターサーバーで使用する水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（軽減通達 2）。

(賞味期限切れの食品の廃棄)

問 11 賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、賞味期限切れの「食品」を廃棄するために譲渡する場合は、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34 ①一、軽減通達 2）。

(お酒の販売)

問 12 お酒の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」から除かれていますので、酒類の販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34 ①一、酒税法 2 ①）。

【参考】

○ 酒税法第 2 条第 1 項（酒類の定義及び種類）

この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

(「食品」の原材料となる酒類の販売)

問 13 「食品」の原材料となるワインなど酒類の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」の原材料となるワインなどであっても、酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません(改正法附則 34①一、酒税法 2①)。

(みりん、料理酒、調味料の販売)

問 14 みりん、料理酒等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当しませんので、みりんや料理酒が酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、その販売は軽減税率の適用対象となりません(改正法附則 34①一、酒税法 2①)。

なお、酒税法に規定する酒類に該当しないみりん風調味料(アルコール分が一度未満のものに限ります。)については、「飲食料品」に該当しますので、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(ノンアルコールビール、甘酒の販売)

問 15 ノンアルコールビールや甘酒(アルコール分が一度未満のものに限ります。)の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります(改正法附則 34①一、酒税法 2①)。

(酒類を原料とした菓子の販売)

問 16 酒類を原料とした菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

酒類を原料とした菓子であっても、その菓子が酒税法に規定する酒類に該当しないものについては、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります(改正法附則 34①一、酒税法 2①)。

(酒類の原料となる食品の販売)

問 17 日本酒を製造するための米の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいい、酒税法に規定する酒類は、ここ

でいう「食品」から除かれています。

他方、日本酒を製造するための原材料の米は、酒類ではないので、「食品」から除かれず、人の飲用又は食用に供されるものであることから、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（「添加物」の販売）

問 18 食品の製造において使用する「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品の製造・加工等の過程において添加される食品衛生法に規定する「添加物」は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、食品衛生法 4②、軽減通達 2）。

【参考】

○ 食品衛生法第 4 条第 2 項

この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

（「金箔」の販売）

問 19 当社では、食品添加物の金箔を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、食品衛生法に規定する「添加物」として販売される金箔は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（食用、清掃用の重曹の販売）

問 20 当社では、重曹を食用及び清掃用に使用することができるものとして販売しています。販売に当たり、食品添加物として、食品表示法に規定する表示をしています。この重曹の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものである食品添加物として販売される重曹は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（化粧品メーカーへの「添加物」の販売）

問 21 当社は、食品衛生法に規定する「添加物」の販売を行っています。取引先である化粧品メーカーが、当社が食用として販売している「添加物」を化粧品の原材料とする場合があります。この場合の「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものである食品衛生法に規定する「添加物」として販売されるものは、「食品」に該当します。したがって、取引先が化粧品の原材料とする場合であっても、「添加物」を「食品」として販売する場合には、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（栄養ドリンクの販売）

問 22 栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」（以下「医薬品等」といいます。）は、「食品」に該当しません。したがって、医薬品等に該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

なお、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

（健康食品、美容食品等の販売）

問 23 特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品などの販売は、それぞれ軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

人の飲用又は食用に供される特定保健用食品、栄養機能食品は、医薬品等に該当しませんので、「食品」に該当し、また、人の飲用又は食用に供されるいわゆる健康食品、美容食品も、医薬品等に該当しないものであれば、「食品」に該当しますので、それらの販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一）。

（飲食料品を販売する際に使用される容器）

問 24 飲食料品を販売する際に使用する容器は、どのような取扱いになりますか。

【答】

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」という。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、当該包装材料等も含め軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

ここでの通常必要なものとして使用される包装材料等とは、その飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が費消され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等につき別途対価を定めている場合のその包装材料等

の譲渡は、「飲食料品の譲渡」には該当しません。

また、例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用しており、食品とその容器をあらかじめ組み合わせて一の商品として価格を提示し販売しているものについては、その商品は「一体資産」に該当します（改正法附則 34①一、軽減通達 3）（「一体資産」の詳細については、Ⅳ「一体資産」の適用税率の判定をご参照ください。）。

（桐の箱の容器）

問 25 当社では、果実を専用の桐の箱に入れて販売していますが、このような桐の箱も通常必要な容器として取り扱ってよいでしょうか。

【答】

飲食料品の販売に際し使用される包装材料等が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

例えば、高額な飲食料品にあっては、桐の箱等の高価な容器に入れられて販売されることがありますが、このような場合にあっては、桐の箱にその商品の名称などを直接印刷等して、その飲食料品を販売するためにのみ使用していることが明らかなきは、その飲食料品の販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものに該当するものとして取り扱って差し支えありません（軽減通達 3）。

（お菓子用の包装紙の仕入れ）

問 26 当社は、お菓子の製造卸売業を営んでいます。当社では、製造したお菓子を個別包装し、12 個ずつ箱詰めにして、販売していますが、お菓子の製造に必要な資材（原材料）である個別包装の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

お菓子を包装するための包装紙は「飲食料品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

したがって、ご質問の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

（保冷剤を付けた洋菓子の販売）

問 27 当社は、洋菓子店を営んでおります。希望するお客様にサービスで保冷剤を付けてケーキやプリンを販売することがありますが、これらの洋菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供

されるケーキやプリンなどの洋菓子は、「食品」に該当し、サービスで保冷剤をつけて販売する場合であっても、軽減税率の適用対象となります。

なお、保冷剤について別途対価を徴している場合のその保冷剤は、「飲食料品」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

（果物狩り、潮干狩り、釣り堀）

問 28 いちご狩りや梨狩りなどのいわゆる味覚狩りの入園料は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

果樹園での果物狩りの入園料は、顧客に果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当しますので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

なお、収穫した果物について別途対価を徴している場合のその果物の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

また、潮干狩りや釣り堀等についても、同様の取扱いになります。

（自動販売機）

問 29 自動販売機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の販売は、飲食料品を飲食させる役務の提供を行っているものではなく、単にこれらの飲食料品を販売するものであることから軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当することとされています（改正法附則 34①一、軽減通達 6）。

（通信販売）

問 30 通信販売による飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

インターネット等を利用した通信販売であっても、販売する商品が「飲食料品」に該当する場合には、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一）。

【参考】

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日前にその販売価格の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成 31 年(2019 年) 10 月 1 日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成 31 年(2019 年) 10 月 1 日以後に行われる商品の販売については、通信販売に係る経過措置が設けられていますが、「飲食料品の譲渡」には、この経過措置は適用されず、軽減税率が適用されます。

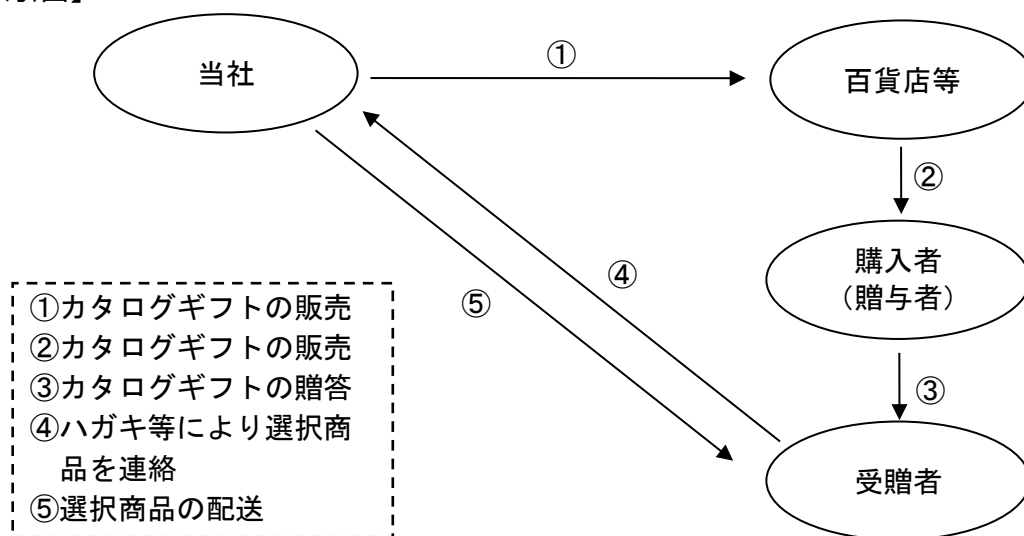
消費税と地方消費税を合わせた税率は 8%ですが、平成 31 年(2019 年) 9 月 30 日までの税率は、消費税率 6.3%、地方消費税率 1.7%で合計 8%、平成 31 年(2019 年) 10 月 1 日以後に適用される軽減税率は消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%で合計 8%です。

(カタログギフトの販売)

問 31 当社は、下の取引図のとおり、贈答を受けた者（受贈者）がカタログに掲載された商品の中から任意に選択した商品を受け取ることができる、いわゆるカタログギフトの販売を行っています。当該カタログギフトには、食品と食品以外の商品を掲載しており、受贈者の方は食品を選択して受け取ることができます。

このカタログギフトの販売に適用される税率は、どのようになりますか。【平成 30 年 1 月追加】

【取引図】



【答】

ご質問のカタログギフトの販売（取引①）は、贈与者による商品の贈答を貴社が代行すること（具体的には、様々な商品を掲載したカタログを提示するとともに、受贈者の選択した商品を手配する一連のサービス）を内容とする「役務の提供」を行うものですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

なお、食品のみを掲載するカタログギフトの販売であっても、同様の理由から「役務の提供」を行うものであり、「飲食料品の譲渡」には該当しないため、軽減税率の適用対象となりません。

（参考） 百貨店等から購入者（贈与者）に対するカタログギフトの販売（取引②）も、軽減税率の適用対象とはなりません。

(飲食料品のお土産付きのパック旅行)

問 32 当社は、旅行代理店を経営しています。当社が販売するパック旅行は、飲食料品のお土産が付くものもありますが、このパック旅行の販売について、適用税率を教えてください。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

ご質問のように、飲食料品のお土産が付いているパック旅行は、様々な資産の譲渡等（交通、宿泊、飲食など）を複合して提供されるものであり、旅行という包括的な一の役務の提供を行っていることとなりますので、たとえ飲食料品のお土産が付く場合であっても、その対価の全体が軽減税率の適用対象となりません。

(参考) 旅行に係る対価の内訳として、飲食料品のお土産の対価の額を明らかにした場合であっても、パック旅行は、上記のとおり、一の役務の提供に該当しますので、そのお土産部分の対価についても、軽減税率の適用対象となりません。

(日当等の取扱い)

問 33 当社は、従業員の出張の際に、旅費規程に基づき、日当を支給しています。この日当は、出張時の外食費や通信費などに充てるために支給するものですが、場合によっては飲食料品の購入など軽減税率の適用対象となる支払いに充てられることもあります。なお、その支出内容につき、従業員から領収書等の提出を求め実費で精算を行うものではありません。このような日当の適用税率を教えてください。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

従業員等の出張等の際に、その出張等に必要な支出に充てるために事業者がその従業員等に対して支給する日当は、仮に従業員等が軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に充てたとしても、事業者は「飲食料品の譲渡」の対価として支出するものではないことから、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

- (注) 1 従業員等に支給する日当のうち、その旅行について通常必要と認められる部分の金額が課税仕入れに係る支払対価に該当します（基通 11-2-1）。
- 2 従業員等が支出した実費について、事業者が従業員等から受領した領収書等を基に精算するもの（実費精算分）については、その支払いの事実に基づき適用税率を判定することとなります。



(レストランへの食材の販売)

問 34 当社は、食品卸売業を営んでいます。当社の取引先であるレストランに対して、そのレストラン内で提供する食事の食材を販売していますが、この場合は軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「飲食料品の譲渡」には、軽減税率が適用されます。

貴社から飲食料品を仕入れたレストランが、店内飲食用の料理にその食材を利用したとした場合、レストランが行う食事の提供は軽減税率の対象とならない、いわゆる「外食」となりますが、貴社からレストランへの食材の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります(改正法附則 34①一、軽減通達 2)。

(飲食料品の譲渡に要する送料)

問 35 飲食料品の譲渡に要する送料については、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。

なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります(改正法附則 34①一)。

(食品の加工)

問 36 当社は、取引先からコーヒーの生豆の支給を受け、焙煎等の加工を行っています。当社の行う加工は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 1 月追加】

【答】

「飲食料品の譲渡」には、軽減税率が適用されます。

他方、ご質問のコーヒーの生豆の加工は、役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません(改正法附則 34①一)。

(販売奨励金)

問 37 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか。

【答】

事業者が販売促進の目的で課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先(課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。)から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当します(基通 12-1-2)。

同様に事業者が支払う販売奨励金等は、売上げに係る対価の返還等に該当します(基通 14-1-2)。

売上げに係る対価の返還等又は仕入れに係る対価の返還等については、それぞれその対

象となった課税資産の譲渡又は課税仕入れの事実に基づいて、適用される税率を判断することとなります（改正法附則 34②）。

したがって、その売上げの対価の返還等又は仕入れの対価の返還等の対象となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。

（委託販売手数料の取扱い）

問 38 当社は、飲食料品や雑貨等について販売代行業者に販売を委託しています。軽減税率制度が実施される平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降、販売代行業者に支払う委託販売手数料の取扱いが変更されるとのことですが、その内容を具体的に教えてください。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

委託販売その他業務代行等（以下「委託販売等」といいます。）を通じて商品を販売する委託者について、原則として受託者が委託商品を譲渡等したことに伴い收受した又は收受すべき金額が委託者における資産の譲渡等の金額となり、受託者に支払う委託販売手数料が課税仕入れに係る支払対価の額となります（以下「総額処理」といいます。）が、現行の単一税率の下では、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、その資産の譲渡等の金額からその受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額とすることが認められています（以下「純額処理」といいます。）（基通 10-1-12(1)）。

平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降においては、委託販売等を通じて受託者が行う飲食料品の譲渡は軽減税率の適用対象となる一方、受託者が行う委託販売等に係る役務の提供は、その取扱商品が飲食料品であったとしても、軽減税率の適用対象となりません。

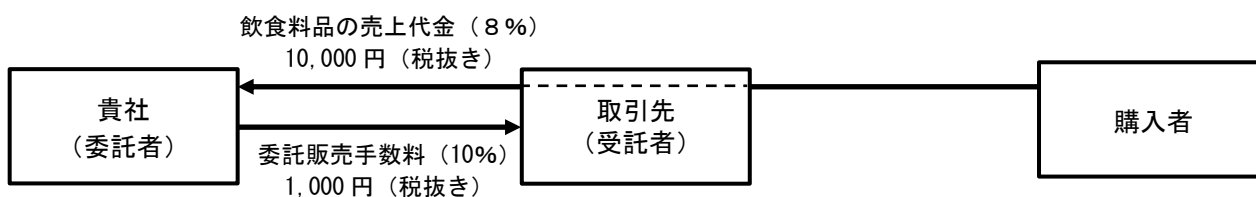
したがって、その取扱商品が飲食料品である場合には、受託者が行う販売と委託販売に係る役務の提供の適用税率が異なるため、純額処理をすることはできないこととなります（軽減通達 16）。

（注）1 委託販売等に係る取扱商品が軽減税率の適用対象でない場合は、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降も引き続き純額処理によることができます。

なお、その場合には、軽減税率の適用対象ではない取扱商品に係る委託販売等の全てについて、純額処理による必要があります。

2 軽減税率の適用対象となる商品と適用対象とならない商品の両方の委託販売等を行う委託者は、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日を含む課税期間において、その課税期間の初日から平成 31 年（2019 年）9 月 30 日までの期間について純額処理していた場合、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降について、軽減税率の適用対象となる取引について総額処理に変更することとなりますが、軽減税率の適用対象とならない取引も含めてその委託販売等の全てを総額処理に変更することも差し支えありません。

【平成31年（2019年）10月1日以降の委託販売における処理（飲食料品の委託販売）】



- 平成31年（2019年）10月1日以降（総額処理）  
課税売上げ 10,000円（8%） 課税仕入れ（委託販売手数料） 1,000円（10%）

（参考）基通10-1-12(1)による計算（純額処理）

課税標準額 10,000円 - 1,000円 = 9,000円

※ 平成31年（2019年）10月1日以降、委託販売の対象となる課税資産の譲渡等が軽減税率の適用対象（8%）である場合、委託販売手数料（10%）と税率が異なるため、委託販売手数料を控除して課税標準額を計算することはできません。

## II 飲食料品の輸入取引

(輸入される飲食料品)

問 39 輸入される飲食料品は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されず（改正法附則 34①一）。

なお、課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されます。

(輸入された飲食料品のその後の販売)

問 40 当社は、食用のまぐろを輸入して食品加工業者に販売していますが、売れ残ったものは、飼料用として別業者に販売しています。

この場合の軽減税率の適用は、どのようになりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるまぐろの輸入（保税地域からの引取り）は、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一）。

また、輸入したまぐろを飼料用として販売した場合には、そのまぐろは人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません。

なお、課税貨物が、「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されますので、ご質問のまぐろの輸入が軽減税率の適用対象であることには変わりはありません。

(レストランへ販売する食材の輸入)

問 41 当社は、取引先のレストランが食事を提供するための食材を輸入していますが、この食材の輸入は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されず（改正法附則 34①一）。

貴社から飲食料品を仕入れたレストランが、店内飲食用の料理にその食材を利用したした場合、レストランが行う食事の提供は軽減税率の対象とならない、いわゆる「外食」となりますが、貴社が行う食材の輸入は、「飲食料品」の輸入（保税地域からの引取り）であり、また、貴社からレストランへの食材の販売も「飲食料品」の譲渡となりますので、いずれも軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

### Ⅲ 外食の範囲

(社員食堂での飲食料品の提供)

問 42 社員食堂で提供する食事は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料  
品を飲食させる役務の提供をいいます。

会社内や事業所内に設けられた社員食堂で提供する食事も、その食堂において、社員や職  
員に、飲食料品を飲食させる役務の提供を行うものであることから、「食事の提供」に該当  
し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10）。

(セルフサービスの飲食店)

問 43 セルフサービスの飲食店での飲食は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料  
品を飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①一イ）。

セルフサービスの飲食店であっても、顧客にその店舗のテーブル、椅子、カウンター等の  
飲食設備を利用して、飲食料品を飲食させていますので、軽減税率の適用対象となりませ  
ん。

(屋台での飲食料品の提供)

問 44 屋台のおでん屋やラーメン屋での飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりま  
すか。また、テーブル、椅子などを設置せずに行う縁日などにおける屋台のお好み焼きや焼  
きそばの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料  
品を飲食させる役務の提供をいい、「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンター等飲食  
料品を飲食させるための設備をいいます（改正法附則 34①一イ、軽減通達 8）。

屋台のおでん屋やラーメン屋で、テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備で飲食させて  
いる場合は、軽減税率の適用対象となりません。

ここでいう飲食設備は、飲食のための専用の設備である必要はなく、また、飲食料品の提  
供を行う者と飲食設備を設置又は管理する者（以下「設備設置者」といいます。）が異なる  
場合であっても飲食料品の提供を行う者と設備設置者との間の合意等に基づき、当該飲食  
設備を飲食料品の提供を行う者の顧客に利用させることとしているときは、「飲食設備」に  
該当します（軽減通達 9）。

そのため、屋台を営む事業者が、

① 自らテーブル、椅子、カウンター等を設置している場合

② 自ら設置はしていないが、例えば、設備設置者から使用許可等を受けている場合は、軽減税率の適用対象となりません。

一方、

③ テーブル、椅子、カウンター等がない場合

④ テーブル、椅子、カウンター等はあるが、例えば、公園などの公共のベンチ等で特段の使用許可等をとっておらず、顧客が使用することもあるがその他の者も自由に使用している場合

は、軽減税率の適用対象となります。

(コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食)

問 45 店内にイートインスペースを設置したコンビニエンスストアにおいて、ホットドッグ、から揚げ等のホットスナックや弁当の販売を行い、顧客に自由にイートインスペースを利用させていますが、この場合の弁当等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

イートインスペースを設置しているコンビニエンスストアにおいて、例えば、トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合などは、店内のイートインスペースで飲食させる「食事の提供」であり、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 10(3)）。

ところで、コンビニエンスストアでは、ご質問のようなホットスナックや弁当のように持ち帰ることも店内で飲食することも可能な商品を扱っており、このような商品について、店内で飲食させるか否かにかかわらず、持ち帰りの際に利用している容器等に入れて販売することがあります。このような場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りか意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

なお、その際、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているコンビニエンスストアの場合において、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することを必要とするのではなく、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。

問 46 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースがあります。このようなスペースであっても、いわゆるイートインスペースに該当することから、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定するために、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認が必要でしょうか。

また、従業員専用のバックヤードや、顧客が利用するトイレ、サッカー台（購入した商品を袋に詰めるための台）についても同様でしょうか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①一イ）。「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないため、スーパーマーケットの休憩スペースであっても、飲食設備に該当します（軽減通達 8）。そのため、その休憩スペースにおいて顧客に飲食料품을飲食させる役務の提供は「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10(3)）。

したがって、飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

その際、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているスーパーマーケットの場合において、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することを必要とするのではなく、例えば、「休憩スペースを利用して飲食する場合はお申し出ください」等の掲示を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。

なお、「飲食はお控えください」といった掲示を行うなどして実態として顧客に飲食させていない休憩スペース等や、従業員専用のバックヤード、トイレ、サッカー台のように顧客により飲食に用いられないことが明らかな設備については、飲食設備に該当しません。そのため、ほかに飲食設備がない場合には、持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要となります。

(注) 「飲食はお控えください」といった掲示を行っている休憩スペース等であったとしても、実態としてその休憩スペース等で顧客に飲食料품을飲食させているような場合におけるその飲食料品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません。したがって、店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなりますのでご注意ください。

(飲食可能な場所を明示した場合の意思確認の方法)

問 47 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースのほか、階段脇や通路沿いにもベンチ等を設置しています。当社では衛生上の観点から、休憩スペースでのみ飲食を可能としており、「飲食される場合には休憩スペースをご利用ください」といった掲示を行っています。

そういった掲示を行っている場合に、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認はどのように行うこととなりますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①ーイ）。「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないため、スーパーマーケットの休憩スペースやベンチ等であっても飲食設備に該当します（軽減通達 8）。そのため、このような休憩スペースやベンチ等において顧客に飲食料품을飲食させる役務の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 10(3)）。

一方で、テーブルや椅子等がある場合であっても「飲食はお控えください」といった掲示を行うなどして実態として顧客に飲食させていない休憩スペース等については、飲食設備に該当しません（問 46（スーパーマーケットの休憩スペース等での飲食）参照）。

ご質問の場合、掲示により休憩スペースのみを飲食可能な設備として指定しているため、それ以外のベンチ等は、飲食に用いられないもの（飲食設備に該当しないもの）と考えられます。

ただし、店舗には顧客が飲食可能な休憩スペース（飲食設備）があるため、飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなりますが、その際には、例えば「お買い上げの商品を休憩スペースを利用してお召し上がりになる場合にはお申し出ください」等の掲示を行うなど、営業の実態に応じた方法により意思確認を行うこととして差し支えありません。



(イトインスペースで飲食される物の限定)

問 48 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、テーブルや椅子を設置したイトインスペースがありますが、「お飲み物とベーカリーコーナーのパンについてはお会計いただいた後イトインスペースでお召し上がりいただけます」と掲示しています。その場合、飲み物やパン以外の飲食料品（弁当や惣菜等）を販売する際にも、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認が必要ですか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①一イ）。そのため、スーパーマーケットのイトインスペースにおいて顧客に飲食料品を飲食させる役務の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10(3)）。

飲食設備のあるスーパーマーケットでは、飲食料品を販売する際には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

ただし、ご質問のように、イトインスペースにおいて飲み物とパンのみが飲食可能な旨の掲示を行うなどして実態としてそれら以外の飲食料品を顧客に飲食させていない場合、それら以外の飲食料品については、そのイトインスペースにおいて飲食されないことが明らかであることから、持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要となります。

(注) 飲み物とパンのみが飲食可能な旨の掲示を行っていたとしても、実態としてそれら以外の飲食料品も顧客に飲食させているような場合におけるその飲食料品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません。したがって、店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなりますのでご注意ください。

(コーヒーチケットの取扱い)

問 49 当店は、喫茶店営業を行っており、当店で使用することができる 5 枚つづりのコーヒーチケットを販売しています。なお、当社がこのコーヒーチケットと引換えに提供するコーヒーは、店内で飲むことも、持ち帰ることも可能です。このコーヒーチケットの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食店営業等を営む者が飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「持ち帰り」は、これに含まないものとされています（改正法附則 34①一イ）。そして、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」に該当するのかは、その飲食料品の提供等を行った時点において顧客に意思

確認を行うなどにより判定することとされています（軽減通達 11）。

ご質問のようなコーヒーチケットとの引換えによるコーヒーの提供は、顧客にそのコーヒーチケットと引き換えにコーヒーを提供した時に消費税の課税の対象となります（基通 9-1-22）。

このため、顧客にコーヒーを提供する時に、顧客に対して店内飲食か持ち帰りか意思確認を行うなどの方法により、軽減税率が適用されるかどうかを判定していただくこととなります。

（参考） コーヒーチケット（物品切手）の発行は、消費税の課税の対象外です（基通 6-4-5）。しかしながら、コーヒーチケットを発行した際に、発行時の売上計上と合わせて、消費税の課税の対象とする方法も継続適用を要件として認められていますが、店内飲食と持ち帰りの共用のコーヒーチケットでは、その発行時点において適用税率を判定することはできません。このため、例えば、店内飲食用のチケットと持ち帰り用のチケットを区分して発行するといった対応も考えられます。

（ファストフードのテイクアウト）

問 50 ファストフード店において、「テイクアウト」かどうかは、どのように判断するのですか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食店営業等を営む者が飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいますが、いわゆる「テイクアウト」など、「飲食料品を、持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡」（以下「持ち帰り」といいます。）は、これに含まないものとされています（改正法附則 34①一イ）。

事業者が行う飲食料品の提供が、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」に該当するのかは、その飲食料品の提供を行った時において、例えば、その飲食料品について、その場で飲食するのか又は持ち帰るのかを相手方に意思確認するなどの方法により判定していただくこととなります（軽減通達 11）。

（飲食店で残りを持ち帰る場合）

問 51 当店では、顧客が注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰らせるサービスを行っています。この場合の持ち帰り分については、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」となるのかは、その飲食料品の提供等を行った時点において判定することとされています（改正法附則 34①一イ、軽減通達 11）。

したがって、ご質問のような、その場で飲食するために提供されたものは、その時点で「食事の提供」に該当し、その後持ち帰ることとしても、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

(回転寿司店でパック詰めした寿司を持ち帰る場合)

問 52 当店は、回転寿司店ですが、提供した寿司を顧客がパック詰めにして持ち帰ることもできます。顧客がパック詰めした寿司は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいい、「食事の提供」に該当するの、又は「持ち帰り」となるの、その飲食料品の提供等を行った時点において判定することとされています（改正法附則 34①一イ、軽減通達 11）。

したがって、店内で飲食する寿司と区別されずに提供されたものは、その時点で「食事の提供」に該当し、その後、顧客がパック詰めにして持ち帰ることとしても、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

なお、顧客が持ち帰り用として注文し、パック詰めにして販売するものは、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(飲食店のレジ前の菓子等の販売)

問 53 飲食店のレジ前にある菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10）。

ご質問のように飲食店のレジ前にある菓子の販売は、単に飲食料品を販売しているものと考えられることから、飲食料品を飲食させる役務の提供に該当せず、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(飲食店で提供する缶飲料、ペットボトル飲料)

問 54 当社は、ラーメン屋を営んでおります。ラーメンの提供のほか、缶飲料、ペットボトル飲料をコップに入れず、缶又はペットボトルのまま提供していますが、これら飲料の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10）。

ご質問の飲食店で缶飲料、ペットボトル飲料をそのまま提供したとしても、店内で飲食さ

せるものとして提供しているものであることから、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

(立食形式の飲食店)

問 55 カウンターのみ設置した立食形式の飲食店が行う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。また、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ又はこれら以外の設備であっても、又は飲食目的以外の施設等に設置されたテーブル等であってもこれらの設備が飲食料品の飲食に用いられるのであれば、「飲食設備」に該当します(改正法附則 34①一イ、軽減通達 8)。

したがって、カウンターのみ設置した立食形式の飲食店で、飲食料品を飲食させる役務の提供は、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

(フードコートでの飲食)

問 56 当社は、ショッピングセンターのフードコートにテナントとしてラーメン店を出店していますが、フードコートのテーブル、椅子等はショッピングセンターの所有で、当社の設備ではありません。このような場合であっても、当社が行うラーメン等の飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。

【答】

「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当します。

ご質問のショッピングセンターのフードコートが、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとされている場合には、貴社の行う飲食料品(ラーメン等)の提供は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」になります。

(公園のベンチでの飲食)

問 57 当社は、移動販売車で「食品」を販売しています。公園のベンチのそばで販売し、顧客がその公園のベンチを利用して飲食している場合、この食品の販売は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。

【答】

「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当します（軽減通達9）。

ご質問の公園のベンチが、こうした合意等に基づき貴社の顧客に利用させることとしているものではなく、誰でもベンチを利用できる場合には、飲食設備に該当せず、貴社の飲食料品の提供は、「食事の提供」ではなく、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

（旅客列車の食堂車での食事、移動ワゴン販売の飲食料品の販売）

問 58 列車内食堂施設で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、列車内の移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

列車内の食堂施設において行われる飲食料品の提供は、これに該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10(5)）。

他方、旅客列車の施設内に設置された売店や移動ワゴン等による弁当や飲み物等の販売は、例えば、その施設内の座席等で飲食させるために提供していると認められる次のような飲食料品の提供を除き、軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します（軽減通達 10（注）2）。

- ① 座席等で飲食させるための飲食メニューを座席等に設置して、顧客の注文に応じてその座席等で行う食事の提供
- ② 座席等で飲食するため事前に予約を取って行う食事の提供

したがって、列車内の移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、①又は②に該当する場合を除き、軽減税率の適用対象となります。

（カラオケボックスでの飲食料品の提供）

問 59 カラオケボックスの客室内で飲食メニューを設置し、顧客の注文に応じて飲食料品を提供していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

カラオケボックスの客室で顧客の注文に応じて行われる飲食料品の提供は、これに該当しますので、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10(2)）。

(映画館の売店での飲食料品の販売)

問 60 映画館の売店での飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

映画館内に設置された売店でされる飲食料品の販売は、単に店頭で飲食料品を販売しているものですので、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

なお、売店のそばにテーブル、椅子等を設置して、その場で顧客に飲食させている場合には、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」に該当しますので、持ち帰りによる販売（持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の譲渡）である場合を除き、軽減税率の適用対象となりません（軽減通達 10(4)）。

(注) 1 持ち帰りの販売かどうかは、顧客への意思確認等により行うこととなります（問 50（ファストフードのテイクアウト）参照）。

2 売店により、例えば、映画館の座席で次のような飲食料品の提供が行われる場合には、当該飲食料品の提供は、食事の提供に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10（注）2）。

① 座席等で飲食させるための飲食メニューを座席等に設置して、顧客の注文に応じてその座席等で行う食事の提供

② 座席等で飲食するため事前に予約を取って行う食事の提供

(旅館、ホテル等宿泊施設における飲食料品の提供)

問 61 旅館、ホテルの宴会場や、会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、ホテルのレストランで提供している飲食料品を客室まで届ける、いわゆるルームサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。旅館、ホテル等（以下「ホテル等」といいます。）の宴会場や会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、それがホテル等自体又はホテル等のテナントであるレストランが行うものである場合には、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10(1)）。

また、ホテル等の客室から、ホテル等が直接運営する又はホテル等のテナントであるレストランに対して飲食料品を注文し、そのレストランが客室に飲食料品を届けるようないわゆるルームサービスは、ホテル等の客室内のテーブル、椅子等の飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

(ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料等)

問 62 ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます。

ご質問のように、ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料(酒税法に規定する酒類を除きます。)を販売する場合は、単に飲食料品を販売するものであることから、飲食料品を飲食させる役務の提供に該当せず、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります(改正法附則 34①一)。

(バーベキュー施設での飲食等)

問 63 当社が運営するバーベキュー場は、施設利用料 1 人 1,500 円のほか、当社が準備したメニューから、それぞれお好みの肉の種類などを選んでいただき、別途食材代を支払っていただき、いわゆる手ぶらバーベキューサービスを行っています。

この場合、施設利用料と食材代を含めた全額が軽減税率の適用対象とならないのでしょうか。

【答】

バーベキュー施設内で飲食する飲食料品について、ご質問のようにそのバーベキュー施設を運営する事業者からしか提供を受けることができない場合には、施設利用料と食材代を区分していたとしても、その全額が飲食に用いられる設備において飲食料品を飲食させる役務の提供に係る対価と認められますので、その全額が「食事の提供」の対価に該当し、軽減税率の適用対象となりません(改正法附則 34①一イ)。

なお、飲食料品を提供する事業者が、バーベキュー施設を運営する事業者自体ではなく、その運営事業者の契約等により、顧客にバーベキュー施設の飲食設備を利用させている事業者である場合についても同様です。

(「ケータリング」や「出張料理」)

問 64 顧客の自宅で調理を行って飲食料品を提供する「出張料理」は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング、出張料理」)は含まれないこととされています(改正法附則 34①一口、軽減通達 12)。

いわゆる「ケータリング、出張料理」は、相手方が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が食材等を持参して調理して提供するものや、調理済みの食材を当該指定された

場所で加熱して温かい状態で提供すること等をいい、具体的には以下のような場合が該当します。

- ① 相手方が指定した場所で飲食料品の盛り付けを行う場合
- ② 相手方が指定した場所で飲食料品が入っている器を配膳する場合
- ③ 相手方が指定した場所で飲食料品の提供とともに取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置等を行う場合

したがって、ご質問のいわゆる「出張料理」は、顧客の自宅で調理を行って飲食料品を提供していることから、「相手方の指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

なお、「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」であっても、次の施設において行う一定の基準を満たす<sup>※1</sup>飲食料品の提供については、軽減税率の適用対象とされています（改正法附則34①一口、改正令附則3②）。

- ① 老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者<sup>※2</sup>に対して行う飲食料品の提供
- ② 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供
- ③ 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全て<sup>※3</sup>に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ④ 「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」第2条に規定する夜間課程を置く高等学校の施設において、当該高等学校の設置者が、当該夜間過程において行う教育を受ける生徒の全て<sup>※3</sup>に対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑤ 「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」第2条に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設において、当該特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全て<sup>※3</sup>に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑥ 学校教育法第1条に規定する幼稚園の施設において、当該幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全て<sup>※3</sup>に対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供
- ⑦ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校に設置される寄宿舎において、当該寄宿舎の設置者が、当該寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

※1 上記①～⑦の施設の設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。また、累計額の計算方法につきあらかじめ書面で定めている場合にはその方法によることとされています



(平成28年財務省告示第100号)。

※2 60歳以上の者、要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者又はそれらの者の配偶者に限られます。

※3 アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかつたとしても軽減税率の適用対象となります。

(家事代行)

問 65 当社は、お客様の自宅に伺って料理代行サービス(食材持込)を行っておりますが、このサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング、出張料理」)は含まれないこととされています(改正法附則34①一口、軽減通達12)。

ご質問のように、顧客の自宅で料理を行い、飲食料品を提供するサービスは、いわゆる「ケータリング、出張料理」に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません。

(出前の適用税率)

問 66 そばの出前、宅配ピザの配達は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

そばの出前、宅配ピザの配達は、顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①)。

(注) 顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けることは、「食事の提供」には該当せず、また、いわゆる「ケータリング、出張料理」にも該当しません。

(社内会議室への飲食料品の配達)

問 67 当社では、当社内の喫茶室を営業している事業者に依頼して、社内の会議室まで飲料を配達してもらうことがあります。このような場合の飲料の配達は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】

【答】

ご質問の飲料の配達は、顧客の指定した場所まで単に飲料を届けるような場合、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①)。

ただし、その飲料の配達後に、会議室内で給仕等の役務の提供が行われる場合には、いわゆる「ケータリング、出張料理」に該当し、軽減税率の適用対象となりません(改正法附則34①一口、軽減通達12)。

(配達先での飲食料品の取り分け)

問 68 当社は、味噌汁付弁当の販売・配達を行っています。弁当と味噌汁を配達する際には、配達先で味噌汁を取り分け用の器に注いで一緒に提供していますが、この場合の味噌汁付弁当の販売は、ケータリングに該当しますか。【平成 30 年 1 月追加】

【答】

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の「役務」を伴う飲食料品の提供（いわゆる「ケータリング、出張料理」）は含まないこととされています（改正法附則 34①一口、軽減通達 12）。

この「役務」には、「盛り付け」を含むとされていますが、飲食料品の譲渡に通常必要な行為である、例えば、持ち帰り用のコーヒーをカップに注ぐような、容器への「取り分け」行為は、含まれません。

したがって、ご質問の「味噌汁を取り分け用の器に注ぐ」という行為は、味噌汁の販売に必要な行為である「取り分け」に該当し、ケータリングに該当しません（味噌汁付弁当の全体が軽減税率の適用対象となります。）。

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

問 69 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食 500 円、昼食 550 円、夕食 640 円で、昼食と夕食の間の 15 時に 500 円の間食を提供しています。

これらの食事は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供とは、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます（改正法附則 34①一口、改正令附則 3②一）。

また、軽減税率の適用対象となるサービス付き高齢者向け住宅において行う飲食料品の提供とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第 6 条第 1 項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます（改正令附則 3②二）。

これらの場合において、有料老人ホーム等の設置者又は運営者が、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が一食につき 640 円以下であるもののうち、その累計額が 1,920 円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。

ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（640 円以下のものに限る。）をあらかじめ書面により明らかにしている場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額

を計算するものとされています（平成28年財務省告示第100号）。

ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円 ≤ 640円	550円 ≤ 640円	500円 ≤ 640円	640円 ≤ 640円	= 2,190円（1,550円）
（累計 500円）	（累計 1,050円）	（累計 1,550円）	（累計 2,190円）	

夕食は、一食につき 640 円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が 1,920 円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（標準）	夕食（軽減）	合計（内軽減税率対象）
500円 ≤ 640円	550円 ≤ 640円	500円 ≤ 640円	640円 ≤ 640円	= 2,190円（1,690円）
（累計 500円）	（累計 1,050円）	累計対象外	（累計 1,690円）	

（学生食堂）

問 70 当校は、学生食堂を設けています。利用は生徒の自由ですが、この学生食堂の飲食料品の提供は、学校給食法の規定に基づく「学校給食」として、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「学校給食」とは、学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該施設の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供をいいますので、利用が選択制である学生食堂での飲食料品の提供はこれに該当しません（改正法附則 34①ーイ、改正令附則 3②三）。

また、学生食堂での飲食料品の提供は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません。

【参考】

○ 学校給食法

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(病院食)

問 71 病院食は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

健康保険法等の規定に基づく入院時食事療養費に係る病院食の提供は非課税とされていることから、消費税は課されません（消法6①、消法別表1六、消令14）。

なお、患者の自己選択により、特別メニューの食事の提供を受けている場合に支払う特別の料金については、非課税となりません。また、病室等で役務を伴う飲食料品の提供を行うものですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一口）。

(飲食料品の提供に係る委託)

問 72 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っていますが、当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供は、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られています（改正法附則34①一口、改正令附則3②一）。貴社が有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき行う食事の調理は、受託者である貴社が、委託者である有料老人ホームに対して行う食事の調理に係る役務の提供ですので、軽減税率の適用対象となりません（軽減通達13）（問69（有料老人ホームの飲食料品の提供）参照）。

#### IV 「一体資産」の適用税率の判定

(食玩)

問 73 菓子と玩具により構成されている、いわゆる食玩は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、改正令附則 2）。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

したがって、ご質問の商品が①及び②に該当する場合には、「飲食料品」に含まれることから、その販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(高価な容器に盛り付けられた洋菓子)

問 74 ケーキ等の洋菓子をカップ等の専用容器に盛り付けて販売していますが、この専用容器は特注品で、食器として再利用できるものとなっており、菓子よりも高価です。この商品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

飲食料品の販売に際し、使用される容器が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その容器も含め、飲食料品の譲渡に該当します。

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、改正令附則 2）。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

ご質問の商品は、洋菓子より専用容器の方が高価であることから、②に該当しないため、「飲食料品」に含まれません。

したがって、ご質問の洋菓子と専用容器の販売は、商品全体が軽減税率の適用対象となりません。

(食品と食品以外の資産で構成された福袋)

問 75 食品と食品以外の商品で構成された福袋の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの(あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの)は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります(改正法附則 34①一、改正令附則 2)。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

したがって、ご質問の福袋が①及び②に該当する場合には、「飲食料品」に含まれることから、その販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(食品と食品以外の資産が選択可能である場合の一体資産該当性)

問 76 当社は、店内飲食と持ち帰りのどちらもすることができる飲食店を経営し、お菓子とドリンクとおもちゃをセット商品として販売しています。このセット商品のお菓子・ドリンクは、顧客がメニューの中から選択することができるようにして販売していますが、顧客がこのセット商品を持ち帰る場合、一体資産に該当しますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの(一の資産に係る価格のみが提示されているものに限ります。)をいいます(改正法附則 34①)。

ご質問のように、そのセット商品を構成する食品又は食品以外の資産について、顧客が選択可能であれば、あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものではないため、一体資産に該当せず、一括譲渡(課税関係の異なる2以上の資産(軽減税率の適用対象とならない資産、軽減税率の適用対象資産又は非課税対象資産のうち異なる2以上の資産)を同一の者に同時に譲渡すること)に該当することから、個々の資産の譲渡等の対価の額が合理的に区分されていない場合には、それぞれの資産の価額に基づき合理的にあん分する必要があります。

なお、ご質問のお菓子とドリンクの販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となりますが、おもちゃの販売は、軽減税率の適用対象となりません。その場合、売価や仕入原価などからそれぞれの対価の額等によりあん分するなどして、軽減税率適用対象の対価の額、軽減税率適用対象外の対価の額を算出することとなります。

(参考) セット商品を構成する食品又は食品以外の資産について、選択可能な組合せのパターンを提示し、それぞれ組合せに係る価格のみを提示している場合には、一体資

産に該当しますのでご注意ください。

(1万円以下の判定単位)

問 77 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングし、セット商品として小売業者に卸売販売しています。販売に際しては、100個単位で販売しており、販売価格を100,000円(税抜き)としています。

この場合、軽減税率の適用対象となる一体資産かどうかの判定に当たり、一体資産の譲渡の対価の額(税抜き)が10,000円以下かどうかは、どのように判定することになりますか。【平成30年1月追加】

【答】

軽減税率の適用対象となる一体資産かどうかの判定に当たり、一体資産の譲渡の対価の額(税抜き)が10,000円以下かどうかは、セット商品1個当たりの販売価格で判定することとなります。

したがって、ご質問のセット商品1個当たりの税抜き販売価格は、1,000円(100,000円÷100個)となりますので、一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)は、10,000円以下となります。

(一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合)

問 78 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングしてセット商品として税抜価格1,000円で販売しようと考えています。これら商品のそれぞれの仕入価格は、以下のとおりです。このセット商品は、軽減税率の適用対象となる「一体資産」に該当しますか。  
仕入価格(税込み): 紅茶 450円、ティーカップ 200円

【答】

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの(あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの。)は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①一、改正令附則2)。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

②の割合は、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の割合など、事業者が合理的に計算した割合であればこれによって差し支えないとされています(軽減通達5)。

イ その一体資産の譲渡に係る売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合

ロ その一体資産の譲渡に係る原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

ご質問の商品は、次のとおりロに示した計算方法によって計算し、その結果、食品に係る

部分の割合が3分の2以上であるものに該当します。

紅茶（食品）の原価	一体資産の譲渡の原価	一体資産の譲渡の原価のうち、食品の占める割合
450円	／ 650円	≒ 69.2% ≥ 3分の2 (66.666…%)

したがって、ご質問の商品は、食品と食品以外の資産をセット商品として1,000円という価格のみを提示して販売していることから、一体資産に該当し、その対価の額が1万円以下であり、かつ、食品に係る部分の価額の占める割合が3分の2以上のものとなりますので、その販売は、全体が軽減税率の適用対象となります。

（食品と酒類のセット販売時の一括値引）

問 79 ビールと惣菜を単品で販売するほか、セットで購入した方に一括で値引きして販売していますが、「一体資産」に該当しますか。

また、値引額は、どのような取扱いになりますか。【平成30年11月改訂】

【答】

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（一の資産に係る価格のみが提示されているものに限り、）をいいます。

ご質問のように、ビールと惣菜をそれぞれ別々の商品として販売している場合に、これらの商品を組み合わせて、一括で値引きを行って販売するときは、あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものではないことから、「一体資産」に該当しません（改正法附則34①、改正令附則2、軽減通達4）。

なお、一括して値引きを行った場合のそれぞれの値引き後の対価の額は、それぞれの資産の値引き前の対価の額等によりあん分するなど合理的に算出することとなります（軽減通達15）。

また、惣菜（食品）の販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となりますが、酒税法に規定する酒類であるビールの販売は、軽減税率の適用対象となりません（問12（お酒の販売）参照）。

（参考） 例えば、顧客が割引券等を利用したことにより、これら同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引額控除後の対価の額を区分することとされています。

当該資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が確認できるときは、当該資産の譲渡等に係る値引額又は値引額控除後の対価の額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています（軽減通達15）。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の対価の



額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の対価の額が領収書等の書類により確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

(合理的な割合が不明な小売事業者等)

問 80 当社は、小売業を営んでおり、食玩を販売しています。その食玩に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合が不明ですが、仕入れの際に仕入先が適用した税率を適用して販売することも認められますか。

【答】

ご質問のように、小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売する対価の額（税抜き）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。

## V 「新聞の譲渡」の範囲等

(いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売)

問 81 いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「新聞」とは、定期購読契約が締結された週2回以上発行される、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するものです（改正法附則34①二）。

したがって、いわゆるスポーツ新聞や業界紙、日本語以外の新聞等についても、1週に2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づく譲渡であれば、軽減税率の適用対象となります。

(「定期購読契約」に基づく新聞の範囲)

問 82 コンビニエンスストアで販売する新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象である「新聞」は、定期購読契約に基づくものとされており、「定期購読契約」とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいいます（改正法附則34①二）。

したがって、コンビニエンスストア等の新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため軽減税率の適用対象となりません。

(1週に2回以上発行する新聞)

問 83 当社が販売する新聞は、通常週2回発行されていますが、休刊日により週に1回しか発行されない場合があります。この場合の新聞の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「1週に2回以上発行する新聞」とは、通常の発行予定日が週2回以上とされている新聞をいいますので、国民の祝日及び通常の頻度で設けられている新聞休刊日によって発行が1週に1回以下となる週があっても「1週に2回以上発行する新聞」に該当します（改正法附則34①二、軽減通達14）。

したがって、ご質問の新聞が、定期購読契約に基づくものであれば、軽減税率の適用対象となります。

(電子版の新聞)

問 84 インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限ります。)の定期購読契約に基づく譲渡をいいます(改正法附則 34①二)。

他方、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません(消法 2①八の三)。

## VI 区分記載請求書等の記載方法等

(課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問 85 区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等の内容は、どの程度まで詳しく記載する必要がありますか。

【答】

現行の仕入税額控除制度（請求書等保存方式）においても、保存すべき請求書等には課税資産の譲渡等の内容の記載が必要となっています。

区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等には、

- ① 課税資産の譲渡等（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）に係る資産又は役務の内容
- ② 当該課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨

が記載されていなければなりません（改正法附則 34②）。

したがって、課税資産の譲渡等の内容については、その内容が軽減対象資産であるか、それ以外の資産であるかが明確になるよう、現行の請求書等と同様に、基本的には、個別の商品名等の記載が行われている必要があります。

ただし、取引当事者間で当該資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等かどうかの判別が明らかである場合は、資産の内容等について商品コード等による表示も認められています（軽減通達 18）。

(多数の商品登録が行えないレジにより発行するレシートに係る課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問 86 当店は、八百屋を営む免税事業者です。野菜のほか一部台所用品等の雑貨も販売しています。顧客は主に消費者ですが、近隣の飲食店等の事業者とも取引しています。

平成 31 年 (2019 年) 10 月から、当社が発行するレシートを区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにして考えています。しかしながら、当店のレジは、税率ごとの区分記載は行えますが、多数の商品登録が行えません。

このため、資産の内容の記載について、個々の商品の名称でなく下記のように「野菜」等、当社が販売している商品の一般的総称で記載することを考えていますが、このようなレシートも区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に該当しますか。

【平成 28 年 11 月改訂】

八百〇		
東京都 . . .		
XX年11月1日		
領 収 書		
野菜※	1	¥108
野菜※	1	¥972
雑貨	1	¥330
合 計		¥1,410
		(10%対象 ¥330)
		(8%対象 ¥1,080)
お預り		¥1,500
お 釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

記載事項① (野菜) → 記載事項② (税率ごとの区分)

※ 枠囲みの事項が平成 31 年 (2019 年) 10 月から追加された記載事項に該当します。

【答】

ご質問のような事情がある場合に交付される当該レシートは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として認められます。

平成 31 年 (2019 年) 10 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です (これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則 34②)。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

なお、小売業等にあつては、④の記載事項は必要ありません（消法30⑨一）。

ところで、個人商店等をはじめ、中小の小売店等が利用しているレジには、多数の商品を登録できないものがありますが、このようなレジでは、個別の商品名等を登録することが事実上不可能です。このような場合には、その店舗が取り扱っている商品の一般的な総称（例えば、八百屋であれば「野菜」、精肉店であれば「肉」、又は一括して「食品」や「飲食料品」との記載）の記載であっても、取引された資産が、①課税資産の譲渡等に係るものであること、②軽減対象資産とそれ以外のものであることが、交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項である「資産の内容」を満たすものとして取り扱われます。

ご質問のレシートは、小売業者が発行するもので、前述の①、②を含め、請求書等の記載事項である④から⑥の事項を満たしていますので、当該レシートの交付を受けた事業者における区分記載請求書等保存方式の請求書等に該当することとなります。

課税事業者である小売業者も、ご質問のようなレジを導入している場合には、同様に取り扱われます。

(注) 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます（消法30⑦、消令49①一）。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります（改正法附則34②）。

※ 以下のレシートのように「部門01」などによる記載は、取引の内容が記載されていると言えませんので、一般的には記載事項を満たしていないこととなりますのでご注意ください。

該当しない例

〇〇精肉店		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
部門01※	1	¥500
部門02※	1	¥980
部門03	1	¥1500
合 計		¥2,980
	(10%対象)	¥1,500
	(8%対象)	¥1,480
お預り		¥3,000
お 釣		¥20
※印は軽減税率対象商品		

(一定期間分の取引のまとめ記載)

問 87 当店は、青果の卸売業を営んでいますが、日々の納品書において個々の販売商品の名称を記載して発行し、一定期間の取引をまとめて請求書等を作成しています。

この場合、区分記載請求書等に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等である旨」についても、個別の品名ごとに記載するのではなく、「11/1～11/30 野菜※（※は軽減対象資産の譲渡等）」のように一定期間分をまとめて記載してもよいですか。

【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

請求書等を課税期間の範囲内で一定期間分の取引についてまとめて作成する場合、その請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等を行った年月日については、〇月〇日といった個々の日付でなくても、その一定期間を記載すればよいこととされています（消法 30⑨一口）。

ただし、一定期間分の取引をまとめて作成した請求書等であっても、平成 31 年（2019 年）10 月以降は現行の制度において必要とされている記載事項に加えて、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます（改正法附則 34②）。

また、例えば、同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間に複数回購入しているような場合、その一定期間分の請求書等に一回ごとの取引の明細が記載又は添付されていなければなりません。請求書等に記載すべき「軽減対象資産の譲渡等である旨」については同一の商品をまとめて、記載しても差し支えありません。

したがって、ご質問の「11/1～11/30 野菜※」といったように、11 月分の同一の商品をまとめた上で、「※」を記載するなどし、軽減対象資産であることを明らかにしている場合、請求書に取引の明細が添付されていれば「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載として認められることとなります。

（参考） 「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」の記載例

- ・ 青果店・・・野菜、果実、青果
- ・ 魚介類の卸売業者・・・魚類、乾物
- ・ 一般の事業者の文房具類の購入・・・文房具

(小規模小売事業者が交付する請求書等に係る記載事項)

問 88 当店は、商店街において、主に消費者向けの鮮魚の小売を行っています。これまで、事業者との取引においても、3万円未満の少額な取引のみであり、顧客に交付する領収書に商品の詳細な内容を記載することを求められていませんでした。

軽減税率制度の実施に伴い、平成31年(2019年)10月から、当店が交付する領収書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成28年11月改訂】

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②)。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)
- ㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

ただし、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法30⑦、消令49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります(改正法附則34②)。

したがって、ご質問の場合、事業者との取引が3万円未満の少額な取引のみということですので、取引の相手方である事業者が、仕入税額控除を適用するためには、従前同様、請求書の保存の必要はありません。

しかしながら、取引先の経理処理の関係上、取引内容等について軽減対象資産の譲渡等か否か等の表示を求められることもあると考えられますので、このようなことも踏まえ、レジの改修やレシートへの手書き補完、又は別途領収書を個別に発行するなど、貴店の取引先との関係も踏まえ、対応についてご検討ください。



(レシートに係る記載内容)

問 89 当店は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のようなレシートを取引先に交付しています。

今後、平成 31 年（2019 年）10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすレシートを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】

スーパー〇〇		
東京都・・・		
XX年11月1日		
<b>領 収 書</b>		
資産の譲渡等の内容	業務用コーラ	1 ￥10,800
	業務用ギューク	1 ￥10,800
	業務用清掃セット	1 ￥21,600
	合 計	¥43,200
	(内消費税等	¥3,200)
お預り	¥50,000	
お 釣	¥6,800	

【答】

平成 31 年（2019 年）10 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則 34②）。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴店の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、平成 31 年（2019 年）10 月からは区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載することが必要です。

(注) 1 レシート(領収書等)についても請求書等に含まれます。

スーパー〇〇		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領収書		
業務用コーラ	※ 1	¥10,800
業務用キューティン	※ 1	¥10,800
業務用清掃セット	1	¥22,000
合計		¥43,600
(10%対象)		¥22,000
(8%対象)		¥21,600
(内消費税等)		¥3,600
お預り		¥50,000
お釣		¥6,400
※印は軽減税率対象商品		

記載事項ハ → (10%対象) ¥22,000  
(8%対象) ¥21,600

記載事項ニ → (10%対象) ¥22,000  
(8%対象) ¥21,600

- 2 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法30⑦、消令49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則34②)。

(参考) 「仕入先から受け取った請求書等に『軽減対象資産の譲渡等である旨』等の記載がなかった場合の追記」については、【制度概要編】問14をご参照ください。

(税抜対価の額と消費税額を記載する場合)

問90 区分記載請求書等保存方式において、記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」について、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税抜価格)」に加えこれに係る消費税額等を記載することとしていますが、記載事項の要件を満たしますか。【平成30年11月追加】

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」が追加されます(改正法附則34②)。

「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」については、ご質問のように、

- ・ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税抜価格)

- ・ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価格）に係る消費税額等のいずれも記載があれば、記載事項としての要件を満たします。

【記載例】

<b>請求書</b>		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	税抜金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計		120,000円
<b>合計</b>	<b>税抜金額</b>	<b>消費税額</b>
<b>10%対象</b>	<b>80,000円</b>	<b>8,000円</b>
<b>8%対象</b>	<b>40,000円</b>	<b>3,200円</b>
※印は軽減税率対象商品		
△△商事(株)		

(参考) 仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します（消法 30⑨二）。

仕入明細書の記載事項についても、「軽減対象課税仕入れである旨」及び「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額（税込価格）」が追加されますが、「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額（税込価格）」については、税率ごとに区分した仕入金額の税抜きの合計額及び税率ごとに区分した消費税額等を記載することとして差し支えありません（改正法附則 34②）。

(区分記載請求書と適格請求書との記載事項の関係)

問 91 当社は、発行するレシートについて、平成 35 年（2023 年）10 月の適格請求書等保存方式における適格請求書への対応まで見込んだレジシステムの改修を行いたいと考えています。

この場合、適格請求書を発行できるレジシステムに改修すれば、区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等として認められるレシートを発行できるのでしょうか。

【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

区分記載請求書等の記載事項と適格請求書等の記載事項は、それぞれ次のとおりとなっており、適格請求書等として必要な事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなります。

したがって、適格請求書等の発行に対応したレジシステムへの改修を行い、適格請求書等の発行が可能となれば、区分記載請求書等として認められるレシートの発行も可能となります。

なお、適格請求書等には、登録番号の記載が必要となります。当該登録番号の発行の申請は、平成 33 年（2021 年）10 月から申請の受付が開始されます。

(注) 区分記載請求書等の記載事項のうち、税率ごとに区分して合計した税込価格については、適格請求書等の記載事項である税率ごとに区分した税抜価格の合計額及び消費税額等を記載することとして差し支えありません。

○ 区分記載請求書等と適格請求書等の記載事項の比較（改正法附則 34②、新消法 57 の 4 ①）

区分記載請求書等 <sup>※1</sup> (平成 31 年(2019 年)10 月～ 平成 35 年(2023 年)9 月)	適格請求書等 <sup>※2</sup> (平成 35 年(2023 年)10 月～)
<p>① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称</p> <p>② 課税資産の譲渡等を行った年月日</p> <p>③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨）</p> <p>④ 税率ごとに区分して合計した税込価格</p> <p>⑤ 区分記載請求書等の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p> <p>※1 区分記載請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、⑤の記載を省略することができる（消法 30⑨一）。</p>	<p>① 適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>② 課税資産の譲渡等を行った年月日</p> <p>③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨）</p> <p>④ 税率ごとに区分した税抜価格又は税込価格の合計額及び適用税率</p> <p>⑤ 消費税額等</p> <p>⑥ 適格請求書の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p> <p>※2 適格請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、適格請求書に代えて以下の記載のある請求書等（適格簡易請求書）を交付することができる（新消法 57 の 4 ②）。</p> <p>① 適格請求書等の記載事項①～③の事項</p> <p>② 税率ごとに区分した税抜価格又は税込価格の合計額</p> <p>③ 消費税額等又は適用税率</p>

(主に事業者との取引を行う事業者が交付する請求書に係る記載事項)

問 92 当社は、事業者に対して青果及び日用雑貨の卸売を行っています。これまで、下記のように現行の請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、平成 31 年 (2019 年) 10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当社は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 125,600円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計		125,600円
△△商事(株)		

資産の譲渡等の内容

【答】

平成 31 年 (2019 年) 10 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です (これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。(改正法附則 34②))。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額 (税込価格)
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴社の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、平成 31 年 (2019 年) 10 月からは区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を追加で記載することが必要です。

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※軽減税率対象		△△商事(株)

(注) 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法30⑦、消令49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則34②)。

(参考) 「仕入先から受け取った請求書等に『軽減対象資産の譲渡等である旨』等の記載がなかった場合の追記」については、【制度概要編】問14をご参照ください。

(免税事業者が発行する請求書に係る記載事項)

問 93 当店は、消費税の免税事業者です。これまで、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、平成31年(2019年)10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成28年11月改訂】

資産の譲渡等の内容	〇〇商店		
	東京都・・・		
	XX年11月1日		
	領収書		
	業務用コーラ	1	¥10,800
	業務用ギョウコ	1	¥10,800
	業務用清掃セット	1	¥21,600
	合計		¥43,200
	お預り		¥50,000
	お釣		¥6,800

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②)。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴店の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、平成31年(2019年)10月からは、軽減対象資産の譲渡等を行った場合には、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を追加で記載することが必要です(改正法附則34②)。

なお、免税事業者は、取引に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは消費税の仕組み上、予定されていません。

〇〇商店	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
業務用コーラ	※ 1 ¥10,800
業務用ビュッヘ	※ 1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥22,000
合計	¥43,600
(10%対象)	¥22,000
(8%対象)	¥21,600
お預り	¥50,000
お釣	¥6,400
※印は軽減税率対象商品	

(注) 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法30⑦、消令49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則34②)。

(商品の全てが軽減税率の対象である場合)

問 94 請求書等に記載されている商品が全て飲食料品などの軽減税率の対象となる場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載がされている必要がありますか。【平成28年11月改訂】

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます(改正法附則34②)。

ご質問のように、当該請求書等に記載されている商品等の全てが軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合は、例えば、請求書等に「全商品が軽減税率対象」などと記載し、請求書等に記載されている商品等の全てが「軽減対象資産の譲渡等である旨」が明らかにされている必要があります。

この点については、請求書等を発行する事業者の方々もご留意いただく必要があります。



(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)

問 95 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のような請求書を取引先に交付しています。

軽減税率制度の実施に伴い、平成 31 年 (2019 年) 10 月から、当社が交付する請求書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成 30 年 1 月追加】【平成 30 年 11 月改訂】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 86,400円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	コップ	5,400円
11/3	花瓶	4,320円
⋮	⋮	⋮
合計		86,400円
△△商事(株)		

【答】

平成 31 年 (2019 年) 10 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等 (領収書も含みます。) には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な記載事項として「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます (改正法附則 34②)。

ご質問のように、販売する商品が軽減税率の適用対象とならないもののみであれば、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要ですし、これまでと同様に課税資産の譲渡等の対価の額 (税込価格) の記載があれば、結果として「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとなります。

したがって、平成 31 年 (2019 年) 10 月から貴社が発行する請求書の記載事項に変更はありません。

(税率ごとに分けて交付する請求書)

問 96 平成 31 年 (2019 年) 10 月から、当社が発行する請求書を区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにして考えています。この場合、軽減税率の対象となる食料品と標準税率の対象となる日用品をまとめて販売する際に、異なる税率の商品を同一の請求書に記載するのではなく、税率ごとの請求書を交付してよいですか。【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

平成 31 年 (2019 年) 10 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等 (領収書も含みます。) には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます (改正法附則 34②)。

したがって、ご質問のように税率ごとに請求書を分けて、交付することは差し支えありませんが、この場合であっても、仕入税額控除の要件を満たすためには、軽減税率の対象となる商品に係る請求書には、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載が必要となります。

【税率ごとに区分記載請求書等を分けて交付する場合の記載例】

軽減税率対象分

軽減税率対象分以外

請求書		
<b>(軽減税率対象)</b>		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		43,200円
△△商事(株)		

請求書		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円
△△商事(株)		

(相手方の確認を受けた仕入明細書等)

問 97 当店は、食料品及び日用雑貨の小売りを行っています。これまで、仕入先への代金の支払いに当たり、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。

今後、平成 31 年 (2019 年) 10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、保存したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 30 年 1 月追加】

仕入明細書		
㈱〇〇御中		XX 年 11 月 30 日
		△△商店
11 月分	125,600 円 (税込)	
日付	品名	金額
11/1	いちご	5,400 円
11/2	牛肉	10,800 円
11/2	キッチンペーパー	2,160 円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計 (税込み)		125,600 円

【答】

現行の請求書等保存方式においても、仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します (消法 30⑨二)。

これは、区分記載請求書等保存方式の下でも同様ですが、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です (これまでの仕入明細書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。(改正法附則 34②))。

- ㊶ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊷ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ㊸ 課税仕入れを行った年月日
- ㊹ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)

- ㊺ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額 (税込価格)

したがって、平成 31 年 (2019 年) 10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」及び「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」を追加で記載した上で、相手方の確認を受けたものを保存しておく必要があります。

仕入明細書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
		△△商店
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400円
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計(税込み)		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※印は軽減税率対象商品		

(旧税率対象が混在する請求書)

問 98 当店は、飲食料品及び関連商品の卸売業を営んでおり、毎月15日締めで相手先に請求を行っています。請求締め日が月中であることから、平成31年(2019年)10月分の請求書(9/16~10/15)には、平成31年(2019年)9月30日までの旧税率8%と平成31年(2019年)10月1日からの軽減税率8%の対象商品が混在することとなりますが、区分記載請求書等としての記載要件を満たすためには、どのような記載が必要となりますか。

【平成29年1月追加】

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②)。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

ところで、平成31年(2019年)9月までの取引に適用される税率8%(以下「旧税率」といいます。)は、消費税率6.3%と地方消費税率1.7%の合計であり、他方、平成31年(2019

年) 10月からの取引に適用される軽減税率8%は、消費税率6.24%と地方消費税率1.76%の合計ですので、旧税率8%と軽減税率8%では、その内訳が異なります。

このため、貴店の平成31年(2019年)10月分の請求書の場合のように、一の請求書において、旧税率が適用される取引と軽減税率が適用される取引とが混在するときは、上記㊸(税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額)の記載に当たり、標準税率10%と軽減税率8%を税率ごとに合計するだけでなく、旧税率8%の対象商品についても、例えば、次の記載例のように、当該商品を区分して合計する必要があります。

【同一請求書内で、平成31年(2019年)9月30日までの取引と平成31年(2019年)10月1日からの取引を区分して発行する場合の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		2019年10月31日
10月分 141,600円(税込) (9/16~10/15)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
⋮	⋮	⋮
①	<b>9月分 小計</b>	<b>32,400円</b>
10/1	② 小麦粉 ※	5,400円
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	② 牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
③	10月分 小計	10%対象 66,000円
		8%対象 43,200円
合計		141,600円
④	<b>※印は軽減税率対象商品</b>	
△△商事(株)		

- ① 旧税率の適用対象となる平成31年(2019年)9月30日までの取引については、課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)の合計額を記載
- ② 平成31年(2019年)10月1日からの取引については、軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ③ 平成31年(2019年)10月1日からの取引については、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載
- ④ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

【平成31年（2019年）9月30日までの取引に係る請求書と平成31年（2019年）10月1日からの取引に係る請求書を分けて発行する場合の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		2019年10月31日
① 9月分 32,400円(税込) (9/16~9/30)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計		32,400円
△△商事(株)		

請求書		
(株)〇〇御中		2019年10月31日
② 10月分 109,200円(税込) (10/1~10/15)		
日付	品名	金額
10/1	③ 小麦粉 ※	5,400円
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	③ 牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		109,200円
④ 10%対象		66,000円
8%対象		43,200円
⑤ ※印は軽減税率対象商品		
△△商事(株)		

- ① 旧税率の適用対象となる平成31年（2019年）9月30日までの取引に係る請求書を発行
- ② 新税率の適用対象となる平成31年（2019年）10月1日からの取引に係る請求書を発行
- ③ 平成31年（2019年）10月1日からの取引については、軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ④ 平成31年（2019年）10月1日からの取引については、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載
- ⑤ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(一括値引がある場合のレシートの記載)

問 99 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社では、飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額（税込み）から 1,000 円の値引きができる割引券を発行しています。

平成 31 年（2019 年）10 月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。【平成 30 年 11 月改訂】

【答】

飲食料品と飲食料品以外の資産を同時に譲渡し、割引券等の利用により、その合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の課税資産の譲渡等の対価の額に対してそれぞれ消費税が課されることとなります。

そのため、レシート等における「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、値引き後のものを明らかにする必要があります。

なお、税率ごとに区分された値引き前の課税資産の譲渡等の対価の額と税率ごとに区分された値引額がレシート等において明らかとなっている場合は、これらにより値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額が確認できるため、このような場合であっても、値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が明らかにされているものとして取り扱われます。

ご質問の場合、レシートの記載方法としては次のようなものがあります。

(参考)

顧客が割引券等を利用したことにより、同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引き後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引き後の対価の額を区分することとされています。

当該資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引き後の対価の額が確認できるときは、当該資産の譲渡等に係る値引額又は値引き後の対価の額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています（軽減通達 15）（問 79（食品と酒類のセット販売時の一括値引）参照）。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の対価の額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の対価の額が領収書等の書類により確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

(例) 雑貨 3,300 円 (税込み)、牛肉 2,160 円 (税込み) を販売した場合

【値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載する方法】

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
割引	¥1,000
合計	¥4,460
①	(10%対象 ¥2,696) (8%対象 ¥1,764)
※印は軽減税率対象商品	

① 値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額 (税込み)

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

$$10\% \text{対象} : 1,000 \times 3,300 / 5,460 \doteq 604$$

$$8\% \text{対象} : 1,000 \times 2,160 / 5,460 \doteq 396$$

また、値引き後の対価の額は次のとおり計算しています。

$$10\% \text{対象} : 3,300 - 604 = 2,696$$

$$8\% \text{対象} : 2,160 - 396 = 1,764$$

【値引き前の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」と税率ごとの値引額を記載する方法】

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
①	(10%対象 ¥3,300) (8%対象 ¥2,160)
割引	¥1,000
②	(10%対象 ¥604) (8%対象 ¥396)
合計	¥4,460
※印は軽減税率対象商品	

① 値引き前の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額 (税込み)

② 税率ごとの値引額

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

$$10\% \text{対象} : 1,000 \times 3,300 / 5,460 \doteq 604$$

$$8\% \text{対象} : 1,000 \times 2,160 / 5,460 \doteq 396$$

※ ①及び②の記載がそれぞれある場合、値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとして取り扱われます。

$$\left( \begin{array}{l} 10\% \text{対象} : 3,300 - 604 = 2,696 \\ 8\% \text{対象} : 2,160 - 396 = 1,764 \end{array} \right)$$



(売上げに係る対価の返還等がある場合の請求書の記載)

問 100 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。

また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。

販売奨励金の対象となる商品に飲食料品とそれ以外の資産が含まれている場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、当該販売奨励金の額を税率ごとに区分して記載する必要があるのでしょうか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当し、取引先の仕入れに係る対価の返還等に該当します。

売上げに係る対価の返還等を行った事業者については、その売上げに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなり、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税資産の譲渡等の内容に応じて税率ごとにあん分し、区分することとなります（改正法附則 34②、改正令附則 8 ①）。

また、仕入れに係る対価の返還等を受けた事業者については、その仕入れに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなり、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税仕入れの内容に応じて税率ごとにあん分し、区分することとなります（改正法附則 34②、改正令附則 7）。

こうした売上げに係る対価の返還等を行った場合や仕入れに係る対価の返還等を受けた場合、一定の事項が記載された請求書等の保存は求められていませんが、次の事項等を記載した帳簿を保存する必要があります（消法 38②、58、消令 58、71、改正令附則 8 ②、消規 27、改正省令附則 11）。

① 売上げに係る対価の返還等

- ・ 売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及びその旨
- ・ 税率ごとに区分した売上げに係る対価の返還等をした金額

② 仕入れに係る対価の返還等

- ・ 仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及びその旨

したがって、貴社及び取引先は、それぞれ、上記①又は②の事項を帳簿に記載し、税率ごとに区分した販売奨励金に係る消費税額を計算する必要があります。

このようなことを踏まえ、請求書等の記載についての対応をご検討ください。

(参考) 税率ごとの販売奨励金の記載例

<b>請求書</b>		
(株)〇〇御中		
		XX年11月30日
109,400円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
小計		131,200円
①	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円
販売奨励金(10月分)		△21,800円
②	10%対象	△11,000円
	8%対象	△10,800円
合計		109,400円

※印は軽減税率対象商品 (株)〇〇物産

- ① 税率ごとに合計した課税資産の譲渡の等の対価の額(税込み)を記載
- ② 税率ごとの販売奨励金の額を記載

(「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の帳簿への記載方法)

問 101 区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿に記載する「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は、どのように記載したらよいですか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿への「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに「10%」や「8%」の税率が記載されている場合のほか、例えば、軽減税率の対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を別途「※(☆)は軽減対象」などと表示する場合も「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載として認められることとなります。

【記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例①（取引ごとの請求書）】

請求書		
株〇〇御中 XX年11月1日		
7,600円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
合計		7,600円
10%対象		2,200円
8%対象		5,400円
※は軽減税率対象品目		
△△商事(株)		

請求書		
株〇〇御中 XX年11月2日		
13,530円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	しょうゆ※	1,080円
11/2	割り箸	550円
11/2	ティッシュ	1,100円
合計		13,530円
10%対象		1,650円
8%対象		11,880円
※は軽減税率対象品目		
(株)〇〇物産		

XX 年		総勘定元帳 (仕入) (注) 税込経理	
月	日	摘要	借方
11	1	△△商事(株) 雑貨	2,200
11	1	△△商事(株) ※食料品 ①	5,400
11	2	(株)〇〇物産 雑貨	1,650
11	2	(株)〇〇物産 ※食料品 ①	11,880
⋮	⋮	⋮	⋮
			② (※:軽減税率対象品目)

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

(参考) 帳簿への資産の内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

【記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例②（一定期間分の取引をまとめた請求書）】

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目 (株)〇〇物産

総勘定元帳		(仕入)	(注) 税込経理
XX年		摘要	借方
月	日		
11	30	(株)〇〇物産 雑貨(11月分)	88,000
11	30	(株)〇〇物産 ※食料品(11月分) ①	43,200
⋮	⋮	⋮	⋮
			② (※:軽減税率対象品目)

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

## Ⅶ 価格表示

### (価格表示の方法)

問 102 軽減税率制度の実施後、「店内飲食」と「持ち帰り」とで税率が異なりますが、消費者に対する価格表示はどのようにしたらよいですか。【平成 30 年 11 月追加】

#### 【答】

平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日からの軽減税率制度の実施に伴う価格表示について、適切な価格表示を推進し、事業者間の公正かつ自由な競争を促進するとともに、一般消費者の適正な商品又は役務の選択を確保することを目的として、関係省庁連名で、平成 30 年 5 月 18 日付「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」(消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁)が公表され、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場面における小売店等の価格表示の具体例等が示されています。

公表されている内容は、事業者の皆様に対して、現時点において価格表示として考えられる方法の具体例等を示しているものですので、事業者の皆様の事業の実情に応じ、「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」を参考にどのような価格表示を行うのか、ご検討ください。

(参考) 1 消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について (消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁)  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption\\_tax/pdf/consumption\\_tax\\_180518\\_0002.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_180518_0002.pdf)

#### 2 消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について (抜粋)

##### 第 2 具体的な表示方法等

1 事業者がどのような価格設定を行うかは事業者の任意である。その上で、テイクアウト等(軽減税率)及び店内飲食(標準税率)で異なる税込価格(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))を含めた価格をいう。以下同じ。)を設定する場合における価格表示方法としては以下の 2 つの方法が考えられる。

##### ○ テイクアウト等及び店内飲食の両方の税込価格を表示する方法

事業者の判断※により、テイクアウト等及び店内飲食の両方の税込価格を表示することが考えられる。なお、両方の税込価格に併せて、税抜価格(消費税等を含まない価格をいう。以下同じ。)又は消費税額を併記することも認められる。

※ 事業者の判断の具体例としては、例えば以下のようなものが想定される。

○ 「テイクアウト等」と「店内飲食」が同程度の割合で利用される場合において、テイクアウト等と店内飲食の選択における消費者の価格判断を行う際の利便性を向上する など

(具体例)

外食事業者のメニュー表示

メニュー	
ハンバーガー	330 円 (324 円)
オレンジジュース	165 円 (162 円)
〇〇セット	550 円 (540 円)

※下段はテイクアウトの値段となります。

メニュー		
店内飲食 (出前)		
かけそば	770 円	(756 円)
天ぷらそば	990 円	(972 円)
天丼	880 円	(864 円)

イートインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示

総菜パン	162 円
(店内飲食	165 円)

○ **テイクアウト等又は店内飲食のどちらか片方のみの税込価格を表示する方法**

事業者の判断※により、テイクアウト等又は店内飲食のどちらか片方のみの税込価格を表示することが考えられる。

※ 事業者の判断の具体例としては、例えば以下のようなものが想定される。

- 「テイクアウト等」の利用がほとんどである小売店等において、「店内飲食」の価格を表示する必要性が乏しい
- 「店内飲食」の利用がほとんどである外食事業者において、「テイクアウト等」の価格を表示する必要性が乏しい
- 「テイクアウト等」と「店内飲食」両方の価格を表示するスペースがないなど

この点について、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 63 条では、総額表示義務として、不特定かつ多数の者に対してあらかじめ商品や役務の価格を表示するときに、税込価格を表示することが義務付けられているが、当該義務は、あらかじめ価格を表示しない場合にまで課されるものではないことから、テイクアウト等又は店内飲食のどちらか片方のみの税込価格を表示し、もう片方の税込価格を表示しない場合であっても、同条の規定には違反しない。

しかしながら、店内飲食の場合には適用税率が異なるため、テイクアウト等の場合よりも店内飲食のほうが税込価格が高いにもかかわらず、テイクアウト等の場合であることを明瞭に表示せず、その税込価格のみを表示している場合には、一般消費者に店内飲食の価格が実際の価格よりも安いとの誤認を与えてしまい、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条第 2 号の規定により禁止される表示（有利誤認）に該当するおそれがある。

また、一般消費者にとって価格表示は、商品又は役務（サービス）の選択上最も重要な販売価格についての情報を得る手段であるという点を踏まえると、テイクアウト等と店内飲食との間で税込価格が異なる場合は、事業者は、顧客の意思表示により異なる税率が適用され、税込価格が別途計算されることがあり得る旨、店舗内の目立つ場所に掲示するなどの手段により、一般消費者に対して注意喚起を行うことが望ましい。

（具体例）

外食事業者のメニュー表示

メニュー	
ハンバーガー	330 円
オレンジジュース	165 円
〇〇セット	550 円

※テイクアウトの場合、税率が異なりますので、別価格となります。

出前メニュー	
かけそば	756 円
天ぷらそば	972 円
天丼	864 円

※店内飲食の場合、税率が異なりますので、別価格となります。

イートインスペースのある小売店等の価格表示

（商品棚の価格表示）

総菜パン	162 円
------	-------

（店内掲示等）

店内飲食される場合、税率が異なりますので、別価格となります。

（参考）外食事業者やイートインスペースのある小売店等において、適用税率を判定するための顧客への意思確認については、例えば、小売店等では「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」、外食事業者では「テイクアウトの場合はお申し出ください」といった掲示により行うなど、営業の実態に応じた方法で行うこととして差し支えないものとされている。

「異なる税率が適用される旨」の掲示についても、上記意思確認の掲示と併せて表示することが可能となる。

2 事業者がどのような価格設定を行うかは事業者の任意である。そのため、軽減税率が適用されるテイクアウト等の税抜価格を標準税率が適用される店内飲食より高く設定、又は店内飲食の税抜価格を低く設定することで同一の税込価格を設定することも可能である※。その場合における価格表示方法としては以下の方法が考えられる。

※ 具体的には、

テイクアウト等の税抜価格：102 円（8%）→ 110 円（税込価格）  
店内飲食の税抜価格：100 円（10%）→ 110 円（税込価格）

○ **一の税込価格を表示する方法**

事業者の判断※により、テイクアウト等及び店内飲食の税込価格が同一になるようにテイクアウト等の税抜価格を高く設定、又は店内飲食の税抜価格を低く設定した上で、当該一の税込価格を表示することが考えられる。

※ 事業者の判断の具体例としては、例えば以下のようなものが想定される。

- テイクアウト等の税抜価格を上げる例
  - ・「出前」について、配送料分のコストを上乗せする
  - ・「テイクアウト」について、箸や容器包装等のコストを上乗せする
- 店内飲食の税抜価格を下げる例
  - ・「店内飲食」について、提供する飲食料品の品数を減らす
  - ・「店内飲食」の需要を喚起するため
- 従業員教育の簡素化や複数の価格を表示することに伴う客とのトラブル防止に資するなど

(具体例)

外食事業者のメニュー表示

メニュー	
チーズバーガー	350 円
リンゴジュース	180 円
△△セット	600 円

メニュー	
かけうどん	600 円
天ぷらうどん	800 円
かつ丼	850 円

イートインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示

あんパン	170 円
------	-------

(参考) 両方の税込価格が仮に同一であったとしても、適用税率が異なることに変わりはないことを踏まえると、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、以下の点に留意する必要がある。

- ① 「全て軽減税率が適用されます」といった表示や、「消費税は8%しか頂けません」といった表示を行うことは、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）や景品表示法により禁止されている。
- ② テイクアウト等の価格を店内飲食に合わせて値上げする場合には、消費者から問われた際に、先に挙げた具体例も参考にしつつ、合理的な理由を説明することが考えられる。

(参考) 税抜価格を表示する方法（平成33年（2021年）3月31日まで）

消費税転嫁対策特別措置法第10条第1項においては、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（以下「誤認防止措置」という。）を講じているときに限り、同法が失効する平成33年（2021年）3月31日までの間、消費税法第63条に規定する総額表示義務の特例として、税込価格を表示することを要しないこととされている。

その際、現行の誤認防止措置に加え、次に掲げる場合にはそれぞれ、以下の対応を行うことが望ましい。

- ① 税抜価格とともに消費税額を表示する場合  
テイクアウト等と店内飲食との間で、適用税率が異なるため、両方の消費税額を表示する（又は、一定の注意喚起とともに、どちらか片方のみの消費税額を表示する。）。
- ② 税抜価格のみを表示する場合  
一般消費者の適正な商品又は役務の選択を確保する観点から、店舗内の目立つ場所に、テイクアウト等と店内飲食との間で適用税率が異なる旨について掲示するなどの方法により、一般消費者に対して注意喚起を行う。

(具体例)

外食事業者のメニュー表示  
(両方の消費税額を表示)

メニュー	
本体価格 (税額: 店内飲食/テイクアウト)	
ハンバーガー	300 円 (30 円/24 円)
オレンジジュース	150 円 (15 円/12 円)
〇〇セット	500 円 (50 円/40 円)

(片方の消費税額を表示)

出前メニュー	
かけそば	600 円+56 円
天ぷらそば	800 円+72 円
天井	850 円+64 円
※店内飲食の場合、税率が異なるため消費税額が異なります。	

(税抜価格のみを表示)

メニュー	
ハンバーガー	300 円 (税抜)
オレンジジュース	150 円 (税抜)
〇〇セット	500 円 (税抜)
※店内飲食とテイクアウトでは、税率が異なりますので消費税額が異なります。	

(税抜価格のみを表示)

出前メニュー	
かけそば	600 円+税
天ぷらそば	800 円+税
天井	850 円+税
※出前と店内飲食では、税率が異なりますので消費税額が異なります。	

イートインスペースのある小売店等の価格表示  
(商品棚の価格表示)

惣菜パン	150 円
------	-------

(店内掲示等)

当店の価格は全て税抜表示となっております。  
なお、持ち帰りと店内飲食では、税率が異なりますので消費税額が異なります。



## Q &amp; A 追加内容一覧

【消費税の軽減税率制度に関するQ &amp; A（個別事例編）に12問追加】

## ○ 「飲食料品の譲渡」の範囲等

問No.	内容	頁
10	ウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバー用の水の販売	P 2
32	飲食料品のお土産付きのパック旅行	P 2
33	日当等の取扱い	P 3
38	委託販売手数料の取扱い	P 3

## ○ 外食の範囲

問No.	内容	頁
46	スーパーマーケットの休憩スペース等での飲食	P 5
47	飲食可能な場所を明示した場合の意思確認の方法	P 6
48	イートインスペースで飲食される物の限定	P 6
49	コーヒーチケットの取扱い	P 7
52	回転寿司店でパック詰めした寿司を持ち帰る場合	P 8

## ○ 「一体資産」の適用税率の判定

問No.	内容	頁
76	食品と食品以外の資産が選択可能である場合の一体資産該当性	P 9

## ○ 区分記載請求書等の記載方法等

問No.	内容	頁
90	税抜対価の額と消費税額を記載する場合	P 10

## ○ 価格表示（新設）

問No.	内容	頁
102	価格表示の方法	P 12

【消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ &amp; Aに8問追加】

## ○ 適格請求書発行事業者の義務等（適格請求書の交付方法、適格請求書の記載事項）

問No.	内容	頁
31	複数の委託者から委託を受けた場合の媒介者交付特例の適用	P 17
41	販売奨励金等の請求書	P 19
44	複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理	P 20
45	一括値引がある場合の適格簡易請求書の記載	P 21
47	軽減税率の適用対象となる商品がない場合	P 23

## ○ 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件（総論、その他）

問No.	内容	頁
58	仕入明細書に記載する課税仕入れに係る支払対価の額	P 25
59	仕入明細書において対価の返還等について記載した場合	P 26
60	適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付する場合	P 28